

新中学校学習指導要領

実施の手引き

平成29年9月

岐阜県教育委員会

新中学校学習指導要領

実施の手引き

目次

■ 総則	1
■ 各教科	
□ 国語	1 7
□ 社会	3 3
□ 数学	5 1
□ 理科	6 3
□ 音楽	8 5
□ 美術	9 9
□ 保健体育	1 0 9
□ 技術・家庭	1 2 9
□ 外国語	1 4 3
■ 特別の教科 道徳	1 5 9
■ 総合的な学習の時間	1 6 9
■ 特別活動	1 7 5
◇ 中学校の標準授業時数	1 8 1

■ 総則 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の経緯

- ・今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。
- ・このような時代にあつて、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。



- ・“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程の実現」を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」 (育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」 (教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」 (各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」 (子どもの発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」 (学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」 (学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

2 改訂の基本方針

(1) 基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

- 予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要。こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを發揮できるようにしていくことが必要。
- 知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要。 [平成 28 年 12 月中央教育審議会答申]

各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を三つの柱で再整理。

- ・「何を理解しているか、何ができるか」 (生きて働く「知識・技能」の習得)
- ・「理解していること・できることをどう使うか」
(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)
- ・「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」
(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

- ① 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまでに地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- ② 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ③ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ④ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ⑤ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑥ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

(4) カリキュラム・マネジメントの推進

・教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。

・総則において、以下の三つの側面から、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることを新たに示した。

- ① 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

(5) 教育内容の主な改善事項

・言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて、総則や各教科等において、内容やその取扱いの充実を図った。

3 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則について

- ・中学校に関する規定の改正は行っていない。

(2) 前文の趣旨及び要点

- ・「第1章 総則」の前に「前文」を新設し、以下の内容を示した。
 - ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
 - ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。
 - ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の提案。

(3) 総則改正の要点

新しい教育課程の考え方について共有するために、総則は抜本的に改善されている。

① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」

- ・学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善。
- ・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善。
- ・資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善。
- ・言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善。

② カリキュラム・マネジメントの充実

- ・カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、総則の章立てを改善。
- ・生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善。

③ 生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- ・生徒一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について明記。
- ・障がいのある生徒や海外から帰国した生徒、日本語の習得に困難のある生徒、不登校の生徒、学齢を超過した者など、特別な配慮を必要とする生徒への指導と教育課程の関係について明記。
- ・教育課程外の学校教育活動である部活動について、教育課程との関連が図られるようにするとともに、持続可能な運営体制が整えられるようにすることを明記。
- ・教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを明記。

4 道徳の特別の教科化に係る一部改正

(1) 一部改正の経緯

- ・人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命。
- ・今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。
- ・発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図る。

(2) 一部改正の基本方針

- ・これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科道徳」として新たに位置付けた。

- ・目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も「特別の教科道徳」も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。
- ・内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものにするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図った。

(3) 一部改正の要点

① 学校教育法施行規則改正の要点

- ・学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を「特別の教科道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。

② 「総則」改正の要点

ア 教育課程編成の一般方針

- ・「特別の教科道徳」を「道徳科」と言い換えるとともに、道徳教育の目標を「人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。
- ・道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」こととした。

イ 内容等の取扱いに関する共通事項

- ・道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の第2に示す内容であることを明記した。

ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- ・全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うことや、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
- ・各学校において指導の重点化を図るために、生徒の発達の段階や特性等を踏まえること。
- ・職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意すること。
- ・学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表することや、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

5 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

○ 円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。内容の移行がないなど、教科書等の対応を要しない場合は、積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。

- ・総則、総合的な学習の時間、特別活動は、平成30年度から新学習指導要領による。
- ・特例を定める教科は、国語、社会、数学、理科、保健体育である。他の教科は、新学習指導要領によることができる。
- ・道徳科は、平成31年度から新学習指導要領による（平成30年度は先行可能）。

5 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の経緯及び基本方針と要点 前文（略）</p> <p>II 教育課程の編成及び実施 第1章 総則 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、(略) 生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。</p> <p>(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。(略)</p> <p>(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。(略)</p> <p>3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、(略) 生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。</p> <p>(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。</p>	<p>※新しい教育課程の考え方について共有するために、総則は抜本的に改善されている。</p> <p>第1章 総説 第2章 教育課程の基準 ※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説 総則編」の「第1章 総説」「第2章 教育課程の基準」を参照。 第3章 教育課程の編成及び実施 第1節 中学校教育の基本と教育課程の役割 1 教育課程編成の原則 (1) 教育課程の編成の主体 ・教育課程編成における学校の主体性発揮の必要性を強調。</p> <p>2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開 ・「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要。</p> <p>(1) 確かな学力＝知 ・基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めること。</p> <p>(2) 豊かな心＝徳 ・道徳教育に加えて、「体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること」を付加。</p> <p>(3) 健やかな体＝体 ・体育・健康に関する指導について「健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること」を付加。</p> <p>3 育成を目指す資質・能力【新設】 ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、各教科等の指導を通して育成すべき資質・能力を明確にし、各教科等の目標や内容を資質・能力の観点から再整理。 ・資質と能力を一体的に捉え「資質・能力」と表記。 ・日常の指導における創意工夫のために、「何のために学ぶのか」とい学習の意義を、我が国の学校教育の実績を踏まえて、資質・能力として明示。</p> <p>(1) 「知識及び技能」の習得 (2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成 (3) 「学びに向かう力、人間性等」の涵養</p>

4 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするるとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

【情報活用能力】

- ・情報活用能力とは、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力や、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの。
- ・情報活用能力を育成するためには、第1章総則第3の1(3)や各教科等の内容の取扱いに示すとおり、各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図る。

(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

4 カリキュラム・マネジメントの充実【新設】

- ・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

第2節 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成【新設】

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力【新設】

(1) 学習の基盤となる資質・能力

【言語能力】

- ・言葉は、生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの。
- ・言語能力の向上は、生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していく。
- ・言語能力を育成するために、第1章総則第3の1(2)や各教科等の内容の取扱いに示すとおり、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図る。

【問題発見・解決能力】

- ・各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにする。
- ・総合的な学習の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要。

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性（略）

（平成28年12月 中央教育審議会答申）

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

オ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合にあっては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担加重となることのないようにしなければならない。また、特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

ア 各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

イ 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

① 内容の取扱いの原則

- ・学習指導要領は国が定める教育課程の基準。
- ・学習指導要領に示している内容は、全ての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。
- ・各指導事項の関連を十分に検討し、生徒の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序やまとめ方に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要。

② 複式学級の場合の教育課程編成の特例〈変更なし〉

- ・複式学級の場合も、原則は生徒の学年に応じた教育課程を編成することが必要。

③ 選択教科を開設する際の留意事項

- ・自ら課題を設定し追究するなどの課題学習、教科の授業で学習した内容を十分に理解するため再度学習するなどの補足的な学習、教科の授業で学習した内容よりさらに進んだ内容を学習するなどの発展的な学習など、地域や学校の実態を踏まえつつ、生徒の実態に即した多様な選択教科の開設及び授業の実施が大切。
- ・生徒の負担過重となることのないよう適切な配慮が必要。

④ 道徳教育の内容

- ・「実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえる」ことを付加。

(2) 授業時数等の取扱い

① 各教科等の年間授業時数 〈変更なし〉

- ・学校教育法施行規則第73条及び同令別表第2（第73条関係）で規定。

② 年間の授業週数 〈変更なし〉

- ・各教科等の授業時数を35週以上にわたって平均的に配当するほか、生徒の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当を工夫する。

③ 特別活動の授業時数 〈変更なし〉

- ・生徒会活動及び学校行事については、各学校において地域や学校の実態を考慮して実施する活動内容との関わりにおいて授業時数を定める。

切に編成するものとする。

- (ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。
- (イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。
- (ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。
- (エ) 各学校において、生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。
- エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
- (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
- ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。
- イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

4 学校段階間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとする。

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。
- (2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が可能となるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

④ 授業の1単位時間 〈変更なし〉

- ・学校教育法施行規則第73条及び同令別表第2（第73条関係）に定める授業時数の1単位時間は50分とする。

⑤ 短い時間を活用して行う指導

- ・道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。

⑥ 給食、休憩などの時間

- ・現行「第3 授業時数等の取扱い 1」から独立。

⑦ 時間割の弾力的な編成 〈変更なし〉

- ・週単位で固定した時間割が編成できるよう、標準授業時数を35の倍数にすることを基本とした。

⑧ 年間授業日数

- ・休業日の設定に当たっては、必要な授業時数の確保及び生徒への効果的な指導の実現の観点のもとより、生徒や学校、地域の実態を踏まえつつ、地域の年中行事その他の様々な学習や体験の機会の確保等に配慮することも大切。

⑨ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

〈変更なし〉

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

① 資質・能力を育む効果的な指導

- ・指導計画を作成するに当たり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。

② 各教科等及び各学年相互間の関連 〈変更なし〉

- ・各教科等の目標、指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落したりしないように配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で計画を立てる。

4 学校段階間の接続【新設】

(1) 小学校教育との接続及び義務教育学校等の教育課程

次のような工夫が考えられる。

- ・学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
- ・校長・副校長・教頭の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。

(2) 高等学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程

- ・高等学校における新たな教科・科目構成との接続

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施

を含め、小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、中学校教育の充実を図っていくことが重要。

第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

【新設】

- ・各教科等の指導に当たって、資質・能力が偏りなく育成されるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ・主体的・対話的で深い学びは、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して進める。
- ・主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。
- ・「見方・考え方」は、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方であり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い学びにつなげることが重要。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

- ・言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実するとともに、読書活動を充実させる。

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用

- ・生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要。
- ・各教科等の指導に当たっては、情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要。

(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

〈変更なし〉

(5) 体験活動【新設】

- ・「学びに向かう力、人間性等」を育む観点から、体験活動の充実が重要。
- ・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視。
- ・カリキュラム・マネジメントを通して、様々な学習機会をより効果的なものとする。

(6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

〈変更なし〉

(7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

- ・資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充

設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

実させるため、「地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用」を付加。

2 学習評価の充実

- ・現行では配慮事項の一つであった「学習評価」について、新たに独立した項目として設定。

(1) 指導の評価と改善

- ・学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するもの。
- ・「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。
- ・観点別学習状況の評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。
- ・「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている。
- ・「学びに向かう力、人間性等」は次の2点にも留意。
 - ① 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分。
 - ② 観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分。
- ・資質・能力のバランスのとれた学習評価を行うためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要。

(2) 学習評価に関する工夫

- ・評価結果が評価の対象である生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要。
- ・今回の改訂は学校間の接続も重視しており、進学時に生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要。

第4節 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営、生徒の発達の支援【新設】

- ・生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。
- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。
- (4) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要。

(2) 生徒指導の充実

- ・生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、両者は深く関わっている。
- ・生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要。

(3) キャリア教育の充実【新設】

- ・キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要。
- ・キャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を新設。実施に際しては、次の2点に留意。
 - ① キャリア教育の要としての役割を担うこととは、教育活動全体の取組を自己の将来や社会にづくりにつなげていくための役割を果たすこと。
 - ② 小学校から高等学校へのつながりを考慮しながら、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むこと。

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

- ・生徒が主体であることから、「指導」が「学習」という表記になった（「個別指導」→「個別学習」）。

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

- ・「特別な配慮を必要とする生徒への指導」について丁寧記述。

(1) 障がいのある生徒などへの指導

① 生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫

- ・障がいの種類や程度を的確に把握した上で、障がいのある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たる。
- ・総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導に

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を

おける障がいのある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されたことに留意。

② 特別支援学級における特別の教育課程

- ・特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について新たに示した。

- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

- ・特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提。

- ・その上で、なぜ、規定を参考にするというものを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫する。

③ 通級による指導における特別の教育課程

- ・通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が付加。

- ・指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とする。

- ・通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化。

④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

- ・特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒に対する個別の教育支援計画と個別の指導計画について、全員に作成し、活用する。

- ・通常の学級には障がいのある生徒などが在籍していることもあるため、通級による指導を受けていない障がいのある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用し、努める。

(2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導【新設】

① 学校生活への適応等

- ・帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒がもっている外国での生活や異文化に触れた経験や、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や

生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校生徒への配慮

ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。

- ・他の生徒についても、帰国した生徒や外国人の生徒、外国につながる生徒と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮する。

② 日本語の習得に困難のある生徒への通級による指導

- ・平成 26 年に学校教育法施行規則が改正され、日本語の習得に困難がある生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。
- ・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要。

(3) 不登校生徒への配慮【新設】

① 個々の生徒の実態に応じた支援

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第 3 条第 2 号及び第 3 号において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と規定されている。
- ・同法第 7 条第 1 号の規定に基づき教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を文部科学大臣が策定。
- ・不登校生徒については、これらの法令や指針等に基づき適切に支援を行う。
- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの生徒にも起こり得ることとして捉える。
- ・不登校とは、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、生徒の自己肯定感を高めるためにも重要。
- ・不登校生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、支援が必要。

② 不登校生徒の実態に配慮した教育課程の編成

- ・不登校生徒の学習状況に合わせた個別学習、グループ別学習、家庭訪問や保護者への支援等個々の生徒の実態に即した支援、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導方法や指導体制の工夫

(4) 学齢を超過した者への配慮

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を超過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を超過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

イ 学齢を超過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留

改善に努める。

(4) 学齢を超過した者への配慮【新設】

① 学齢を超過した者を対象とする教育課程

- 平成29年3月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢期を超過した者（以下「学齢経過者」という。）に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。

② 学齢を超過した者への教育における指導方法等の工夫改善

- 学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要。
- 日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要。

第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

① カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け【新設】

- 各学校のカリキュラム・マネジメントの実施に当たっては、校長の方針の下に、学校の教育目標などとともに、校長が定める校務分掌に基づき、全教職員が適切に役割分担し、相互に連携することが必要。
- その上で、効果的な年間指導計画の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねることも重要で、こうした取組が学校の特色を創り上げていく。
- カリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要。

② 各分野における学校の全体計画等との関連付け【新設】

- 学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られ、より効果的な指導の実現につながる。

③ 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

- 中学生が学校外のような活動に参加することは、とすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、教育的意義が高いことも指摘されている。そうした教育的意

意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。

第6節 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

義が部活動の充実の中でのみ図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要。

- ・部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。また、中学校教諭の部活動に係る土日の活動時間が長時間勤務の要因の一つとなっており、その適切な実施の在り方を検討していく必要がある。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

① 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会

- ・家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していく。
- ・家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりする。

② 学校相互間の連携や交流

- ・学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

第6節 道徳教育推進上の配慮事項

- ・総則では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育が明記されている。

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(1) 道徳教育の指導体制

- ・道徳教育は、学校の教育活動全体で行うものであり、学校の教育課程の管理者である校長は、その指導力を発揮し、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが必要。
- ・道徳教育推進教師は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれる。

(2) 道徳教育の全体計画

- ・道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示す。

(3) 各教科等における指導の基本方針

- ・各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見直しをもって指導することが

2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

重要。

(4) 各教科等における道徳教育

- ・各教科等における道徳教育を行う際には、それぞれの特質に応じて適切に指導する。

2 指導内容の重点化

- ・社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次の(1)から(5)までについて留意すること。

- (1) 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事。
- (2) 生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること。
- (3) 法やきまりの意義に関する理解を深めること。
- (4) 自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止

(1) 学校や学級内の人間関係や環境を整えること

- ・教師と生徒、生徒相互の人間関係や言語環境、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室等の環境の整備を大切にす。

(2) 豊かな体験の充実

- ・職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域社会の行事への参加など、様々な豊かな体験の充実を図る。

(3) 道徳教育の指導内容と生徒の日常生活

- ・道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされ、いじめの防止や安全の確保等の課題についても主体的に関わることができるようにしていく。

4 家庭や地域社会との連携

(1) 道徳教育に関わる情報発信

- ・道徳教育の全体計画や道徳教育の成果としての生徒のよさや成長の様子を、家庭や地域社会に周知する。

(2) 家庭や地域社会との相互連携

- ・学校の実態に応じて、家庭や地域社会との相互交流の場を設定したり、学校運営協議会制度などを活用して、道徳教育の成果について話し合ったりし、道徳教育の改善を図る。

■ 国語 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 全国学力・学習状況調査等の結果によると、中学校では、伝えたい内容や自分の考えについて根拠を明確にして書いたり話したりすることや、複数の資料から適切な情報を得てそれらと比較したり関連付けたりすること、文章を読んで根拠の明確さや論理の展開、表現の仕方等について評価することなどに課題がある。
- 一方、全国学力・学習状況調査において、各教科等の指導のねらいを明確にした上で言語活動を適切に位置付けた学校の割合は、小学校、中学校ともに90%程度となっており、言語活動の充実を踏まえた授業改善が図られている。しかし、依然として教材への依存度が高いとの指摘もあり、更なる授業改善が求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【国語科における見方・考え方】

「言葉による見方・考え方」…生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること。

② 目標の構成の改善

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、このような資質・能力を育成するためには、生徒が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。

学年の目標についても、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の領域ごとに示していた目標を、教科の目標と同様に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。

(2) 指導内容の改善

① 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前の内容を、次のとおり、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。

〔知識及び技能〕

- ・言葉の特徴や使い方、情報の扱い方、我が国の言語文化に関する事項

〔思考力、判断力、表現力等〕

- ・A話すこと・聞くこと、B書くこと、C読むこと

② 学習内容の改善・充実

〔語彙指導の改善・充実〕

各学年において、指導の重点となる語句のまとまりを示すとともに、語句への理解を深める指導事項を系統化して示した。

〔情報の扱い方に関する指導の改善・充実〕

「情報の扱い方に関する事項」を新設し、「情報と情報との関係」と「情報の整理」の二つの系統に整理して示した。

〔学習過程の明確化、「考えの形成」の重視〕

全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。

〔我が国の言語文化に関する指導の改善・充実〕

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理し、その内容の改善を図った。

(3) 学習指導の改善

① 学習の系統性の重視

小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図った。

② 授業改善のための言語活動の創意工夫

各領域において、どのような資質・能力を育成するかを(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示した。

③ 読書指導の改善・充実

各学年において、国語科の学習が読書活動に結び付くよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年並びに平成 32 年度の第 2 学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 1 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 1 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 2 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては、「茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」を取り扱うものとする。
- 平成 32 年度の第 1 学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 1 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 1 学年〕の 2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。

2 移行措置の解説

移行措置の内容及び学習指導上の留意事項については、次のとおりである。

① 都道府県名に用いる漢字の読みと書き

新小学校学習指導要領（「学年別漢字配当表」の変更）により、小学校等で新たに学習することとなる漢字を次のとおり必ず取り扱うこと。

- ・平成 31 年度の第 1 学年、平成 32 年度の第 1 学年、第 2 学年で学習する漢字に追加して指導する。「茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」（20 字）

② 共通語と方言の果たす役割

- ・平成 32 年度の第 1 学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」（第 2 学年の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イより第 1 学年に移行）を加えて指導する。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説 国語編」の「2 国語科改訂の趣旨及び要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>■どのように働かせるか 言葉の様々な側面から総合的に思考・判断して理解したり表現したりする。また、その理解や表現について改めて言葉に意識的に着目して吟味する。 ・対象と言葉…対象は様々な事物、状態、考えや気持ちなどのこと。これらと言葉との関係。 ・言葉と言葉との関係…言葉同士の関係。例えば類義語や対義語のように意味の上で明確な関係があるもの。 ・言葉の意味…言葉が指し示す意味。 ・言葉の働き…例えば、事物の内容を表す働き、相手とのつながりをつくる働き。 ・言葉の使い方…相手や状況に応じた言葉遣い等。</p> <p>(1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。 (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。 (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。</p> <p>■小学校段階との比較 <u>社会生活に必要な</u> ← 日常生活 <u>言葉がもつ価値</u> ← よさ <u>言語感覚を豊かに</u> ← 養い <u>我が国の言語文化に関わり</u> ← 国語の大切さを自覚し</p>	<p>【目標の前文】 ■言葉による見方・考え方を働かせる 生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。 ・国語科においては、様々な事象の内容を自然科学や社会科学等の視点から理解することを直接の学習目的とせず、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としていることに留意（言葉に自覚的に関わることが大切）。</p> <p>■言語活動を通して育成 言語能力を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言語活動を通して資質・能力を育成する。</p> <p>■国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力 国語で表現された内容や事柄を正確に理解する資質・能力、国語を使って内容や事柄を適切に表現する資質・能力である。 ・そのために必要となる国語の使い方を正確に理解する資質・能力、国語を適切に使う資質・能力を含んでいる。 ・正確に理解する資質・能力と、適切に表現する資質・能力とは、連続的かつ同時に機能するものであるが、表現する内容となる自分の考えなどを形成するためには国語で表現された様々な事物、経験、思い、考え等を理解することが必要であることから、今回の改訂では、「正確に理解」、「適切に表現」という順に示している。</p> <p>【目標の(1)～(3)】 (1)「知識及び技能」に関する目標 ・社会生活における様々な場面で、主体的に活用できる、生きて働く「知識及び技能」として習得することが重要。 (2)「思考力、判断力、表現力等」に関する目標 ・思考力や想像力などは認識力や判断力などと密接に関わりながら、新たな発想や思考を創造する原動力となる。こうした力を、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」として育成することが重要。 (3)「学びに向かう力、人間性等」に関する目標 ・言語感覚の育成には、国語科の学習を他教科等の学習や学校の教育活動全体と関連させていくカリキュラム・マネジメント上の工夫も大切。さらに、生徒を取り巻く言語環境を整備することも、言語感覚の育成に極めて重要。</p>

2 各学年の目標及び内容

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目標

- (1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。
- (2) 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを確かなものにすることができるようにする。
- (3) 言葉がもつ価値に気付くとともに、進んで読書をし、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

- ・(1)の「知識及び技能」に関する目標が、「全学年同じ」であるのは、各学年に切り分けると、指導事項の文言に限りなく近づいていくため。(書き分ける必要性がない。)
- ・平成20年告示の学習指導要領において、各学年の目標の文頭にあった「目的や場面に応じ」、「目的や意図に応じ」等の文言は、各指導事項の文言に、より具体的に書き込まれた。

2 内容

〔知識及び技能〕

- (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

【学年の目標】

教科の目標に示す(1)、(2)、(3)に対応して、各学年において、系統的に示している。

- ・(1)の「知識及び技能」に関する目標は、全学年同じ。
- ・(2)の「思考力、判断力、表現力等」に関する目標のうち、考える力については、第1学年では、筋道立てて考える力、第2学年及び第3学年では、論理的に考える力の育成に重点を置いている。感じたり想像したりする力については、第1学年では、豊かに感じたり想像したりする力、第2学年では、共感したり想像したりする力、第3学年では、深く共感したり豊かに想像したりする力の育成に重点を置いている。自分の思いや考えについては、第1学年では、確かなものにすること、第2学年及び第3学年では、広げたり深めたりすることができるようにすることに重点を置いている。
- ・(3)の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標のうち、言葉がもつ価値については、第1学年では、気付くこと、第2学年及び第3学年では、認識することに重点を置いている。読書については、第1学年では、進んで読書をする事、第2学年では、読書を生活に役立てること、第3学年では、読書を通して自己を向上させることに重点を置いている。我が国の言語文化については、第1学年及び第2学年では、我が国の言語文化を大切にして、第3学年では、我が国の言語文化に関わり、思いや考えを伝え合おうとする態度の育成に重点を置いている。
- ・「学びに向かう力、人間性等」は、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の育成を支えるものであり、併せて育成を図ることが大切。

【内容の構成】

- ・「学びに向かう力、人間性等」の内容については、教科及び学年の目標においてまとめて示すこととし、内容において示すことはしていない。
- ・資質・能力の三つの柱は相互に関連し合い、一体となって働くことが重要。このため、この内容の構成が、〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕を別々に分けて育成したり、〔知識及び技能〕を習得してから〔思考力、判断力、表現力等〕を身に付けるといった順序性をもって育成したりすることを示すものではないことに留意する。

【〔知識及び技能〕の内容】

(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項

■言葉の働き

- ・第2学年のアにのみ新設。(後述)
- ・指導に当たっては、外国語科における指導との関連を図り、相互に指導の効果を高める。





- ・外国語科にも、「コミュニケーションを円滑にする」、「相手の行動を促す」等の言語の働きの例を示している。同じ「言語を扱う教科」として、日本語と外国語との間に「同じ働きがあること」や「異なる点があること」を教師が意識して指導に当たることが大切。

ア 音声の働きや仕組みについて、理解を深めること。

イ 小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）に示されている漢字に加え、その他の常用漢字のうち300字程度から400字程度までの漢字を読むこと。また、学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

ウ 事象や行為、心情を表す語句の量を増すとともに、語句の辞書的な意味と文脈上の意味との関係に注意して話や文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。

エ 単語の類別について理解するとともに、指示する語句と接続する語句の役割について理解を深めること。

オ 比喩、反復、倒置、体言止めなどの表現の技法を理解し使うこと。

【〔知識及び技能〕の内容】（前ページからの続き）

■話し言葉と書き言葉

- ・第1学年のア、第2学年のイに示す。
- ・小学校での学習を踏まえ、話し言葉と書き言葉を適切に使い分けられるようにするために、音声と文字それぞれの特徴が、話し言葉と書き言葉それぞれの特徴と関連していることを理解し、日常の言語活動を振り返る契機にすることが重要。

■漢字

- ・第1学年のイ、第2学年のウ、第3学年のアに示す（以下、「学習指導要領解説国語編」引用部分以外は、1年、2年、3年と略す。）。
- ・漢字の書きの指導については、学年別漢字配当表の漢字1,026字について、第2学年までに文や文章の中で使うこととし、第3学年では、文や文章の中で使い慣れることとしている。
- ・今回の改訂においては、学年別漢字配当表に都道府県名に用いる漢字20字が加えられたこと、それに伴って32字の配当学年が移行されていることに注意が必要。

■語彙

- ・1年のウ、2年のエ、3年のイに示す。
- ・中央教育審議会答申において、「小学校低学年の学力差の大きな背景に語彙の量と質の違いがある」と指摘されているように、語彙は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の重要な要素である。このため、語彙を豊かにする指導の改善・充実を図っている。

■文や文章

- ・1年のエ、2年のオ、3年のウに示す。
- ・単語、文、話、文章の構成に関する事項である。なお、これまで「話や文章の形態」としていた内容は、「話や文章の種類」という言葉で示している。

■言葉遣い

- ・2年のカ、3年のエに示す。
- ・第2学年では、敬語の働きについて体系的に理解し使うこと、第3学年では、敬語を含めて、広く相手や場に応じた言葉遣いについて理解し、適切に使うことを示している。

■表現の技法

- ・1年のオに示す。
- ・小学校での学習を踏まえ、表現の技法についてその名称とともに理解し使うことを示している。

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 原因と結果、意見と根拠など情報と情報との関係について理解すること。

イ 比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使うこと。

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音読に必要な文語のきまりや訓読の仕方を知り、古文や漢文を音読し、古典特有のリズムを通して、古典の世界に親しむこと。

イ 古典には様々な種類の作品があることを知ること。

ウ 共通語と方言の果たす役割について理解すること。

【移行措置：平成32年度の第1学年で実施】

■共通語と方言の果たす役割

- ・共通語を適切に使うことで、異なる地域の人々が互いの伝えたいことを理解することができる。
- ・方言が担っている役割を、その表現の豊かさなど地域による言葉の多様性の面から十分理解し、方言を尊重する気持ちをもちながら、共通語と方言とを時と場合などに応じて適切に使い分けられるようにすることが大切。

【〔知識及び技能〕の内容】

【新設】(2) 情報の扱い方に関する事項

- ・急速に情報化が進展する社会において、様々な媒体の中から必要な情報を取り出したり、情報同士の関係を分かりやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることが求められている。
- ・話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、その関係を捉えたりすることが、話や文章を正確に理解することにつながり、また、自分のもつ情報を整理して、その関係を分かりやすく明確にすることが、話や文章で適切に表現することにつながるため、このような情報の扱い方に関する「知識及び技能」は国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つである。

■情報と情報との関係

- ・各学年のアに示す。
- ・各領域における「思考力、判断力、表現力等」を育成する上では、話や文章に含まれている情報と情報との関係を捉えて理解したり、自分のもつ情報と情報との関係を明確にして話や文章で表現したりすることが重要。

■情報の整理

- ・各学年のイに示す。
- ・情報を取り出したり活用したりする際に行う整理の仕方やそのための具体的な手段について示している。こうした「知識及び技能」を、言語活動の中で使うことができるようにすることが重要。

【〔知識及び技能〕の内容】

(3) 我が国の言語文化に関する事項

■伝統的な言語文化

- ・各学年のア、イに示す。
- ・小学校での学習を踏まえ、中学校においても引き続き親しむことを重視し、その表現を味わったり、自らの表現に生かしたりすることに重点を置く。
- ・各学年のアは、音読するなどして我が国の伝統的な言語文化の世界に親しむことを系統的に示す。
- ・イは、第1学年では、古典には様々な種類の作品があることを知ること、第2学年では、古典に表れたものの見方や考え方を知ること、第3学年では、長く親しまれている言葉や古典の一節を引用するなどして使うことを示している。

■言葉の由来や変化

- ・1年及び3年のウに示す。
- ・時代による言葉の違いや、地域や世代による言葉の違いに関する内容を示している。
- ・今回の改訂では、小学校第5学年及び第6学年との接続を意図して、共通語と方言の果たす役割について理解することを中学校第2学年から第1学年に移行している。

- エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。
- (7) 字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書くこと。
 - (4) 漢字の行書の基礎的な書き方を理解して、身近な文字を行書で書くこと。

オ 読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解すること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 話すこと・聞くこと

- (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 目的や場面に応じて、日常生活の中から話題を決め、集めた材料を整理し、伝え合う内容を検討すること。
 - イ 自分の考えや根拠が明確になるように、話の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見との関係などに注意して、話の構成を考えること。
 - ウ 相手の反応を踏まえながら、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫すること。
 - エ 必要に応じて記録したり質問したりしながら話の内容を捉え、共通点や相違点などを踏まえて、自分の考えをまとめること。
 - オ 話題や展開を捉えながら話し合い、互いの発言を結び付けて考えをまとめること。

- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。
- ア 紹介や報告など伝えたいことを話したり、それらを聞いて質問したり意見などを述べたりする活動。
 - イ 互いの考えを伝えるなどして、少人数で話し合う活動。

■書写（前ページからの続き）

- ・1年のエ、2年のウ、3年のエに示す。
- ・指導に当たっては、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2(1)ウ(7)に示している書写の学習指導の配慮事項を踏まえる。(後述)
- ・各学年の指導事項については、毛筆と硬筆による文字の書き方についての内容を併せて示している。したがって、毛筆を使用する書写の指導を各学年で行うことは従前と変わらない。その際、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(1)ウ「(ウ)毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導すること。」に配慮する必要がある。

【新設】■読書

- ・1年のオ、2年のエ、3年のオに示す。
- ・読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つである。
- ・「読書」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含んでいる。

【〔思考力、判断力、表現力等〕の内容】

A 話すこと・聞くことの構成

■内容の(1)は、学習過程に沿って、次のように構成

- 話題の設定、情報の収集、内容の検討
- 構成の検討、考えの形成（話すこと）
- 表現、共有（話すこと）
- 構造と内容の把握、精査・解釈、考えの形成、共有（聞くこと）
- 話し合いの進め方の検討、考えの形成、共有（話し合うこと）

・今回の改訂では、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた。なお、ここに示す学習過程は指導の順序性を示すものではないため、アからオまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はなく、必要に応じて柔軟に学習を展開することも重要（他の領域の指導も同様）。

例) 構成を考えながら改めて材料を収集・整理するなど。

- ・「話題の設定、情報の収集、内容の検討」に関する指導事項は、「話すこと」、「聞くこと」、「話し合うこと」に共通する指導事項である。

■言語活動例

- ・各学年のアには、話し手がある程度まとまった話をし、それを聞いて、聞き手が質問や意見、助言、評価などを述べる言語活動を例示。(話す・聞く)
- ・各学年のイには、目的に沿って、互いの考えを伝え合ったり生かし合ったりする話し合いや議論、討論などの言語活動を例示。(話し合う)
- ・これらの言語活動は例示であるため、これらの全てを行わなければならないものではなく、これ以外の言語活動を取り上げることも考えられる。

B 書くこと

(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 目的や意図に応じて、日常生活の中から題材を決め、集めた材料を整理し、伝えたいことを明確にすること。

イ 書く内容の中心が明確になるように、段落の役割などを意識して文章の構成や展開を考えること。

ウ 根拠を明確にししながら、自分の考えが伝わる文章になるように工夫すること。

エ 読み手の立場に立って、表記や語句の用法、叙述の仕方などを確かめて、文章を整えること。

オ 根拠の明確さなどについて、読み手からの助言などを踏まえ、自分の文章のよい点や改善点を見いだすこと。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 本や資料から文章や図表などを引用して説明したり記録したりするなど、事実やそれを基に考えたことを書く活動。

イ 行事の案内や報告の文章を書くなど、伝えるべきことを整理して書く活動。

ウ 詩を創作したり随筆を書いたりするなど、感じたことや考えたことを書く活動。

C 読むこと

(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見との関係などについて叙述を基に捉え、要旨を把握すること。

イ 場面の展開や登場人物の相互関係、心情の変化などについて、描写を基に捉えること。

ウ 目的に応じて必要な情報に着目して要約したり、場面と場面、場面と描写などを結び付けたりして、内容を解釈すること。

エ 文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えること。

オ 文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにする。

■「資質・能力」としての「共有」

- 平成 20 年告示の学習指導要領で示していた「交流」は、発表することや話し合うことなどの「学習活動」である。したがって、「交流」は、どの学習過程や段階においても学習活動として行うことが可能である。

【〔思考力、判断力、表現力等〕の内容】

B 書くことの構成

■内容の(1)は、学習過程に沿って、次のように構成

- 題材の設定、情報の収集、内容の検討
- 構成の検討
- 考えの形成、記述
- 推敲
- 共有

・アからオまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はない。

■言語活動例

- 各学年のアには、主として説明的な文章を書く言語活動を例示。(説明的な文章を書く)
- 各学年のイには、主として実用的な文章を書く言語活動を例示。(実用的な文章を書く)
- 各学年のウには、主として文学的な文章を書く言語活動を例示。(文学的な文章を書く)
- これらの言語活動は例示であるため、これらの全てを行わなければならないものではなく、これ以外の言語活動を取り上げることも考えられる。

【〔思考力、判断力、表現力等〕の内容】

C 読むことの構成

■内容の(1)は、学習過程に沿って、次のように構成

- 構造と内容の把握
- ・叙述を基に、(客観的に皆の理解を得られるものとして)文章の構成や展開を捉えたり、内容を理解したりすること。
- 精査・解釈
- ・文章の内容や形式に着目して読み、目的に応じて意味付けたり考えたりすること。
- 考えの形成、共有

・「考えの形成」とは、文章の構造と内容を捉え、精査・解釈することを通して理解したことに基いて、自分の既有的知識や様々な体験と結び付けて考えをまとめたり広げたり深めたりしていくこと。

・小学校では、「共有」の学習過程に個別の指導事項を設け、文章を読んで感じたり考えたりしたことを共有する「思考力、判断力、表現力等」を示している(小学校において重点的に育成する)。中学校においては、小学校において身に付けた力を生かし、自分の考えを他者の考えと比較して共通点や相違点を明らかにしたり、一人一人の捉え方の違いやその理由などについて考えたりすることが重要。

・他者の考えのよさを感じたり、自分の考えのよさを認識したりすることが、第3学年の人間、社会、自然などについて、自分の意見をもつことにつながる。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 説明や記録などの文章を読み、理解したことや考えたことを報告したり文章にまとめたりする活動。

イ 小説や随筆などを読み、考えたことなどを記録したり伝え合ったりする活動。

ウ 学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。

(「C読むこと」の指導事項について)

- ・アからオまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はない。
- ・[知識及び技能]の「読書」に関する事項との関連を図り、生徒の日常の読書活動に結び付くようにすることが重要。

■言語活動例

- ・各学年のアには、主として説明的な文章を読んで理解したことや考えたことを表現する言語活動を例示。(説明的な文章を読む)
- ・各学年のイには、文学的な文章を読んで考えたことなどを記録したり伝え合ったりする言語活動を例示。(文学的な文章を読む)
- ・各学年のウには、主として本などから情報を得て活用する言語活動を例示。(本などから情報を得て活用する)
- ・これらの言語活動は例示であるため、これらの全てを行わなければならないものではなく、これ以外の言語活動を取り上げることも考えられる。

■各学校における創意工夫

- ・学習過程は指導の順序性を示すものではなく、言語活動も例示である。例示の解説文中、「例えば」、「～などして」とあるように、実践の自由度を高くして各学校の創意工夫を求めている。
- ・各学校で創意工夫する際には、該当の指導事項が必ず身に付く、適切な言語活動となっていることが必要である。

■「各学年の目標」の系統性

- (1) 全て同じ文言。
- (2)
 - ・筋道立てて考える力(1年)
 - 論理的に考える力(2年・3年)
 - ・豊かに感じたり想像したりする力(1年)
 - 共感したり想像したりする力(2年)
 - 深く～たり豊かに～たりする力(3年)
 - ・日常生活における人との関わりの中で(1年)
 - 社会生活に～関わりの中で(2年・3年)
 - ・自分の思いや考えを確かなものに(1年)
 - ～を広げたり深めたり(2年・3年)
- (3)
 - ・言葉がもつ価値に気付く(1年)
 - ～を認識する(2年・3年)
 - ・進んで読書をし、(1年)
 - 読書を生活に役立て、(2年)
 - 読書を通して自己を向上させ、(3年)

※系統表で確認するなどして、小学校段階との接続を意識した指導を行う。

[第2学年]

1 目標

(1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。

(2) 論理的に考える力や共感したり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりすることができるようにする。

(3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

2 内容

〔知識及び技能〕

(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 言葉には、相手の行動を促す働きがあることに気付くこと。

イ～オ(略)

【新設】 ■相手の行動を促す言葉の働きに気付く

- ・ 小学校第5学年及び第6学年のアの「相手とのつながりをつくる働き」を受けて示されている。
- ・ 聞き手（言葉の受け手）に働き掛け、行動するように促す働きのことであり、「読め」、「読もう」などの命令や呼び掛けの表現、「本を読んでいただけませんか」といった敬語など、様々な表現で表される。
- ・ 日頃使用している言葉を見つめ直すことが、言語能力の向上につながることを実感することが重要。

カ 敬語の働きについて理解し、話や文章の中で使うこと。

■敬語を相手や場面に応じて適切に使い分ける

- ・ 指導に当たっては、例えば、〔思考力、判断力、表現力等〕の「B書くこと」の(2)「イ 社会生活に必要な手紙や電子メールを書くなど、伝えたいことを相手や媒体を考慮して書く活動。」などとの関連を図り、指導の効果を高めることが考えられる。

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係について理解すること。

イ 情報と情報との関係の様々な表し方を理解し使うこと。

■「情報の扱い方に関する事項」の系統性

- ア (1年) 原因と結果、意見と根拠
(2年) 意見と根拠、具体と抽象
(3年) 具体と抽象～理解を深める。
- イ (1年) 比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典の示し方
(2年) 情報と情報との関係の様々な表し方
(3年) 情報の信頼性の確かめ方

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 作品の特徴を生かして朗読するなどして、古典の世界に親しむこと。

イ 現代語訳や語注などを手掛かりに作品を読むことを通して、古典に表れたものの見方や考え方をすること。

ウ～エ(略)

■小学校段階で学んだ「音読、朗読」を生かす

- ・ 音読には、自分が理解しているかどうかを確かめる働きや自分が理解したことを表出する働きなどがある。(小学校第1学年及び第2学年)
- ・ 音読が、文章の内容や表現をよく理解し伝えることに重点があるのに対して、朗読は、児童一人一人が思ったり考えたりしたことを、表現性を高めて伝えることに重点がある。(小学校第5学年及び第6学年)「小学校学習指導要領解説国語編」より

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 話すこと・聞くこと

(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 目的や場面に応じて、社会生活の中から話題を決め、異なる立場や考えを想定しながら集めた材料を整理し、伝え合う内容を検討すること。

イ(略)

■異なる立場や考えを想定する

- ・ 社会生活の中の出来事や事象は、様々な価値観や文化を背景にしており、自分の考えを伝える際には、異なる立場や考えをもつ聞き手の存在を意識することが重要。

ウ 資料や機器を用いるなどして、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫すること。

エ～オ(略)

(2)ア～イ(略)

■必要な資料や機器を検討する

- ・本、図表、グラフ、写真などを含む資料、コンピュータのプレゼンテーションソフトなどのICT機器を必要に応じて使う。
- ・資料や機器を用いるのは、話の要点や根拠を明らかにしたり、説明を補足したり、中心となる事柄を強調したりするなど、聞き手に分かりやすく伝えるためである(資料や機器を使うことが目的ではないことに留意する。)

B 書くこと

(1)ア～イ(略)

ウ 根拠の適切さを考えて説明や具体例を加えたり、表現の効果を考えて描写したりするなど、自分の考えが伝わる文章になるように工夫すること。

【付加】■根拠の適切さを考える

- ・書こうとする根拠が自分の考えを支えるものであるかどうかを検討すること。
- ・適切さを考える観点…その根拠が確かな事実や事柄に基づいたものであること、自分の考えが事実や事柄に対する適当な解釈から導き出されていることなど。

エ 読み手の立場に立って、表現の効果などを確かめて、文章を整えること。

オ(略)

【付加】■読み手の立場に立って、文章を整える

- ・特に、説明や具体例、描写などに着目して、これらの表現が、自分の考えを明確に伝えるために機能しているか、どのような効果を生んでいるかなどについて読み手の立場から検討し、その上で誤解のない表現やより効果的な表現にしていくことが重要。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア(略)

イ 社会生活に必要な手紙や電子メールを書くなど、伝えたいことを相手や媒体を考慮して書く活動。

ウ(略)

■相手や媒体を考慮して書く活動

- ・社会生活で求められる、伝えたいことを相手や媒体を考慮して書く言語活動を例示。
- ・インターネットや携帯電話、スマートフォンによる連絡や交流の特徴である匿名性や即時性、文章量の制限などが、子供たちの人間関係に影響している場合もある(一方的に伝えるものではないことを認識させる。)
- ・相手や媒体を考慮して書くとは、こうした状況等を踏まえ、自分の発信した情報がどう受け止められるかを想像したり、相手の状況や媒体の特性などを考慮したりして書くことである。

■示された言語活動例を効果的に活用する

- ・イに示された言語活動は、例えば、「敬語の働き」(〔知識及び技能〕(1)カ)、「根拠の適切さ」(〔思考力、判断力、表現力等〕Bウ)、「読み手の立場に立って、表現の効果を確かめる」(〔思考力、判断力、表現力等〕Bエ)などの指導事項を身に付けるのに適している。このように、各指導事項を指導する際に、学習指導要領に示された言語活動例を上手く活用することが大切である。

C 読むこと

(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 文章全体と部分との関係に注意しながら、主張と例示との関係や登場人物の設定の仕方などを捉えること。

イ 目的に応じて複数の情報を整理しながら適切な情報を得たり、登場人物の言動の意味などについて考えたりして、内容を解釈すること。

ウ 文章と図表などを結び付け、その関係を踏まえて内容を解釈すること。

エ～オ(略)

(2) (略)

[第3学年]

1 目標

(1) ～(3) (略)

2 内容

[知識及び技能]

(1) ア(略)

イ 理解したり表現したりするために必要な語句の量を増し、慣用句や四字熟語などについて理解を深め、話や文章の中で使うとともに、和語、漢語、外来語などを使い分けることを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。

ウ～エ(略)

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア(略)

イ 情報の信頼性の確かめ方を理解し使うこと。

(3) (略)

[思考力、判断力、表現力等]

A 話すこと・聞くこと

(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア～ウ(略)

エ 話の展開を予測しながら聞き、聞き取った内容や表現の仕方を評価して、自分の考えを広げたり深めたりすること。

オ(略)

(2) (略)

【移行：第3学年の「C読むこと」(1)】

■登場人物の設定の仕方を捉える

- ・登場人物の人物像や相互関係などがどのように設定されているかということ。
- ・場面の時間的、空間的な設定、語り手の有無など、これらを正確に捉えることが、文章の内容をより深く理解することにつながる。

【新設】 ■概念図や模式図、地図、表、グラフなどの様々な種類の図表を伴う文章

- ・文章と図表などとの関連には、断片的な情報が互いに内容を補完し合っている場合、文章が図表の解説になっている場合などがある。
- ・内容を解釈するためには、それぞれの部分とどの部分とが関連しているのかを確認するなどして、書き手の伝えたい内容をより正確に読み取ること、その結果どのような効果が生まれているのかを考えることが重要。

■義務教育終了段階である第3学年

- ・「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」の解説には、「義務教育終了段階である第3学年においては」という言葉がしばしば示される。これは、小学校段階において身に付けてきたことも含め、下学年で学習した内容を、この第3学年において振り返ったり整理したりしながら、実際に使用するなどしてその用い方を考え、確実に身に付けることを求めているからである。

【新設】 ■情報の信頼性の確かめ方

- ・情報化が進進し様々な情報が氾濫している現代社会においては、情報の信頼性を十分吟味する必要がある。
- ・情報を受信する際にも発信する際にも、その情報の事実関係や裏付ける根拠、一次情報の発信元や発信時期など、情報の信頼性について確かめることが重要。

【付加】 ■話の展開を予測しながら聞く

- ・聞き取った話の内容と自分の知識や経験などに関係付けながら話を聞くとともに、話し手の立場に立って物事を考える必要がある。
- 評価することを通して、自分の考えを広げ深める
- ・話を評価することを通して、多様な考えを理解したり自分の考えを見直したりして、自分の考えを広げたり深めたりすることが求められる。



B 書くこと

(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 目的や意図に応じて、社会生活の中から題材を決め、集めた材料の客観性や信頼性を確認し、伝えたいことを明確にすること。

イ～エ(略)

オ 論理の展開などについて、読み手からの助言などを踏まえ、自分の文章のよい点や改善点を見いだすこと。

(2) (略)

C 読むこと

(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア(略)

イ 文章を批判的に読みながら、文章に表れているものの見方や考え方について考えること。

ウ 文章の構成や論理の展開、表現の仕方について評価すること。

エ 文章を読んで考えを広げたり深めたりして、人間、社会、自然などについて、自分の意見をもつこと。

(2) (略)

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

(2) (略)

■「評価する」対象の整理

- ・平成20年告示の学習指導要領では、第3学年「A 話すこと・聞くこと」のエ（聞くこと）、「B 書くこと」のエ（交流）、「C 読むこと」のウ（自分の考えの形成）に、それぞれ「表現の仕方」を「評価する」指導事項があったが、今回の改訂では、「B 書くこと」に「評価する」指導事項がない。
- 中学校段階では、自分の書いた文章を客観的に評価することは難しいため、他者が書いたり話したりしたものを評価する対象とするよう整理した。

【付加】 ■集めた材料の客観性や信頼性を確認する

- ・私たちの身の回りには多種多様な情報が溢れており、比較的容易に入手できるものも多いが、中には書き手の偏った主観によって提示されたもの、発信元が曖昧なもの、裏付けが見当たらないもの、いつの情報かが不明であるものなど、真偽等の判断が難しいものが含まれている。
- ・情報を慎重に取捨選択し、場合によっては再度情報を収集し直すことも必要であり、生徒が情報の発信者として責任のある表現を心掛ける姿勢を育むことにもつながる。

【移行：第1学年及び第2学年の「C 読むこと」(1)】

■「文章に表れているものの見方や考え方について考える」とは

- ・述べられている内容の信頼性や客観性を吟味しながら読んだ上で、文章に表れているものの見方や考え方について、自分の知識や経験などと照らし合わせて、納得や共感ができるか否かなどを考えることが重要。

■単元など内容や時間のまとまりを見通す

- ・単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして、自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進める。

■国語科における「深い学び」

- ・授業改善を進めるに当たっては、生徒が言語活動の中で「言葉による見方・考え方」を働かせ、「知識及び技能」や、「思考力、判断力、表現力等」を身に付けていくことができるよう、創意工夫を図る。



- ・学びの深まりの鍵となる「見方・考え方」であるが、国語科において育成を目指す「資質・能力」ではなく、指導事項を身に付ける過程で働かせる手段であることに留意する。
- ・「見方・考え方」を無意識で働かせることと、意識的に働かせることとは大きな違いがある。授業においては、「資質・能力」を身に付けるために、意識的かつ自覚的に働かせることが重要であり、そのことによって「見方・考え方」も豊かになる。

(3) 第2の各学年の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とし、必要に応じて、特定の事項だけを取り上げて指導したり、それらをまとめて指導したりするなど、指導の効果を高めるよう工夫すること。

■【知識及び技能】に関する配慮事項

- ・〔知識及び技能〕に示す事項は〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して行うことを基本とする。
- ・〔知識及び技能〕に示す事項の定着を図るため、必要に応じて、特定の事項を取り上げて繰り返し指導したり、まとめて単元化して扱ったりすることもできる。
- ・言葉の特徴やきまりなどについて、生徒の興味・関心や学習の必要に応じ、ある程度まとまった「知識及び技能」を習得させるような指導もできる。

(4) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」に関する指導については、第1学年及び第2学年では年間15～25単位時間程度、第3学年では年間10～20単位時間程度を配当すること。その際、音声言語のための教材を積極的に活用するなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

■以下、各領域等に充てる時間数に変更はない。

■「A話すこと・聞くこと」に関する配慮事項

- ・教材については、録音や録画のための機器などを積極的に活用することで、指導の効果を高めるように留意する。

(5) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B書くこと」に関する指導については、第1学年及び第2学年では年間30～40単位時間程度、第3学年では年間20～30単位時間程度を配当すること。その際、実際に文章を書く活動を重視すること。

■「B書くこと」に関する配慮事項

- ・書くことに関する資質・能力が確実に育成できるように、実際に文章を書く活動を多くすることが必要。

(6) 第2の第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ、第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

■「読書」及び「C読むこと」に関する配慮事項

- ・国語科における読書の指導は、国語科以外の、学校の教育活動全体における読書の指導との密接な連携を図っていく必要がある。
- ・他教科等における読書の指導や学校図書館における指導、全校一斉の読書活動などとの関連を考慮した指導計画を作成することなどが求められる。

(7) 言語能力の向上を図る観点から、外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。

【新設】■他教科等との関連についての配慮事項

- ・言語能力の育成に向けて、国語科が中心的な役割を担いながら、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。
- ・指導計画の作成に当たっては、言語を直接の学習対象とする外国語科との連携が重要。

(8) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(9) (略)

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) [知識及び技能]に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。

ア 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、生徒が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。

イ (略)

ウ 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。

(7) 文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) 書写の指導に配当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10単位時間程度とすること。

(2) (略)

(3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

【新設】 ■ 「障がいのある生徒への配慮」について

<国語科における配慮の必要な場合の例>

- ・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合。
- ・比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合。
- ・声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合。
- ・中学校においては、他教科等の担任と共有する。

■ 日常の言語活動を振り返る

- ・[知識及び技能]に示す事項は、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面において、生きて働く「知識及び技能」として習得することが求められる。

■ 書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てる

- ・中学校では、文字を正確に読みやすく書くことができるという、文字の伝達性を重視した指導が求められる。
- ・書写の学習で身に付けた資質・能力を、各教科等の学習や生活の様々な場面で積極的に生かす態度を育成する（学習した内容をノートに書いたり調べたことを模造紙にまとめたりすること、親しい人に手紙を書くこと。）。
- ・書写の能力が生活の中の様々な行事に生きていることを実感させる（書き初めに取り組むこと。）。

- ・「～単位時間程度」とあるが、20単位時間及び10単位時間を下回ることは想定していない。
- ・「程度」と表記されているのは、[思考力、判断力、表現力等]の指導事項の中で、書写に関する内容を関連して取り上げることがあるため。

■ 学校図書館などの活用に関する事項

- ・学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有している。
- ※平成20年告示の中学校学習指導要領解説国語編では、「学習・情報センター」となっていた。
- ・[知識及び技能]及び[思考力、判断力、表現力等]に示す事項の指導に当たっては、小学校で学習した内容を踏まえながら、学校図書館などを利用する目的を明確にした上で計画的に利用し、これらの機能の活用を図る。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」の教材については、各学年で説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。また、説明的な文章については、適宜、図表や写真などを含むものを取り上げる

こと。
(4) (略)

【付加】 ■教材についての配慮事項

「適宜、図表や写真などを含むものを取り上げる」

- ・実生活においては、図表や写真などを伴う文章が多いことから、指導のねらいに応じて、適宜、取り上げる。
- ・取り上げる場合には、表やグラフの読み取りが学習の中心となるなど、他教科等において行うべき指導とならないよう留意する。

■関連する指導事項

「C読むこと」の指導事項「精査・解釈」

ウ 目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けたり、論の進め方について考えたりすること。(小学校第5学年及び第6学年)

ウ 文章と図表などを結び付け、その関係を踏まえて内容を解釈すること。(中学校第2学年)

【知識及び技能】の「情報の扱い方に関する事項」

イ 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し使うこと。(小学校第5学年及び第6学年)

イ 比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使うこと。(中学校第1学年)

イ 情報と情報との関係の様々な表し方を理解し使うこと。(中学校第2学年)

(5) 古典に関する教材については、古典の原文に加え、古典の現代語訳、古典について解説した文章などを取り上げる

■古典に関する教材についての配慮事項

- ・中学校における古典の指導は、生徒が古典に親しみをもてるようにすることをねらいとしている。
- ・古典の原文は、古文や漢文特有のリズムを味わったり文語のきまりを知ったりする上で有効であるが、古典の指導は原文でなければ行えないというものではない。
- ・古典の文章の内容を概括したり古典の文章に関する様々な事柄に触れたりするためには、分かりやすい現代語訳や古典について解説した文章などを教材として適切に取り上げることが必要。

■古典に親しむ

- ・「親しむ」ということは、「関心・意欲・態度」ではなく、国語科において育成を目指す「資質・能力」として捉える。

■ 社会 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- これまで、社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させること等に重点を置いて、改善が目指されてきたものの、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、資料から読み取った情報を基にして社会的事象の特色や意味などについて比較したり関連付けたり多面的・多角的に考察したりして表現する力の育成についてはやや不十分である。社会的な見方や考え方を養うための具体策の弱さや、近現代に関する学習の定着状況が低い傾向にあること、課題を追究したり解決したりする活動が十分に行われていないことが課題である。
- これからの時代に求められる資質・能力を視野に入れ、社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を充実し、知識や思考力等を基盤として社会の在り方や人間としての生き方について選択・判断する力、自国の動向とグローバルな動向を考察する力、地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育てていくことが求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

【社会科における「社会的な見方・考え方」】

社会科では、「社会的な見方・考え方」を、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法として考えた。また、中学校社会科における「社会的な見方・考え方」を、各分野の特質に応じて、次のように整理した。

- ・「社会的事象の地理的な見方・考え方」(地理的分野) … 「社会的事象を位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること」
- ・「社会的事象の歴史的な見方・考え方」(歴史的分野) … 「社会的事象を時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり事象同士を因果関係などで関連付けたりすること」
- ・「現代社会の見方・考え方」(公民的分野) … 「社会的事象を政治、法、経済などに関わる多様な視点(概念や理論など)に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること」
- ・「公民としての資質・能力」を三つの柱により明確にしつつ、全体に関わる柱書きに示された目標に加えて、(1)として「知識及び技能」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」を示し、目標とした。

(2) 指導内容の改善

① 内容構成の改善

- 小・中学校のそれぞれの内容を、位置付けやつながり等を踏まえ、㉞地理的環境と人々の生活、㉟歴史と人々の生活、㊱現代社会の仕組みや働きと人々の生活という三つの枠組みで整理した。また、㉞、㉟は空間的な広がりを念頭に地域、日本、世界と、㊱は社会的事象について経済・産業、政治及び国際関係と、対象を区分する。
- 「社会的な見方・考え方」と概念等に関する知識との関係などをもとに内容構成を整理した。このうち、中学校社会科では、大項目をA、B、C…の順で示し、それを構成する中項目を(1)、

(2), (3)…, さらに必要に応じてそれを細分した小項目等を①, ②, ③…の順で示した。また, 分野間で共通して内容のまとまりとなる中項目においてア, イを置き, それぞれ原則的に「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」の順に, それぞれの事項におけるねらいを記載した。

② 内容の改善・充実

将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを次のように図った。

- 日本と世界の生活・文化の多様性の理解や, 地球規模の諸課題や地域的な諸課題の解決について, 我が国の固有の領土について地理的な側面や国際的な関係に着目して考えるなど, 時間的・空間的ななど多様な視点から考察する力を身に付けるなどのグローバル化への対応, 持続可能な社会の形成, 情報化等による産業構造の変化やその中での起業, 防災・安全への対応や周囲が海に囲まれ, 多くの島々からなる海洋国家である我が国の国土の様子, 主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢の 18 歳への引き下げに伴い財政や税, 社会保障, 雇用, 労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加, 少子高齢化等による地域社会の変化などを踏まえた見直しを図った。

<各分野における内容の改善事項>

- ・地理的分野においては, 「世界の諸地域の学習」において地球規模の課題等を主題として取り上げた学習を充実させるとともに, 防災・安全教育に関して空間情報に基づく危険の予測に関する指導を充実させるなどの改善を行う。
- ・歴史的分野においては, 我が国の歴史的事象に間接的な影響を与えた世界の歴史の学習についても充実させるとともに, 民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの動きを取り上げるなどの改善を行う。
- ・公民的分野においては, 防災情報の発信・活用に関する指導, 情報化など知識基盤社会化による産業や社会の構造的な変化やその中での起業に関する扱い, 選挙権年齢引き下げに伴う政治参加等に関する指導を充実させるなどの改善を行う。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては, その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節の規定によることができる。ただし, 現行中学校学習指導要領による場合には, 次のとおりとする。
- (1) 平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては, 次のアからウまでのとおりとする。
 - ア 現行〔地理的分野〕の 2(1)に規定する事項に, 新〔地理的分野〕の 2 A(1)ア(イ)に規定する事項を加え, 新〔地理的分野〕の 3(3)ア(イ)の規定を適用するものとし, 現行〔地理的分野〕の 2(2)アに規定する事項を省略する。
 - イ 現行〔歴史的分野〕の 2(5)イの「富国強兵・殖産興業政策」の部分の規定に係る事項については適用せず, 新〔歴史的分野〕の 3(4)アの「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定を適用する。
 - ウ 現行〔公民的分野〕の 2(4)アに規定する事項に, 新〔公民的分野〕の 2 D(1)ア(ア)の「領土(領海, 領空を含む, 国家主権, 国際連合の働きなど基本的な事項について理解する)」の部分の規定に係る事項を加え, 現行〔公民的分野〕の 3(5)ア(イ)の規定は適用せず, 新〔公民的分野〕の 3(5)ア(ア)の「領土(領海, 領空を含む。), 国家主権」。)に関する規定を適用する。

- (2) 平成 31 年度の第 1 学年及び平成 32 年度の第 1 学年並びに第 2 学年における社会の指導に当たっては、次のアからカまでのとおりとする。
- ア 現行〔地理的分野〕及び現行〔歴史的分野〕の指導に当たっては、現行の規定にかかわらず、新学習指導要領第 2 章第 2 節第 3 の 1 (3) の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- イ 現行〔地理的分野〕の 2 (1) ウに規定する事項に現行〔地理的分野〕の 2 (1) エの「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」の部分の規定に係る事項を加え、現行〔地理的分野〕の 3 (3) エの規定を適用するものとし、現行〔地理的分野〕の 2 (1) エに規定する事項を省略する。
- ウ 現行〔歴史的分野〕の 2 (2) アの「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項については、現行〔歴史的分野〕の 3 (3) アの「世界の古代文明」に関する規定は適用せず、新〔歴史的分野〕の 3 (3) アの「世界の古代文明」に関する規定を適用する。
- エ 現行〔歴史的分野〕の 2 (3) アに規定する事項に、新〔歴史的分野〕の 2 B (2) ア(ア)の「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え、新〔歴史的分野〕の 3 (3) イの「ユーラシアの変化」に関する規定を適用する。
- オ 現行〔歴史的分野〕の 2 (4) アの「ヨーロッパ人来航の背景」の部分の規定に係る事項については、現行〔歴史的分野〕の 3 (5) アの「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定は適用せず、新〔歴史的分野〕の 3 (3) ウの「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定を適用する。
- カ 現行〔歴史的分野〕の 2 (5) アの「市民革命」の部分の規定に係る事項については、現行〔歴史的分野〕の 3 (6) アの「市民革命」に関する規定は適用せず、新〔歴史的分野〕の 3 (4) アの「市民革命」に関する規定を適用することとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- 平成 31 年度及び平成 32 年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- 平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- 平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人来航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
- 平成 30 年度から平成 32 年度までの「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

	H20 年度版での配当時数	新指導要領での配当時数
地理的分野	120 単位時間	115 単位時間（-5 単位時間）
歴史的分野	130 単位時間	135 単位時間（+5 単位時間）
公民的分野	100 単位時間	100 単位時間（変更なし）

※なお、各学年における社会科の授業時数に変更はない

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 【別紙参照】</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標</p> <p>社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 社会的な事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。</p> <p>(3) 社会的な事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。</p> <p>第2 各分野の目標及び内容 〔地理的分野〕 1 目標</p> <p>社会的な事象の地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 我が国の国土及び世界の諸地域に関して、地域の諸事象や地域的特色を理解するとともに、調査や諸資料から地理に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p>	<p>■「目標」の構成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を～中略～公民としての資質・能力の基礎を養う」という柱書部分と、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿った資質・能力に関わる具体的な目標で構成されている。 <p>■「社会的な見方・考え方を働かせ」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校共通の「総称」として、「社会的な見方・考え方」が示された。 <p>■「見方・考え方」は授業改善の視点でもある。生徒が何度も繰り返し使う道具・スキルではあるが、「見方・考え方」そのものを生徒が何を使ったかを考えさせるのではなく、「見方・考え方」を生徒が自然に繰り返し使えるように授業改善（教材、問い、資料等）をしていくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、単元など内容や時間のまとまりを見通した「問い」と連動させることで「社会的な見方・考え方」を働かせること大切にしたい。「どうしてそれが広がっているのか」「どうしてそれが関わっているのか」を生徒に考えさせることで、自ずと見方・考え方を使わざるを得ない状況を意図的に作り出していくことが必要である。 ・視点は様々なものがあり、それらをいくつも組み合わせながら社会的な事象の意味を捉えられるような工夫が必要である。 <p>■「課題を追究したり解決したりする活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に学習のプロセスを明示したことに意味がある。三つの柱に沿った資質・能力を育成するためには、生徒が課題を追究したり解決したりする活動の一層の充実が求められている。 <p>■「広い視野に立ち」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校社会科に追加された言葉である。 ・社会科の学習が目指している多面的・多角的に事象を捉え、考察することに関わる意味と、国際的な視野という空間的な広がり関わる意味の二つが含まれている。また、小学校以上に地球的な視野をもつことが期待される。

- (2) 地理に関わる事象の意味や意義，特色や相互の関連を，位置や分布，場所，人間と自然環境との相互依存関係，空間的相互依存作用，地域などに着目して，多面的・多角的に考察したり，地理的な課題の解決に向けて公正に選択・判断したりする力，思考・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 日本や世界の地域に関わる諸事象について，よりよい社会の実現を視野にそことで見られる課題を主体的に追究，解決しようとする態度を養うとともに，多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土に対する愛情，世界の諸地域の多様な生活文化を尊重しようとするこの大切さについての自覚を深める。

■「考察する際の視点」について

- ・「位置や分布」，「場所」，「人間と自然との相互依存関係」，「空間的相互依存作用」，「地域」などについては，社会に見られる地理的な課題を考察する際の視点である。
- ・これらの視点はあくまでも中心的な視点であり，「位置」には「絶対的位置」と「相対的位置」があるように，中心的な視点の下位にもさらに様々な視点が考えられ，また，複数の中心的な視点にまたがる視点も考えられる。

■「視点」と「問い」との関わりの具体例について

- ・上記の五つの視点について，授業の中での場面をイメージして整理し，解説に具体例を示した。

2 内容

A 世界と日本の地域構成

(1) 地域構成

次の①と②の地域構成を取り上げ，位置や分布などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。

①世界の地域構成 ②日本の地域構成

ア 次のような知識を身に付けること。

- (7) 緯度と経度，大陸と海洋の分布，主な国々の名称と位置などを基に，世界の地域構成を大観し理解すること。

- (4) 我が国の国土の位置，世界各地との時差，領域の範囲や変化とその特色などを基に，日本の地域構成を大観し理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- (7) 世界の地域構成の特色を，大陸と海洋の分布や主な国の位置，緯度や経度などに着目して多面的・多角的に考察し，表現すること。

- (4) 日本の地域構成の特色を，周辺の海洋の広がりや国土を構成する島々の位置などに着目して多面的・多角的に考察し，表現すること。

■「A世界と日本の地域構成」の内容構成の見直し

- ・従前の「世界の地域構成」，「日本の地域構成」を統合して新たな大項目として位置付けた。
- ・この「世界と日本の地域構成」を学習の冒頭に位置付けたのは，世界及び日本の地域構成に関する学習を関連付け，世界と日本の地理的認識の座標軸を形成することを意図したものである。また，地図の読図や作図などの地理的技能の育成の充実を意図したものである。

- ・地理的分野の時間数減に対して，重複する内容を精選することで時間数確保をする。

■「ア」の事項と「イ」の事項の関係性について

- ・「知識及び技能」を身に付けることをねらいとするアに示された事項と，「思考力，判断力，表現力等」を身に付けることをねらいとするイに示された事項は，それが示された各中項目，小項目の特質に応じて互いに関連させて取り扱うことが必要であり，このことは以降の中項目，小項目においても同様である。

■「世界各地との時差」について

- ・我が国と世界各地との位置関係を理解できるようにする。例えば，等時帯や日付変更線を示す地図と地球儀を見比べて時差の意味を理解したり，時差を調べたりできるようにすることや，時差のある海外の様子を衛星中継する映像を活用するなど生活場面と結び付けて理解できるようにする。

■「領域の範囲や変化とその特色」について

- ・竹島や北方領土，尖閣諸島についての，位置や範囲とともに正しく理解させることが必要である。
→全分野で領土認識を充実した。それに伴い発達の段階に応じて指導内容を充実・工夫する必要がある。

B 世界の様々な地域

(1) 世界各地の人々の生活と環境

～ 略 ～

(2) 世界の諸地域

次の①から⑥までの各州を取り上げ、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ①アジア
- ②ヨーロッパ
- ③アフリカ
- ④北アメリカ
- ⑤南アメリカ
- ⑥オセアニア

ア 次のような知識を身に付けること。

(7) 世界各地で顕在化している地球的課題は、それが見られる地域の地域的特色の影響を受けて、現れ方が異なることを理解すること。

(イ) ①から⑥までの世界の各州に暮らす人々の生活を基に、各州の地域的特色を大観し理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) ①から⑥までの世界の各州において、地域で見られる地球的課題の要因や影響を、州という地域の広がりや地域内の結び付きなどに着目して、それらの地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。

C 日本の様々な地域

(1) 地域調査の手法

場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。

(イ) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。

イ ～ 略 ～

(2) 日本の地域的特色と地域区分 ～ 略 ～

(3) 日本の諸地域

次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよ

■地域ごとに設ける主題について

- ・既習内容、主題の難易度、生徒の生活経験、想定される学習活動、配当授業時数との関係などを勘案して、教師が主題を設定し、主題を追究する時間を確保するという観点から、各州一つ又は二つの主題に絞って展開することが大切である。

■「地球的課題」とは

- ・グローバル化する国際社会において、人類全体で取り組まなければならない課題、例えば、地球環境問題や資源・エネルギー問題、人口・食料問題、居住・都市問題などに関わる課題を取り上げる。

・地球的課題とは何かを捉えさせ、様々な原因や要因を見取っていくことを求めている。決してその解決策を生徒に考えさせることを求めているわけではない。また、その課題は特徴的なものではあるが、州内全体で共通する課題でなくてもよい。

■「各州を取り上げる順序」について

- ・設定された主題に対する生徒の理解しやすさなどを踏まえて検討する。
- ・取り上げる州の順序についても、既習内容、主題の難易度、生徒の生活経験、想定される学習活動、配当授業時数との関係などを勘案して展開する。

・教科書は一律の順序かもしれないが、対象とする地域の順序を生徒の実態に合わせて工夫することが単元構成をマネジメントすることにつながる。

※日本の諸地域も同様である。

- ・学習の展開例について解説にて具体を示しているが、問いの工夫をすることを大切にしたい。学習において何をねらって問いを構成するのか、授業者としての意図を明らかにもって「どのような」、「なぜ」等の役割を明確にすることが大切である。

■「地域調査に関わる内容構成」の見直しについて

- ・従前の「世界と日本の地域調査」の二つの中項目からなる内容構成を見直した。対象地域のスケールの違いで項目を分けるのではなく、生徒の生活舞台を主要な対象地域とした観察や野外調査、文献調査などの実施方法を学ぶ「地域調査の手法(技能の習得を中心とする学習)」と、地域の将来像を構想する「(4)地域の在り方(地理的な課題の解決を中心とする学習)」の中項目に分け再構成した。
- ・「身近な地域の調査」の実施状況の弱さ、時間の確保の難しさ、観察、野外調査の実施時期への対応の難しさ等を考慮している。

う指導する。

- ①自然環境を中核とした考察の仕方
- ②人口や都市・村落を中核とした考察の仕方
- ③産業を中核とした考察の仕方
- ④交通や通信を中核とした考察の仕方
- ⑤その他の事象を中核とした考察の仕方

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 幾つかに区分した日本のそれぞれの地域について、その地域的特色や地域の課題を理解すること。

(イ) ①から⑤までの考察の仕方では取り上げた特色ある事象と、それに関連する他の事象や、そこで生ずる課題を理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 日本の諸地域において、それぞれ①から⑤までで扱う中核となる事象の成立条件を、地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。

(4) 地域の在り方

空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。

(イ) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。

イ ～ 略 ～

3 内容の取扱い

(1) 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習成果を生かすこと。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 世界や日本の場所や地域の特徴には、一般的共通性と地方的特殊性があり、また、地域に見られる諸事象は、その地域の規模の違いによって現れ方が異なることに留意すること。

イ 地図の読図や作図、景観写真の読み取り、地域に関する情報の収集や処理などの地理的技能を身に付けるに当たっては、系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用すること。

ウ 学習で取り上げる地域や国については、各項目間の調整を図り、一部の地域に偏ることのないようにすること。

エ、オ ～ 略 ～

(3)～(5) ～ 略 ～

■「日本の諸地域の工夫」について

・従前では、「七つの考察の仕方」を七地方区分に当てはめていたが、①～④の四つの考察の仕方、あるいは⑤の考察の仕方を適宜選択して組み合わせ設定することができるように見直し、従前よりも、動態地誌的な趣旨に沿った展開ができるよう意図した。

(例) 北海道→「自然環境」 九州→「自然環境」

・同じ考察の仕方を2箇所において扱い、比較したり、発展させて考えたりすることが可能になる。

・解説では、「東北地方」を二つの考察の仕方では例示しているが、決して同じ地方を違った考察の仕方では学習することのみを推奨しているのではない。違った取扱い方の例示である。

・各地域を学習する順序についても、生徒の習熟度や関心、中核となる事象の捉えやすさや地域の課題の見いだしやすさなど、各学校の実態に応じて決定する。

・地方区分は七つに限定するものではなく、いくつに区分するか、どの考察の仕方では扱うかをマネジメントすることが重要。①～④の考察の仕方は、少なくとも一度は扱う。⑤の考察の仕方は、必ずしも設定する必要はない。(※四つより少ない区分はない)

■「取り上げる地域や課題」について

・学校所在地を対象として市町村規模の身近な地域やそこで見られる課題を取り上げることに他に、日本各地で広く見られる、地域への影響力が大きく、生徒と社会が関心を寄せる適切な課題を設定すること。

・これまでの「身近な地域の調査」を踏襲し、分野のまとめとして位置付けている。観察や野外調査等を行ってもよいが、役割としてはそれを取り入れなくても可能な学習内容である。

■「地理的技能」について

・地理的技能については、地理情報を「収集する技能」、「読み取る技能」、「まとめる技能」の三つの技能に分けて、再構成した。

(※解説の巻末には一覧表を示した。)

・これらの技能は、小・中・高等学校の学習において広く共通するものであり、一度にそれらの技能の全てを養おうとするのではなく、生徒の習熟の様子を踏まえて着実に身に付くよう、繰り返し指導する機会を設けることが大切である。

〔歴史的分野〕

1 目標

社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解するとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを、時期や年代、推移、比較、相互の関連や現在とのつながりなどに着目して多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握し複数の立場や意見を踏まえて公正に選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野にそこで見られる課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚、国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとする事の大切さについての自覚などを深め、国際協調の精神を養う。

2 内容

■「歴史的な見方・考え方（視点や方法）」について

- ・時期、年代など時系列に関わる視点、展開、変化、継続など諸事象の推移に関わる視点、類似、差異、特色など諸事象の比較に関わる視点、背景、原因、結果、影響など事象相互のつながりに関わる視点などに着目して捉え、比較したり、関連させたりして社会的事象を捉えたりすることとして整理した。

■「視点に着目した問いの工夫」について

- ・「見方・考え方」については、生徒にどの見方・考え方を使ったのかを考えさせることが求められているわけではない。
- ・視点に着目した課題（問い）を工夫することで、自ずと見方・考え方が働く展開を位置付けたい。
- ・(例)「いつ（どこで、誰によって）おこったか」、「前の時代とどのように変わったか」、「どのような時代だったのか」、「なぜ、おこった（何のために行われた）か」、「どのような影響を及ぼしたか」、「なぜそのような判断をしたと考えられるか」、「歴史を振り返り、よりよい未来の創造のために、どのようなことが必要とされるのか」など考察や構想に向かう「問い」を工夫する。

■中項目に示された「知識及び技能」の事項と「思考力、判断力、表現力等」の事項の構造と読み解き方

(例) (3)「近世の日本」

ア 次のような知識を身に付けること。

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(イ) 江戸幕府の成立と対外関係

江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の対外政策と対外関係など< A >を基に、幕府と藩による支配が確立したこと< B >を理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 交易の広がりとその影響、統一政権の諸政策の目的、産業の発達と文化の担い手の変化、社会の変化と幕府の政策の変化など< C >に着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(イ)までにについて近世の社会の変化の様子< D >を多面的・多角的に考察し、表現すること。

- ・この事項を指導する際には、アの(イ)の事項に< A = 事象の例 >と示した「江戸幕府の成立と大名統制」、「身分制と農村の様子」、「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」などの歴史に関わる事象を基に、イの(ア)の事項< C = 視点 >のうち、「交易の広がりとその影響、統一政権の諸政策の目的」などに着目して、< D >の「事象を相互に関連付けるなどして、近世の社会の変化の様子」などを多面的・多角的に考察し、表現する学習を行うことで、アの(イ)の事項の< B = 事項のねらい >「幕府と藩による支配が確立したこと」の理解に至る学習の過程が考えられる。つまり、「アの事項の< A >を基に、イの事項の< C >に着目して< D >を考察し表現することを行い、アの事項の< B >を理解する」という構造を取っており、このような点を踏まえた指導を行うことで、アに示された各事項の学習のねらいを実現することができる。

※中項目の構造を理解することで、生徒の学習のプロセスを具体化することができる。

※他の中項目もこの形に沿った構造である（解説には、学習の過程の構造化図（例）が示されている。）。

A 歴史との対話

(1) 私たちと歴史

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 年代の表し方や時代区分の意味や意義についての基本的な内容を理解すること。
 - (イ) 資料から歴史に関わる情報を読み取ったり、年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- (ア) 時期や年代、推移、現在の私たちとのつながりなどに着目して、小学校での学習を踏まえて歴史上の人物や文化財、出来事などから適切なものを取り上げ、時代区分との関わりなどについて考察し表現すること。

■ A 歴史との対話について

- ・ Aのみ内容の構造が特別であり、学習全体の導入として位置付けているため、他の内容とは異なり、全体を見通せる形になっている。
- ・ 中学校三年間の学習の導入として、単に昔のことを知るだけでなく、現在の生徒が過去と対話をして様々なことをつないで学習して欲しいという願いが込められている。

・「時間軸をどう理解していくか」ということを主眼に置いている中項目である。

- ・ 小学校で学んできたことを、時間軸の中において整理して考えさせる。西暦や世紀、元号の互いの関係、時代を区分することの意味や意義について、そこには様々な区分けの仕方があるのだということを理解させる。
- ・ 内容のB以降の学習で常に生かしながら、繰り返し使うことで着実に身に付けていきたい。
- ・ 技能についての記述は、大項目Aのみとなっているが、B、C共に繰り返し身に付けさせる。

(2) 身近な地域の歴史

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- (ア) 比較や関連、時代的な背景や地域的な環境、歴史と私たちとのつながりなどに着目して、地域に残る文化財や諸資料を活用して、身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し、表現すること。

■ 「身近な地域」とは

- ・ 生徒の居住地域や学校の所在地域を中心に、生徒自身によって調べる活動が可能で、生徒にとって身近に感じることができる範囲である。

- ・ 従前の、歴史というものを身近にするために身近な地域の歴史を学ぶという段階から、どんな特徴があるのかを学ぶところまで踏み込む。
- ・ 地理的分野と歴史的分野との関わりの中で時系列と空間的な広がりを同時に学ぶことができ、具体的に歴史を体感できる効果がある。
- ・ 各地域の歴史の特徴とかかわらせながら、歴史を大観する。これが生徒一人一人と地域という場を介しながら、社会とのつながりを考えるきっかけとなる。

B 近世までの日本とアジア

(1) 古代までの日本

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 次のような知識を身に付けること。
- (ア) 世界の古代文明や宗教のおこり
 - 世界を古代文明や宗教のおこりを基に、世界の各地で文明が築かれたことを理解すること。
 - (イ) 日本列島における国家形成
 - 日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷（大和政権）による統一の様子と東アジアとの関わりなどを基に、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解すること。

■ (1) 古代までの日本について

- ・ 従来、三つの中項目で構成していたが、時間や空間の相違を明確に示す観点から、4事項に分けた。
- ・ アの(ア)から(エ)までは事項名を記載している。(2)以下も同様である。
- ・ 解説には「例えば…」として、問い（課題）の例がいくつか示されているが、どのような問いがより効果的なのかを教師が考えていくことが大切である。大きな問いや小さな問いを課題として設定し、授業を展開していくことが大切である。
- ・ 全ての項目に問い（課題）の例が示されているわけではない。

(ウ) 律令国家の形成

律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを基に、東アジアの文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族による政治が展開したことを理解すること。

(エ) 古代の文化と東アジアとの関わり

仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを基に、国際的な要素をもった文化が栄え、それらを基礎としながら文化の国風化が進んだことを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 古代文明や宗教が起こった場所や環境、農耕の広まりや生産技術の発展、東アジアとの接触や交流と政治や文化の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(エ)までについて古代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。

(イ) 古代までの日本を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。

(2) 中世の日本

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 武家政治の成立とユーラシアの交流

鎌倉幕府の成立、元寇(モンゴル帝国の襲来)などを基に、武士が台頭して主従の結び付きや武力を背景とした武家政権が成立し、その支配が広まったこと、元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解すること。

(イ) 武家政治の展開と東アジアの動き

南北朝の争乱と室町幕府、日明貿易、琉球の国際的な役割などを基に、武家政治の展開とともに、東アジア世界との密接な関わりが見られたことを理解すること。

(ウ) 民衆の成長と新たな文化の形成

農業など諸産業の発達、畿内を中心とした都市や農村における自治的な仕組みの成立、武士や民衆などの多様な文化の形成、応仁の乱後の社会的な変動などを基に、民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを理解すること。

イ ～ 略 ～

(3) 近世の日本

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 世界の動きと統一事業

■世界の古代文明について

- 政治制度など民主政治の来歴の観点から、ギリシャ・ローマの文明について取り扱うこと。
 - 当時の政治制度について、現代につながる面と現代の民主主義とは異なる面の両面を踏まえて理解できるようにする。
 - 「主権者の育成」の観点からも重点を置くべき。ただし、事象を精選して扱うこと。
- 「大和朝廷(大和政権)」、「聖徳太子」の文言の扱いについて
- 小・中の接続を意識した中で大和朝廷と記した。しかし、その成立や展開の時期を広く捉える観点から「大和政権」の言葉を()によって残した。
 - 聖徳太子の記載について、小学校と同じ形での記載ではなく、中学校の学習として位置付けていく。

■「時代を大観すること」について

- イの(イ)の大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現することとは、「我が国の歴史の大きな流れ」を「各時代の特色を踏まえて理解する」という歴史的分野の学習の基本的なねらいを踏まえ、各中項目のまとめとして位置付けた。(※全ての中項目に位置付けている。)

■(2) 中世の日本について

- 時代の転換点については、着目点(視点)として整理している。
- ア(ア) 武家政治の成立とユーラシアの交流については、元寇の背景にユーラシアがどのように展開していたのかまでを確認する。地図をもとにしながら、その当時のユーラシアの状況、さらに、アジアからヨーロッパまでの交易や文化の交流などいろいろなつながりがあったことを理解させる。
- ア(イ) 武家政治の展開と東アジアの動きでは、武家政治の特徴を捉える際、室町幕府と鎌倉幕府の比較など、個別の時期の特徴について学習するよりも、あくまで中世という時代がどのような特色があったのかを主眼にしたい。
- 琉球の国際的な役割は、新たに付け加わった部分。
- ア(ウ) 民衆の成長と新たな文化の形成について、戦国時代を応仁の乱後の社会変動の中で扱う。社会の変動の中で政治も変わっていくことを意味している。

■(3) 近世の日本について

- 問いの中身についても、発達の段階に応じて、変化を付けた。生徒の状況に応じて問いの質を変えていく必要があり、発達の段階を意識して、抽象化が進む形にしている。

ヨーロッパ人来航の背景とその影響、織田・豊臣による統一事業とその当時の対外関係、武将や豪商などの生活文化の展開などを基に、近世社会の基礎がつけられたことを理解すること。

(イ) 江戸幕府の成立と対外関係

江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の対外政策と対外関係などを基に、幕府と藩による支配が確立したことを理解すること。

(ウ) 産業の発達と町人文化

産業や交通の発達、教育の普及と文化の広がりなどを基に、町人文化が都市を中心に形成されたことや、各地方の生活文化が生まれたことを理解すること。

(エ) 幕府の政治の展開 ～ 略 ～

イ ～ 略 ～

C 近現代の日本と世界

(1) 近代の日本と世界

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き

欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。

(イ) 明治維新と近代国家の形成

開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化の風潮などを基に、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解すること。

(ウ) 議会政治の始まりと国際社会との関わり

自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを基に、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的な地位が向上したことを理解すること。

(エ) ～(カ) ～ 略 ～

イ ～ 略 ～

(2) 現代の日本と世界

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 日本の民主化と冷戦下の国際社会

冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを基に、第二次世界大戦後の諸改革の特色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。

■「世界の動きと統一事業」について

・「ヨーロッパ人来航の背景」については、新しく追加。ヨーロッパ人との接触があったことの影響を考えると中継貿易やアジアの商品がどのように伝わったのかなど、つながりや広がり意識した学習を進める。(※グローバル化への対応)

■「江戸幕府の成立と対外関係」について

・「鎖国などの幕府の対外政策」については、少し記述が詳しくなっている。小学校とのつながりを考え、言葉を選んだ。幕府の対外関係のプロセスを大きく見ていく必要がある。
・身分制の取扱いでは、歴史的な経緯や、それぞれの身分の中で人々が職責を果たしたこと等、生徒が正しく認識できるよう指導すること重要である。

■「産業の発達と町人文化」について

・「身近な地域の歴史」とかかわる部分で、特に近世になると産業、交通、文化で多様化が進む。身近な地域の事例を取り上げながら、生徒が自分との関わりの中でそのつながりを見いだしていけるような学習を考えたい。

■「欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き」について

・「内容の取扱い」には、典型的な事例としてアメリカの独立、フランス革命を位置付けたが、これはあくまで事例である。「主権者の育成」との関わりから明示した。

■「明治維新と近代国家の形成」について

・「領土の画定」について、内容の取扱いに示した(他分野同様、確かな領土認識を捉えさせたい)。

■「議会政治の始まりと国際社会との関わり」について

・「主権者の育成」との関わりで考えるものの、これまで日常的に行われてきた学習内容を見直しつつ、「主権者の育成」を意識して学習を進めることが大切である。
・「条約改正」については、「代表的な事例を取り上げ」が新たに加わった。「網羅的な学習になっている」という課題が指摘されている。事例を取り上げ国際社会の意味、日本の置かれた立場などの意味付け、ねらいに重点を置きたい。小学校で取り扱う人物の学習を生かしながら取り扱いたい。

■「(2) 現代の日本と世界」について

・従来は、冷戦終結までという扱いだったが、新学習指導要領においては、20世紀末までと示す。特にグローバル化が一層加速する中での日本の役割を捉える。

■「日本の民主化と冷戦下の国際社会」について

・「我が国の民主化と再建の過程」については、小学校の学習を踏まえる。

■「日本の経済の発展とグローバル化する世界」について

・「冷戦の終結」については、事例が記述されているが、一つ一つ理解することではなく、世界には、さまざまな問題が存在している中で、解決するために努力がされていることなど現代も歴史が動いていることを意識して学習させたい。これが公民的分野の学習につながる。

と。

(イ) 日本の経済の発展とグローバル化する世界

高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを基に、我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 諸改革の展開と国際社会の変化、政治の展開と国民生活の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)及び(イ)について現代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。

(イ) ～ 略 ～

(ウ) これまでの学習を踏まえ、歴史と私たちとのつながり、現在と未来の日本や世界の在り方について、課題意識をもって多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

3 内容の取扱い

～ 略 ～

[公民的分野]

1 目標

現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

■「イ(ウ)…構想し」について

・歴史的分野の他の單元にはない「構想」が唯一記述されている。「構想」は、公民的分野の学習に向けた課題意識をもつことができるようにすることが大切である。歴史的分野で学んだ学習を踏まえて現代の課題を設定することが望まれる。

・(例)環境問題を取り上げたとなると、どのような歴史的経緯の中で環境問題がうまれたのか、過去に日本はこのような環境問題に直面したことはないだろうか、その時人々はどんな努力をしてきたのかなど、これまでの学習を踏まえて捉え、現代の問題に目を向けさせる。これが公民的分野や高等学校での学習につながる。(※踏み込みすぎて歴史的分野のねらいから逸脱しないよう留意する。)

■「現代社会の見方・考え方」について

・「社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること」とし、考察、構想する際の「視点や方法（考え方）」として整理した。

・「対立と合意」、「効率と公正」などの現代社会を捉える概念的な枠組みを用いて、社会的事象を捉え、考察、構想していくことが大切である。いわゆる概念を使って深い学びに結び付けていくことが求められている。

■「公正に判断…する力を養う」について

・現代社会に見られる課題について判断するときには、収集した資料の中から客観性のあるものを取捨選択しながら事実を捉え、～中略～ 「公正」には様々な意味合いがあることを理解した上で、現代社会に見られる課題について判断できるようになることを求めている。

・他の分野と異なり公民的分野では「公正に判断…」となっている。他の分野以上に「解のない問い」、「解が複数ある問い」について構想する力が求められており、従前大切にしてきた「判断する力」に重点を置いた。

2 内容

A 私たちと現代社会

(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色

位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。

(イ) 現代社会における文化の意義や影響について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 少子高齢化、情報化、グローバル化などが現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現すること。

(イ) 文化の継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

・私たちの身近な生活における変化などの具体的事例を取り上げ、第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能による様々な判断やインターネット経由で物事が最適化されていく時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測を踏まえ、現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響を考察し、表現する学習などが考えられる。

(2) 現代社会を捉える枠組み

対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。

(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。

■「A 私たちと現代社会」について

・これまでの社会科の学びを踏まえて学習される「公民的分野の導入」として位置付けられた。現代社会の見方・考え方に加え、小学校社会科での見方・考え方、中学校の地理的及び歴史的な見方・考え方についても必要に応じて組み合わせて用い、小・中学校社会科の特質に応じた「見方・考え方」として総合的に働かせることが求められる。

■地理・歴史との「内容構造の違い」について

・地理的分野、歴史的分野では中項目(1)のイの中で着目する視点が示されていたが、公民的分野では中項目(1)のすぐ下に示されている。
 ・社会科においては思考力、判断力、表現力に見方考え方が働くことが多い(とりわけ地理・歴史分野では特に多いと考えられる。)。公民的分野でも基本的には変わらないが、さらに知識・概念の獲得に際し、見方・考え方が働くことが考えられる。
 ・(例)「多数決の原理」を理解する学習があるが、その際、対立と合意、効率と公正、民主主義などに着目して多数決の原理を理解しているはずである。このように理解をする際にも見方・考え方を十分働かせながら獲得できるよう展開する。

■「少子高齢化、情報化、グローバル化・・・考察し、表現する」について

・これらの言葉や内容は従前と同様ではあるが、時代の変化に応じて“少子高齢化”等の捉え方は変わってきている。同じ少子高齢化を扱うとしても、単なる言葉や概念の理解にとどまらず、社会の変化に対応した内容を適切に扱いたい。
 ・(例) その際、～中略～労働力需給や経済成長など国民経済に大きな影響が出ていること。また、医療や年金など社会保障費の財政負担が増大し、財政の状況が悪化していることを理解できるようにする。
 ※解説には、一つの学習のプロセスを、「その際…」として、具体例を示している。

■「現代社会を捉える枠組み」を理解するとは

・「対立と合意、効率と公正などに着目して」については、ア(ア)において身に付ける事項として「対立と合意、効率と公正など」が示されていることから分かるように、この中項目において身に付ける知識であると同時に、ア(イ)、イ(ア)の事項を身に付ける際に着目する視点でもあることに留意する必要がある。(※基本的には従前と同様)

■「契約」について

・～中略～「契約」という概念で捉え直し、それを守ることで権利や利益が保障されること、互いが納得して受け入れたものである限り結果について責任が伴うことを理解することが大切である。

B 私たちと経済

(1) 市場の働きと経済

対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。

(イ) 市場経済の基本的な考え方について理解すること。その際，市場における価格の決まり方や資源の配分について理解すること。

(ウ) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。

(エ) 勤労の権利と義務，労働組合の意義及び労働基準法の内容について理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(イ) 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し，表現すること。

(イ) ～ 略 ～

(2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護について，それらの意義を理解すること。

(イ) 財政及び租税の意義，国民の納税の義務について理解すること。

イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて，次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して，国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

(イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し，表現すること。

C 私たちと政治

(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 人間の尊重についての考え方を，基本的

■「専門家や関係諸機関との連携・協働」について

・分野の内容に関係する専門家や関係諸機関との連携・協働を図って，社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりするような活動を充実させることが重要。特に，公的機関からの補助教材等は10年前に比べ増えている。毎時間できるものではないが，効果的に取り扱えるところをカリキュラム・マネジメントしていくことが求められる。

■イの(ア)個人や企業の経済活動「起業」について

・中教審答申で起業について触れることを取り扱うよう示された。従前，模擬会社経営等，アントレプレナーシップを育成する授業が実施されてきた。今後も継続的に，起業が求められている意義や，企業を経営したり，支えたりすることへの関心を高めるとともに，適正な会計情報の提供及び活用が求められること等を理解させる。

■「市場の働きに委ねることが難しい諸問題」とは

・社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護など国や地方公共団体に任せただけに任せただけでは解決が難しかったりする問題である。

■「構想」について

・公民的分野では，ここで初めて「構想」という言葉が出てくる。
 ・上記の諸問題を構想として全て扱うのではなく，これらから選び，生徒がどうすればよいのか考えていけるような学習を進める。
 ・イの(イ)の財政及び租税の学習では，「構想」は求めている。

■「(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」について

・～略～日本国憲法の基本的な考え方及び我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について理解を深めることができるようにすることを主なねらいとしている。

・主なねらいが理解であり，イは考察，表現を求めており，構想は求めている。

権を中心に深め、法の意義を理解すること。

(イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。

(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

(エ) 日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

■「法に基づく政治が大切であること」について

- ・「法に基づく政治」が民主政治の原理となっていることを理解できるようにしたい。具体的には、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っており、恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解できるようにすることを意味している。

■「恣意的支配の排除」について

- ・恣意的支配には、「立憲主義」と「法の支配」の二つの概念の意味が込められている。この二つの意味を具体的にしているものが、解説の説明にある。

■イ(ア)について

- ・我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

(2) 民主政治と政治参加

対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■イ(ア)民主政治の推進について

- ・小学校においても日本国憲法が国民生活に果たす役割について充実させているため、縦軸の系統性を大切にしたい。(例)「日本国憲法に、このように示されているから私はこのように考える。」というように根拠をもとに自分の考えをもてる生徒を育てることが重要である。
- ・日本国憲法を教える意味は、主権者としての資質・能力を育成するための手立てである。目的と手段を間違えないようにする。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。

(イ) 議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。

(ウ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。

(エ) 地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務について理解すること。

イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察し、表現すること。

■「主権者教育の一丁目一番地」としての役割

- ・選挙の投票率を上げることを目的として授業を行っているわけではない。選挙も含め、様々な政治参加の在り方を考えることが、主権者としての自覚を深めることや主体的に政治に参加することにつながる。

D 私たちと国際社会の諸課題

(1) 世界平和と人類の福祉の増大

対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■「D 私たちと国際社会の諸課題」について

- ・この大項目は、～中略～様々な課題について探究し、自分の考えを説明、論述できるようにすることを主なねらいとしている。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。

- ・本当に考えているかどうかを論述によって見届ける。より具体的に説明、論述する。社会科のまとめとしてこれまで身に付けてきた知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、見方・考え方をフルに活用して、自分の考えをもち説明、論述できる学習を展開する。

その際、領土(領海, 領空を含む。), 国家主権, 国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。

(イ) 地球環境, 資源・エネルギー, 貧困などの課題の解決のために経済的, 技術的な協力などが大切であることを理解すること。

イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

(7) 日本国憲法の平和主義を基に, 我が国の安全と防衛, 国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察, 構想し, 表現すること。

(2) よりよい社会を目指して持続可能な社会を形成することに向けて, 社会的な見方・考え方を働かせ, 課題を探究する活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を多面的・多角的に考察, 構想し, 自分の考えを説明, 論述すること。

- ・領土の問題については, 地理的分野のように領域の広がり, 歴史的分野のように領土の画定だけで見るとはならず, 公民的分野ならでは, どのような関係の中で起こっているのかを明確に理解することが大切である。そのためには, 国家主権という概念を身に付けることが必要である。
- ・確かな領土認識を育てていくためには, 国家主権が脅かされると何が起こるのかを, 生徒に的確に理解させていくことが必要である。

■「(1) 世界平和と人類の福祉の増大」について

- ・国際理解については, ESD等の持続可能性については地理的分野, 国際協調については歴史的分野でも学んできている。これらを生かし理解させたり, 思考力を養ったりすることが求められる。
- ・ア(7)については, 知識及び理解の側面, (イ)は国際的な諸課題である。
- ・解説において, 何のために領土について, 国家主権について理解する必要があるのかなどが明確に示されている。これら基本的な知識を身に付けておくことが, 主権尊重, 相互理解に結び付く考え方となる。

■「領土等, 基本的な事項を理解する」ために

- ・領土(領海, 領空を含む。)については, 地理的分野, 歴史的分野の学習の成果を踏まえ, 国家間の問題として, 我が国においても, 固有の領土である竹島や北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島)に関し未解決の問題が残されていること, 領土問題の発生から現在に至る経緯及び渡航や漁業, 海洋資源開発などが制限されたり, 船舶の拿捕, 船員の抑留が行われたり, その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に, 我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること, 我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを, 国家主権と関連付けて理解できるようにする。

3 内容の取扱い ～ 略 ～

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては, 次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して, その中で育む資質・能力の育成に向けて, 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際, 分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ, 社会的事象の意味や意義などを考察し, 概念などに関する知識を獲得したり, 社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。また, 知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため, 基本的な事柄を厳選して指導内容を構成するとともに, 各分野において, 第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事柄を再構成するなどの工夫をして, 基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。

■「単元など内容や時間のまとまりを見通すこと」について

- ・「何を学ぶか」という学習内容と, 「どのように学ぶか」という学習の過程を組み合わせることは, その前提となる「何ができるようになるか」を明確にするとともに, 授業改善の主要な視点として重要である。また, カリキュラム・マネジメントの側面からも, 社会科の各分野の教育内容を, 分野間のみならず教科等横断的な視点で, 組織的に配列するためにも, 単元という形で内容や時間の一定のまとまりを単位として, 組み立てていくことが大切である。

■「主体的・対話的で深い学び」で求められること

- ・「主体的な学び」…児童生徒が学習課題を把握しその解決への見通しを持つことが必要である。そのためには、単元等を通じた学習過程の中で動機付けや方向付けを重視するとともに、学習内容・活動に応じた振り返りの場面を設定し、児童生徒の表現を促すようにすることが重要である。
- ・「対話的な学び」…実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりする活動の一層の充実が期待される。しかしながら、話し合いの指導が十分に行われずグループによる活動が優先し内容が深まらないといった課題が指摘されることであり、深い学びとの関わりに留意し、その改善を図ることが求められる。
- ・「深い学び」…追究の視点を生かした課題（問い）の設定、諸資料等を基にした多面的・多角的な考察、社会に見られる課題の解決に向けた広い視野からの構想（選択・判断）、論理的な説明、合意形成や社会参画を視野に入れながらの議論などを通し、知識のみならず、社会的事象等の特色や意味、理論などを含めた社会で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を獲得するように学習を設計することが求められる。

(2) 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。

(3) 各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に相当する授業時数は、地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 単位時間、公民的分野 100 単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

(5) ～ 略 ～

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1), (2) ～ 略 ～

(3) 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用したり、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。

■「各分野の配当時間」について

- ・地理的分野は第1、第2学年合わせて115単位時間学習させ、歴史的分野については第1、第2学年合わせて95単位時間、第3学年の最初に40単位時間学習させ、その上で公民的分野を100単位時間学習させることになる。
- 従前と比べ、地理的分野が5時間減、歴史的分野が5時間増となる。公民的分野については、変更なしであり、各学年での配当時間も変更はない。

■「社会科における配慮」について（※一例）

- ・地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

■「作業的で具体的な体験を伴う学習」について

- ・今回の改訂においては、「作業的で具体的な体験を伴う学習」について、これを重視している。

- ・従前では、「作業的・体験的な学習の…」と書いていたが、「総則」にて「体験活動」そのものが示され、改めて定義している。定義の一例として「体験活動とは、自然体験や社会体験を伴う長期集団宿泊活動」と示されたため、社会科の学習との齟齬が起きないように、言葉の整理をし、「作業的で具体的な体験を伴う学習」と改めた。

(4) 社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないよう留意すること。

3 第2の内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

■「有益適切な教材に基づいて指導する」について

・「多様な見解のある事柄、未確定な事柄」なども含む現実の課題に関する社会的事象を取り扱うことは、生徒が現実の社会の在り方について具体的に考察、構想したり、国民主権を担う公民としての自覚などを深めたりするために効果的である。一方、これらの社会的事象について、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げた場合、ともすると恣意的な考察や判断に陥る恐れがある。

・資料選定をするに当たって、平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」を根拠とし、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った資料等を扱うことをないよう留意する。

■ 数学 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

今回の改訂のポイントは以下の2点である。

○ 数学的活動の一層の充実

数学的に考える資質・能力を育成する観点から、現実の世界と数学の世界における問題発見・解決の過程を学習過程に反映させることを意図して数学的活動の一層の充実を図った。

○ 統計的な内容等の改善・充実

社会生活などの様々な場面において、必要なデータを収集して分析し、その傾向を踏まえて課題を解決したり意思決定をしたりすることが求められており、そのような能力を育成するため、統計的な内容等の改善・充実を図った。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 目標の示し方

今回の学習指導要領の改訂では、数学科において育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示した。

② 【数学科における見方・考え方】

事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること。

③ 数学的活動の一層の充実

- ・「数学的活動」とは、「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること」である。
- ・従来の「生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学に関わりのある様々な営み」という「数学的活動」の意味をより明確にしたものである。
- ・「数学的活動」の主な内容は次の三つである。
 - (ア) 「日常の事象」や「社会の事象」から問題を見だし解決する活動
 - (イ) 「数学の事象」から問題を見だし解決する活動
 - (ウ) 数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動
- ・「数学的活動」は、生徒が主体的に取り組むものであり、その機会を日々の学習において、意図的、計画的に設けることが大切である。
- ・「数学的活動」は、小・中・高等学校教育を通じて資質・能力の育成を目指す際に行われるものであり、どの校種においても必要な活動である。(参考：小学校も「数学的活動」で統一)

(2) 内容構成の改善

① 数学科の領域構成と数学的活動

- ・従前の「資料の活用」の領域の名称を「データの活用」に改め、領域の構成は「数と式」、「図形」、「関数」及び「データの活用」の四つの領域とした。
- ・「数学的活動」は、従前どおり各学年の内容に位置付いている。
- ・資質・能力は、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」で整理。
 - 「思考力、判断力、表現力等」…学年及び領域ごとに整理
 - 「学びに向かう力、人間性等」…学年ごとに整理

② 具体的な内容の変更について

○ 移行された内容及び新たに指導する内容（校種及び学年は省略）

学年	領域	移行等	内容
第1学年	A 数と式	移行（入）	・用語「素数」（小5から）
		移行（入）	・自然数を素数の積として表すこと（中3から）
	D データの活用	移行（出）	・用語「平均値，中央値，最頻値，階級」（小6へ）
		新設	・用語「累積度数」
		移行（入）	・多数の観察や多数回の試行による確率（中2から）
移行（出）	・誤差や近似値， $a \times 10^n$ の形の表現（中3へ）		
第2学年	B 図形	新設	・用語「反例」（現行解説には記載されていた）
	D データの活用	新設	・「四分位範囲」や「箱ひげ図」（高校数学Iから）
		移行（出）	・多数の観察や多数回の試行による確率（中1へ）
第3学年	A 数と式	移行（出）	・自然数を素因数に分解すること（中1へ）
		移行（入）	・誤差や近似値， $a \times 10^n$ の形の表現（中1から）

3 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

1 移行期間中の特例

(1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の数学の指導に当たっては、それぞれ、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第4欄に掲げる事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
平成31年度	第1学年	2 A(1)		3 (1)のうち「素数の積」に関する部分
		2 D(1)	2 D [用語・記号]のうち「累積度数」	
平成32年度	第1学年	2 A(1)		3 (1)のうち「素数の積」に関する部分
		2 D	2 D(2)ア(ア), 2 D(2)イ(イ)	
		2 D(1)	2 D [用語・記号]のうち「累積度数」	
	第2学年	2 D	2 D(1)ア(ア), 2 D(1)イ(イ)	

(2) 平成31年度及び平成32年度の第1学年の数学の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2〔第1学年〕の3(6)の規定は適用しないものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

○ 今回の改訂で追加された以下の内容を移行期間中に該当学年で指導する。

- ・第1学年「A(1)[内容の取扱い](1)」 素数の積
- ・第1学年「D(1)ア(ア)」 累積度数
- ・第1学年「D(2)ア(ア), D(2)イ(イ)」 多数の観察や多数回の試行による確率（統計的確率）
- ・第2学年「D(1)ア(ア), D(1)イ(イ)」 四分位範囲，箱ひげ図

(2) 学習指導上の留意事項

移行期間中、現在の教科書にはない事項を指導する際には、国からの補助教材と「中学校学習指導要領解説数学編」を用いて適切に実施する。

3 具体的な改善事項

学習指導要領 (抜粋・要約)	解説 と 補足
<p>1 教科の目標</p> <p>第1 目標</p> <p>数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や原理・法則などを理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。</p> <p>(3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。</p>	<p>★本頁では、「数学科の目標」の見方について説明する。</p> <p>■「教科の目標」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱書と「資質・能力」の三つの柱に沿った具体目標(1)～(3)で構成されている。 (1)は、知識及び技能 (2)は、思考力、判断力、表現力等 (3)は、学びに向かう力、人間性等 <p>■「数学的な見方・考え方」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 数学科における「数学的な見方・考え方」とは、「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること」である。 <p>■「数学的活動」について (改訂のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 数学的活動とは、「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること」である。 従来の「数学的活動」は、「生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学に関わりのある様々な営み」であり、その意味を、問題発見や問題解決の過程に位置付けてより明確にしている。 <p>■「数学的に考える資質・能力」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「数学的に考える資質・能力」とは、数学科の教科目標に示された三つの柱で整理された算数・数学教育で育成を目指す力のことである。 <p>■(1)「知識及び技能」</p> <ul style="list-style-type: none"> 事實的知識の暗記や機械的技能的訓練ではなく、その裏付けや支えとなる「基礎的な概念や原理・法則」を理解することが必要。それが「深い学び」の実現につながる。 「基礎的な概念や原理・法則」を理解することは、「より進んだ知識や技能を生み出すこと」や「発展的に考えること」を可能にする(数学的活動を通した理解の重要性)。 <p>■(2)「思考力、判断力、表現力等」</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きく三つの力について書かれている。 ①数学を活用して事象を論理的に考察する力 ②数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力 ③数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力 <p>■(3)「学びに向かう力、人間性等」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「数学的活動の楽しさ」と「数学のよさ」は現行と同じ。 「問題解決の過程を振り返って評価・改善」は新設である。 結果が得られたところで終わるのではなく、結果の妥当性を検討することが大切。その際、解決の方法や内容、順序を見直したり、自らの取り組みを客観的に評価したりすることが大切である。

第2 各学年の目標及び内容

1 目標 例：〔第1学年〕

(1) 正の数と負の数，文字を用いた式と一元一次方程式，平面図形と空間図形，比例と反比例，データの分布と確率などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに，事象を数理的に捉えたり，数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。

(2) 数の範囲を拡張し，数の性質や計算について考察したり，文字を用いて数量の関係や法則などを考察したりする力，図形の構成要素や構成の仕方に着目し，図形の性質や関係を直観的に捉え論理的に考察する力，数量の変化や対応に着目して関数関係を見だし，その特徴を表，式，グラフなどで考察する力，データの分布に着目し，その傾向を読み取り批判的に考察して判断したり，不確定な事象の起こりやすさについて考察したりする力を養う。

(3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気付いて粘り強く考え，数学を生活や学習に生かそうとする態度，問題解決の過程を振り返って検討しようとする態度，多面的に捉え考えようとする態度を養う。

2 内容

A 数と式 例〔第1学年〕

(1) 正の数と負の数について，数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア)～(イ) 略

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア)，(イ) 略

(2) 略

(3) 略

〔用語・記号〕

自然数 素数 符号 絶対値 項 係数
移項 $\leq \geq$

★本頁では，第1学年を例に「各学年の目標及び内容」の見方について説明する。

■「各学年の目標」の構成の改訂

現行の目標		⇒	改訂後の目標	
構成	各領域に対応させて整理		構成	「資質・能力の三つの柱」に沿って整理
(1)	A数と式		(1)	知識及び技能
(2)	B図形		(2)	思考力，判断力，表現力等
(3)	C関数		(3)	学びに向かう力，人間性等
(4)	D資料の活用			

■「各学年の目標」の(1)の記述について

- ・全学年「～とともに，～を身に付けるようにする」と記述されている。
- ・前半部分は「知識」，後半部分は「技能」について示されている。

■「各学年の目標」の(2)の記述について

- ・全学年「～の力，～の力，～の力，～の力」と，四つの力が記述されている。
- ・四つの力は順に「A領域」，「B領域」，「C領域」，「D領域」で求める力について示されている。

【「目標」について補足】

■「数学的な見方・考え方」について

- ・教科の目標の柱書にあった「数学的な見方・考え方」は，各学年の目標には明記していない。これは，いずれの学年においても重要であり，全学年共通であるため記述はしていない。

■発達段階を踏まえて整理

- ・(1)，(2)は，各学年で指導すべき主な「内容」に関するもの。
- ・(3)は，学年や指導する内容に応じて大きく異なるものではないので「数学科の目標」の(3)と共通的に示しているが，生徒の発達段階を踏まえて，第1学年と第2，3学年では，やや異なるものとしている。

■各学年の「2 内容」の見方

- ・カッコ付き数字の項目毎に，「柱書」，「ア」，「イ」で構成。
- ・「柱書」は，「～（内容）について，数学的活動を通して」となっており，数学的活動を強調している。
- ・「ア」は，「知識及び技能」について記載し，具体的な内容を(ア)(イ)…として列記している。
- ・「イ」は，「思考力，判断力，表現力等」について記載し，具体的な内容を(ア)(イ)…として列記している。

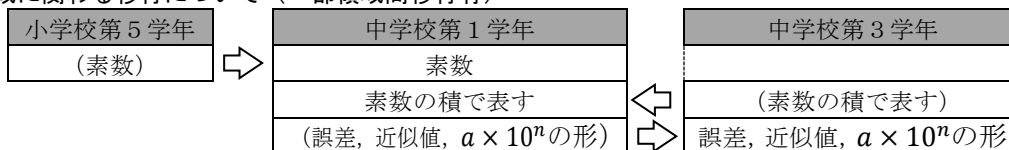
■「イ 思考力，判断力，表現力等」について

- ・問題を見いだしたり，知識及び技能を活用して問題を解決したりする際に必要である。
- ・「イ(ア)」は，主として『「数学の事象」の数学化』について，「イ(イ)または(イ)」は，主として『「日常や社会の事象」の数学化』について記述されている（例外有）。

★本頁以降は、領域ごとに、改善された内容を中心に記述する。
・新設のみならず、引き続き重要な内容も記載している。

■「A 数と式」領域

○本領域に関わる移行について（一部領域間移行有）



○資質・能力について

①「数について」の資質・能力

- ア) 数の範囲の拡張と数の概念を理解すること
- イ) 新しく導入された数の四則計算の意味を理解し、それらの数を用いて表したり処理したりすること

②「式について」の資質・能力【エ, オは新設】

- ア) 文字のもつ意味、特に変数の意味を理解すること
- イ) 文字を用いた式に表現したり、文字を用いた式の意味を読み取ったりすること
- ウ) 文字を用いた式の計算や処理をすること
- エ) 既に学習した計算の方法と関連付けて、文字を用いた式の計算の方法を考察し表現すること
- オ) 文字を用いた式を具体的な場面で活用すること

※上記「エ, オ」が明示されたことについて

これは、従来も行われてきたことであるが、今回の改訂で中学校数学科における育成すべき資質・能力の三つの柱に基づいて、「知識及び技能」と「思考力, 判断力, 表現力等」に分けて記述されることに伴い、計算の方法を考察し表現することや具体的な場面で活用することの重要性が改めて強調されたことによるものである。

[第1学年]

- (1)イ(イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

■正の数と負の数を活用すること

・様々な事象における問題解決の場面において、正の数と負の数を用いて変化や状況を分かりやすく表したり、能率的に処理したり、その意味を読み取ったりすることを意図的に指導する。

- (2)イ(ア) 具体的な場面と関連付けて、一次式の加法と減法の計算の方法と考察し表現すること。

■具体的な場面と関連付けて考察し表現すること

・例えば、 $a - (b + c) = a - b - c$ であることを確かめるのに、 b 円と c 円の品物を買って a 円を出したときのおつりを考えてみるなど、具体的な場面と関連付けて説明できるようにすることが大切である。

[用語・記号]

素数

3 内容の取扱い

- (1) 自然数を素数の積として表すこと。

■自然数を素数の積として表すこと【新設】

・自然数を素数の積として表すことによって、小学校算数科で学習した約数、倍数などの整数の性質について捉え直すことができるとともにその理解を深め、中学校での学習につなげることができるよう配慮する。

[第2学年]

- (1)イ(ア) 具体的な数の計算や既に学習した計算の方法と関連付けて、整式の加法と減法及び単項式の乗法と除法の計算の方法を考察し表現すること。

■具体的な計算の方法と関連付けて考察し表現すること

・第2学年で学習する整式の計算については、項の意味や計算の法則を振り返るなど第1学年で学習した文字を用いた式の計算と関連付けて考察し表現することができるように、学び直しの機会を設定するなどの工夫が大切である。

(1)イ(イ) 文字を用いた式を具体的な場面で活用すること。

■具体的な場面での活用（文字を用いた式）

- ・文字を用いた式を活用して、数量や数量の関係を簡潔、明瞭で一般的に表現し、処理することができるようにする。また、処理することによって得た結果を問題に即して解釈することができるようにする。
(例：運動場に陸上競技用のトラックを作る際に、スタートラインを何mずつ前にずらす必要があるか。)

(2)イ(ア) 一元一次方程式と関連付けて、連立二元一次方程式を解く方法を考察し表現すること。

■一元一次方程式と関連付けて考察し表現すること

- ・連立二元一次方程式について考察する際、一元一次方程式に帰着させることは、新たな問題解決において、その方法を既に知っている方法に帰着させるという考え方に基づいている。こうした考え方に生徒自らが気付くように工夫し、加減法や代入法による解き方を理解できるようにすることをねらっている。

[第3学年]

(1)イ(ア) 既に学習した計算の方法と関連付けて、数の平方根を含む式の計算の方法を考察し表現すること。

■既習と関連付けて考察し表現すること（平方根の計算）

- ・正の数の平方根の乗法の計算の仕方を考察する際に、具体的な数を当てはめたり、近似値で予想したり、2乗したりしたことを除法についても同様の視点で考察し表現する。
- ・正の数の平方根の加法や減法の式の計算の方法について、文字を用いた式の計算の方法を振り返りつつ考察することもねらっている。

(1)イ(イ) 数の平方根を具体的な場面で活用すること。

■具体的な場面での活用（数の平方根）

- ・様々な事象における問題解決の場面において数の平方根を用いて表したり処理したりすることができるようにする。その際、正の数の平方根を用いることによって、数を用いて表したり処理したりする範囲が広がることを理解できるようにする。(例：A判の紙の2辺の長さの比)

(2)イ(ア) 既に学習した計算の方法と関連付けて、式の展開や因数分解をする方法を考察し表現すること。

■既習と関連付けて考察し表現すること（展開・因数分解）

- ・一次式と一次式の乗法では、既習の単項式と多項式の乗法と関連付けて考察し、単に形式的に計算ができるようにするだけでなく、その方法が交換法則、結合法則や分配法則を基にしていることを理解できるようにする。

(3)イ(ア) 因数分解や平方根の考えを基にして、二次方程式を解く方法を考察し表現すること。

■因数分解や平方根の考えを基にして考察し表現すること

- ・因数分解の考えは、二次方程式の左辺が一次式の積に因数分解できるときに有効な方法であること、平方根の考えは、因数分解による方法では容易に解を求めることができない場合に行う方法であることなど、それぞれの方法のよさを実感できるようにすることが大切である。

3 内容の取扱い

(1) 誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現

■誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現【移行】※第1学年より

- ・基本的には、現行第1学年から変更はない。
- ・追加されたこととして、「B図形」の(1)や(3)などの学習との関連付けた指導が挙げられている。

■「B 図形」領域

○本領域に関わる移行

- ・第2学年の用語に「反例」を追加（現行の解説数学編には、反例についての記載有）

○資質・能力について

①「図形概念、図形の性質や関係について」に関わる資質・能力

- ア) 基本的な図形概念、図形の性質や関係を理解すること。
- イ) 図に表したり、正しく作図したりすること。

②「論理的に考察し表現することについて」に関わる資質・能力

- ア) 図形を直観的に捉えること。
- イ) 数学的な推論に基づいて考察し表現すること。

※上記「②」で求められていることについて

・第1学年

作図や空間図形の指導では、単なる操作や作業だけに終始することなく、論理的に考察するとともに、考察したことを筋道立てて説明する機会を設けることが大切である。

・第2学年

証明の指導では、必要以上に証明の書き方に拘ることをせず、証明を読むことを通じて証明の根拠の用い方を明らかにしつつ、表現に一定の幅をもたせ、生徒が自分なりに工夫して証明し、よりよいものへと互いに高めていくことが大切である。

・第3学年

第1・2学年の指導を踏まえ、証明を書くことを含め、論理的な考察を簡潔・明瞭に表現できるように計画することが大切である。

[第1学年]

(1)イ(ア) 図形の性質に着目し、基本的な作図の方法を考察し表現すること。

■基本的な作図の方法を考察し表現すること

- ・作図の方法を一方向的に与えるのではなく、小学校算数科で学習した平面図形の対称性や図形を決定する要素に着目して作図の方法を見だし、その方法を図形の性質や関係に基づいて説明する活動を大切にする。

(1)イ(イ) 図形の移動に着目し、二つの図形の関係について考察し表現すること。

■二つの図形の関係について考察し表現すること

- ・図形の移動を通して、移動前と移動後の二つの図形の関係に着目できるようにすることで、図形の性質や関係を見だし、図形の移動について考察し表現する活動を大切にする。ここでも、筋道立てた説明を重視している。

(1)イ(ウ) 基本的な作図や図形の移動を具体的な場面で活用すること。

■具体的な場面での活用（基本的な作図や図形の移動）

- ・日常の事象を図形の形や大きさ、構成要素や位置関係に着目して観察し、その特徴を捉えることで、図形の性質や関係を用いて日常の事象の特徴をよりの確に捉えたり、問題を解決したりすることができるようになる。そのために、紙や模型などを実際に操作するなどの活動を取り入れ、日常の事象の特徴を捉えられるようにする。

(2)イ(イ) 立体図形の表面積や体積の求め方を考察し表現すること。

■表面積や体積の求め方を考察し表現すること

- ・立体図形の表面積や体積の求め方について、見取図や展開図を用いて筋道立てて説明することを通して、空間図形についての理解を一層深め、論理的に考察し表現する力を養うことを重視している。

[第2学年]

(2)イ(イ) 三角形や平行四辺形の基本的な性質などを具体的な場面で活用すること。

■具体的な場面での活用（三角形や平行四辺形の性質）

・日常の事象における問題発見・解決を通して、事象における図形に着目して数学的に表現した問題を見いだす力、解決過程を振り返り、得られた結果を意味付けたり、活用したりする力を養うことをねらっている。

[用語・記号]

反例

■用語：反例【新設】

・命題が常に成り立つとは限らないことを示す際に、反例を一つあげればよいことを理解できるようにする。
 ・反例については、現行学習指導要領解説数学編にも記載されている。

■「C 関数」領域

○本領域に関わる移行

・なし

○資質・能力について

①「関数と表、式、グラフ」に関わる資質・能力

ア) 関数についての基礎的な概念や性質を理解すること
 イ) 表、式、グラフを用いて関数の特徴を表現すること

②「関数の特徴を考察し表現すること及び関数を用いて事象を捉え考察し表現すること」に関わる資質・能力

ア) 関数として捉えられる二つの数量について、変化や対応の特徴を見だし、表、式、グラフを相互に関連付けて考察し表現すること
 イ) 関数を用いて事象を捉え考察し表現すること

※小学校算数科の領域再編について（参考）

- ・従前の「D数量関係」は、「関数の考え」、「式の表現と読み」、「資料の整理と読み」の三つで構成されていた。このうち、「関数の考え」の内容を、今回の改訂で「C変化と関係」に移行した。
- ・「数学科で育成を目指す資質・能力」の重要な事項に、「事象の変化や関係を捉えて問題解決に生かそうとすること」があり、これが従前から「関数の考え」として重視されてきたことを踏まえ、今回の改訂において、事象の変化や関係を捉える力の育成を一層重視し、二つの量の関係を考察したり、変化と対応から事象を考察したりする数学的活動を一層充実するために上学年に設けた。
- ・中学校数学の「関数」領域につながるものであり、小学校と中学校の学習の円滑な接続も意図している。

[第1学年]

(1)イ(ア) 比例、反比例として捉えられる二つの数量について、表、式、グラフなどを用いて調べ、それらの変化や対応の特徴を見いだすこと。

■比例、反比例の変化や対応の特徴を見いだすこと

小学校算数科での学習を踏まえ、次の二点が大切。
 ・数の範囲を正の数と負の数にまで拡張し、比例、反比例における変化や対応の特徴を見いだすこと。
 ・比例、反比例の変化や対応の特徴を考察するにあたって、表、式、グラフを関連付けること。

(1)イ(イ) 比例、反比例を用いて具体的な事象を捉え考察し表現すること。

■文末表記の変更について

・従来、「説明すること」と表記していたが、改訂によって「考察し表現すること」と変更されている。これは、「説明する」という表記を、基本的に「B図形」領域における論証時に使用することとしたためである。
 ・全領域で「考察し判断する」「読み取り表現する」など、より具体的な活動を明示している。

[第2学年]

(1)イ(イ) 一次関数を用いて具体的な事象を捉え考察し表現すること。

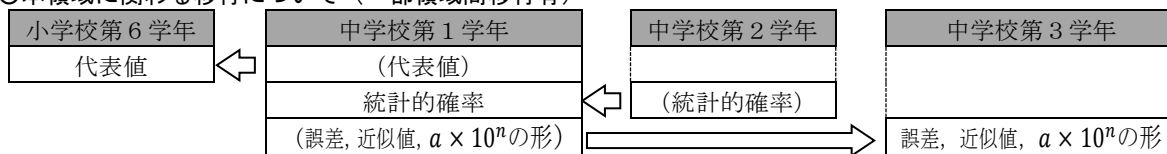
■具体的な事象を捉え考察し表現すること（一次関数）

・関数として考察することによって、他領域の学習における理解を深めることもできる。（例：図形領域「多角形の内角の和」内角の和の増え方を関数として考察する。）

■「D データの活用」

(改訂のポイント)

○本領域に関わる移行について (一部領域間移行有)



- ・ 今回の移行が行われた理由の一つに「学年間の連続的なつながり」がある。
- ・ 例1：小学校「柱状グラフ」→中学校第1学年「ヒストグラム」→中学校第2学年「箱ひげ図」
- ・ 例2：中学校第1学年「統計的確率」→中学校第2学年「数学的確率」→中学校第3学年「標本調査」

○資質・能力について

①「不確定な事象を取り扱うこと」の資質・能力【新設】

- ア) データの分布と確率についての基礎的な概念や性質を理解すること
- イ) データを収集して分析したり、確率を求めたりできるようにすること

②「傾向を読み取り、批判的に考察し、問題解決に取り組むこと」の資質・能力【新設】

- ア) データの分布や母集団の傾向に着目して、その傾向を読み取り批判的に考察し判断すること
- イ) 不確定な事象の起こりやすさについて考察し表現すること

※上記「②ア」の「批判的に考察すること」について

批判的に考察することとは、物事を単に否定することではなく、多面的に吟味し、よりよい解決や結論を見いだすことである。具体的には、データに基づいて問題を解決する過程において、データの収集の仕方は適切か、どの代表値が根拠としてふさわしいか、分布の形に着目しているか、傾向を読み取りやすいグラフで表せているか、グラフの目盛りなどを加工して過度に誇張していないか、分析した結果から得られる結論が妥当かなどについて検討することである。このような検討の過程において、よりよい解決や結論を見いだそうとする態度を養うことが大切である。

[第1学年]

- (1) イ(ア) 目的に応じてデータを収集して分析し、そのデータの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること。

- (2) 不確定な事象の起こりやすさ

■データの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること【新設】
・ 上記参照

■統計的確率【移行】※第2学年より

- ・ (1)では、相対度数は、全体(総度数)に対する部分(各階級の度数)の割合を示す値で、各階級の頻度とみなされることを学習する。(2)では、これまで確定した事象を表すのに用いられてきた数が、不確定な事象の起こりやすさの程度を表すためにも用いられることを知り、不確定な事象の起こりやすさの傾向を読み取り表現することができるようにする。

[第2学年]

- (1) データの分布

■四分位範囲や箱ひげ図【新設】※高等学校数学Iより

- ・ ヒストグラムは分布の形はわかりやすい一方で、中央値などの指標が分かりづらい。二つ以上のデータを比較する際に、視覚的に比較がしやすい統計的な表現として、「箱ひげ図」がある。
- ・ 「四分位範囲」はデータの散らばりの度合いを表す指標として用いられる。極端にかけ離れた値が一つでもあると、最大値や最小値が大きく変化し、範囲はその影響を受けやすいが、四分位範囲はその影響をほとんど受けないという性質がある。
- ・ 上記の特徴を理解した上で、複数の集団のデータの分布の傾向を比較して読み取り、批判的に考察したり判断したことを説明したりすることができるようにする。

〔第3学年〕

(1)イ(ア) 標本調査の方法や結果を批判的に考察し表現すること。

■方法や結果を批判的に考察し表現すること【新設】

- ・実際に行った標本調査だけではなく、新聞やインターネットなどから得られた標本調査の方法や結果についても、批判的に考察し表現できるようにすることが大切である。標本調査の事例を取り上げ、標本調査の結果をどのように解釈すればよいのかを考察する場面を設けることが考えられる。
- ・母集団としてどのような集団を想定しているのか、その母集団からどのように標本を抽出しているのか、抽出した標本のうち何人が回答しているのか、などを観点として話し合うことが大切である。このような活動を通して、統計的な情報を的確に活用できるようにすることが大切である。

■〔数学的活動〕

（改訂のポイント）

○本領域に関わる変更

- ・「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行する。」という観点から三つの活動に集約して、四つの領域を包括し、学習指導要領の内容に位置付けている。

改訂前	改訂後
ア 既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見だし、発展させる活動	ア 日常の事象や社会の事象から問題を見だし解決する活動
イ 日常生活や社会で数学を利用する活動	イ 数学の事象から問題を見だし解決する活動
ウ 数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝えあう活動	ウ 数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動

- ・改訂前は、「発見」、「利用」、「伝え合う」という三つの視点で整理していたが、改訂後は、「日常の事象」、「数学の事象」、「伝え合う」の三つの視点で整理している。
- ・ア、イ、ウは並列ではなく、ア及びイの活動の基盤としてウの活動がある。
- ・数学的活動は、学習指導要領上、「A数と式」、「B図形」、「C関数」及び「Dデータの活用」の四つの領域と並列に示されているが、四つの領域とは縦軸と横軸の関係にあり、中学校数学科の教育課程全体に構造的に位置付けられる。



○「数学的活動」指導の意義

- ・数学的活動は、単に問題を解決することだけでなく、問題解決の結果や過程を振り返って、得られた結果を捉え直したり、新たな問題を見だししたりして、統合的・発展的に考察を進めていくことが大切。
- ・数学的活動の様々な局面で、数学的な見方・考え方が働き、その過程を通して数学的に考える資質・能力の育成を図ることができる。特に、今回の改訂では、学習指導の過程において、数学的に問題発見・解決する過程を重視している。

- 上記三つの類型を視点にして、各学年において目指したい主な「数学的活動」を以下に焦点化して示す。
- 他学年と比較して特徴的な部分を（ゴシック体）にして以下に示す。

〔第1学年〕 ※小学校第6学年とのつながりを意図して構成されている。

- ア（日常の事象）を数理的に捉え、**数学的に表現・処理**し、問題を解決したり、**解決の過程や結果を振り返って**考察したりする活動
- イ（数学の事象）から問題を見だし解決したり、**解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に**考察したりする活動
- ウ（表現）**数学的な表現を用いて筋道立てて説明し**伝え合う活動

〔第2, 3学年〕

- ア（日常や**社会**の事象）を数理的に捉え、**数学的に表現・処理**し、問題を解決したり、**解決の過程や結果を振り返って**考察したりする活動
- イ（数学の事象）から**見通しをもって**問題を見だし解決したり、**解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に**考察したりする活動
- ウ（表現）**数学的な表現を用い論理的に**説明し伝え合う活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

★本頁は、「第3」のうち、主な内容について説明する。

■主体的・対話的で深い学び【新設】

- ・「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指す授業改善は、これまでも多く実践されている。その実践を否定し、全く異なる指導方法を導入するのではなく、生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- ・「深い学び」に関して、深まりの鍵となるのが「数学的な見方・考え方」である。学びの過程で働かせることを通じて、より質の高い「深い学び」につなげることが重要である。

■主体的・対話的で深い学び【上記補足】

- ・主体的な学び
生徒自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりする学び。
- ・対話的な学び
事象を数学的な表現を用いて論理的に説明したり、よりよい考えや事柄の本質について話し合い、よりよい考えに高めたり事柄の本質を明らかにしたりする学び。
- ・深い学び
数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、新しい概念を形成したり、よりよい方法を見いだしたりするなど、新たな知識・技能を身に付けてそれらを統合し、思考、態度が変容する学び。

(4) 障害のある生徒への指導

■数学科における「障害のある生徒への配慮」例【新設】

- ・文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合、解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり、場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。
- ・空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

2 内容の取扱いについての配慮事項

(1) 考えを表現し伝え合うなどの学習活動

■考えを表現し伝え合うなどの学習活動【新設】

- ・生徒が既習の数学を活用して考えたり判断したりすることをよりよく行うことができるよう、言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりする学習活動を充実させる（言語活動の充実）。
- ・問題解決の結果や過程、見いだした数や図形の性質などについて伝え合う機会を設け、お互いの考えをよりよいものに改めたり、一人では気付くことのできなかったことを見いだしたりする機会を設ける。

(4) 用語・記号の指導

■数学の「用語・記号」

- ・用語・記号の意味や内容を理解した上で、用語・記号を用いることよさ（簡潔さ、明瞭さ、的確さ）について把握できるように指導する必要がある。
- ・用語・記号が具体的な内容から離れ、形式的な指導に陥ったりすることのないようにしなければならない。
- ・各学年段階で示した用語・記号は、「その学年で指導が完結して用いること」ができるようにするのではなく、「その学年からそれらの用語・記号の使用が始まること」を示している。

3 数学的活動の取組における配慮事項

(3) 観察や操作, 実験などの活動を通すこと

■観察や操作, 実験などの活動を通すこと【新設】

- ・このことについては、現行では、「B 図形」領域でのみ記載されていたが、他の領域においても、観察や操作, 実験などの活動を通して数学的な事柄（命題）に気づき、確かな根拠を基にこれを論理的に考察し、数学的に考える資質能力を育成することができると考え、全領域に関わる配慮事項として位置付けられた。

4 課題学習とその位置付け

■課題学習

通常の授業でも課題学習でも、生徒の数学的活動への取組を促し、その楽しさを実感するとともに、思考力、判断力、表現力等を高めることが大切であるが、以下のような違いを踏まえて指導計画を立てる。

	通常の授業	課題学習
取り上げる問題	主に領域ごとに指導が行われるため、取り上げる問題はその領域の内容を中心としたものが多い。	各領域の内容を総合したり日常の事象や他教科等での学習に関連付けたりするなどして見いだした問題。
学びの傾向	このため、生徒は問題解決の場面で、直前に学習した内容をそのまま適用すれば解決できるだろうという見通しを立て、実行する傾向がある。	既習内容のうち、どれをどのように用いればよいか見通しがつきにくく、これまでの学習の振り返りを基に、生徒の思考力、判断力、表現力等が発揮されやすくなる。



課題学習を適切に実施することで、これまでの学習の積み重ねを基に構想を立て、実践し評価・改善する一連の過程を経験することは、生徒の思考力、判断力、表現力等を高め、問題解決能力を一層伸ばす上で大いに効果的であるとともに、数学のよさをより深く理解する機会となる。

理科

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 理科で育成を目指す資質・能力を育成する観点から、自然の事物・現象に進んで関わり、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するなどの科学的に探究する学習の充実が求められる。
- 理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視することが求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善の要点

中学校理科全体のねらいを述べた教科の目標と、これを受けて第1分野、第2分野の目標を、育成を目指す資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に分けて具体的に記述している。また、従前の「探究する能力の基礎」を「科学的に探究するために必要な資質・能力」とし、科学的に探究する活動をより一層重視し、高等学校理科との円滑な接続を図っている。なお、育成を目指す資質・能力のうち、「学びに向かう力、人間性等」は、第1分野、第2分野の「目標」にのみ示している。

(2) 【理科の見方・考え方】

自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。

「理科の見方・考え方」は、まず「見方」があって、次に「考え方」があるといった順序性のあるものではない。「理科の見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、思考、判断、表現したりしていくものであると同時に、学習を通して、「理科の見方・考え方」が豊かで確かなものとなっていくようにすることが大切である。

① 理科における「見方（問題解決の過程において、自然の事物・現象をどのような視点で捉えるか。）」

- 「エネルギー」：自然の事物・現象を主として量的・関係的な視点で捉えること。
- 「粒子」：自然の事物・現象を主として質的・実体的な視点で捉えること。
- 「生命」：生命に関する自然の事物・現象を主として多様性と共通性の視点で捉えること。
- 「地球」：地球や宇宙に関する自然の事物・現象を主として時間的・空間的な視点で捉えること。
- *ただし、これらの特徴的な視点はそれぞれの領域固有のものではなく、その強弱はあるものの他の領域において用いられる視点でもあり、また、これら以外にも、「原因と結果」、「部分と全体」、「定性と定量」などといった視点もあることについて留意が必要である。
- 中学校においては、探究の過程において、生徒がこれらの視点を必要に応じて組み合わせて用いることも大切である。

② 理科における「考え方（問題解決の過程において、どのような考え方で思考していくか。）」

探究の過程を通じた学習活動の中で、例えば、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えることとして整理することができる。なお、この「考え方」は、物事をどのように考えていくのかということであり、資質・能力としての思考力や態度とは異なることに留意が必要である。

(3) 内容の改善の要点

① 学習内容の改善について

従前と同様に「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」などの科学の基本的な概念等を柱として構成し、科学に関する基本的概念の一層の定着を図ることができるようにしている。その際、小学校、中学校、高等学校の一貫性に十分配慮するとともに、育成を目指す資質・能力、内容の系統性の確保、国際的な教育の流れなどにも配慮して内容の改善及び充実を図った。

今回の改訂で、内容の系統性の確保とともに、育成を目指す資質・能力とのつながりを意識した構成、配列となるように、改善・充実した主な内容、移行した主な内容は以下のとおりである。

○ 改善・充実した主な内容

(1)及び(2)は第1学年、(3)及び(4)は第2学年、(5)から(7)までは第3学年で取り扱うものとする。

[第1分野]

- ・第3学年に加えて、第2学年においても、放射線に関する内容を扱うこと。

[第2分野]

- ・全学年で自然災害に関する内容を扱うこと。
- ・第1学年において、生物の分類の仕方に関する内容を扱うこと。

○ 移行した主な内容

[第1分野]

- ・電熱線の発熱（小学校第6学年から(3)へ）
- ・圧力（(1)から水圧及び浮力の内容が(5)へ、(1)から圧力及び大気圧の内容が第2分野(4)へ）

[第2分野]

- ・葉・茎・根のつくりと働き（(1)から(3)へ）
- ・動物の体の共通点と相違点（(3)から(1)へ）
- ・生物の種類の多様性と進化（(3)から(5)へ）
- ・自然の恵みと火山災害・地震災害（(7)から(2)へ）
- ・自然の恵みと気象災害（(7)から(4)へ）

② 指導の重点等の提示について

- 3年間を通じて計画的に、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するために、各学年で主に重視する探究の学習過程の例を以下のように整理した。

- ・第1学年：自然の事物・現象に進んで関わり、その中から問題を見いだす。
- ・第2学年：解決する方法を立案し、その結果を分析して解釈する。
- ・第3学年：探究の過程を振り返る。

*各学年の探究の学習過程を限定するものではないことに留意が必要である。

- 生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図り、中学校の3年間を通じて理科で育成を目指す資質・能力の育成を図るため、内容のAにはどのように知識及び技能を身に付けるかを含めて示し、内容のイには重視する学習の過程も含めて示している。

③ 授業時間数について

従前と同じ。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

従前のものを維持するとともに、理科の見方・考え方を働かせ、問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するなどの科学的に探究する学習活動を重視し、その方向性を強化した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 平成31年度の第1学年における内容の追加・省略

- ・【追加】「力の働き」の中に、「物体に働く2力についての実験を行い、力が釣り合うときの条件を見いだして理解する」を追加。
- ・【追加】「火山と地震」の中に、「自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ、これらを火山活動や地震発生の仕組みと関連付けて理解する」を追加し、「記録や資料などを用いて調べること」について適用。
- ・【省略】「圧力」のうち、「水圧についての実験を行い、その結果を水の重さと関連付けてとらえる」を省略。「水中にある物体にはあらゆる向きに圧力が働くこと、水中では物体に浮力が働くこと」は扱わない。

2 平成32年度の第1学年における内容の追加・省略

- ・【追加】「力の働き」の中に、「物体に働く2力についての実験を行い、力が釣り合うときの条件を見いだして理解する」を追加。
- ・【追加】「火山と地震」の中に、「自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ、これらを火山活動や地震発生の仕組みと関連付けて理解する」を追加し、「記録や資料などを用いて調べること」について適用。
- ・【省略】「圧力」を省略し、「水中にある物体にはあらゆる向きに圧力が働くこと、水中では物体に浮力が働くこと」は扱わない。
- ・【省略】「葉・茎・根のつくりと働き」を省略し、「光合成における葉緑体の働き、葉、茎、根の働きを相互に関連付けて全体の働きとしてとらえること」は扱わない。
- ・【追加】「動物の仲間」を追加し、「脊椎動物の体の表面の様子や呼吸の仕方、運動・感覚器官の発達、食物の取り方に気付かせること」及び「節足動物や軟体動物の観察を行い、それらの動物と脊椎動物の体のつくりの特徴を比較することを中心に扱うこと」を適用。

3 平成32年度の第2学年における内容の追加・省略

- ・【追加】「静電気と電流」の中に、「放射線の性質と利用」を追加し、「真空放電と関連付けながら放射線の性質と利用にも触れること」を適用。
- ・【省略】「生物の変遷と進化」を省略し、「進化の証拠とされる事柄や進化の具体例について取り上げ、生物にはその生息環境での生活に都合の良い特徴が見られること」は扱わない。
- ・【追加】「日本の天気」の中に、「自然の恵みと気象災害」の内容を追加し、「記録や資料などを用いて調べること」について適用。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説理科編」の「2 理科改訂の趣旨」及び「3 理科改訂の要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>・目標は、どのような学習の過程を通して資質・能力を育成するのかを示し、次に(1)から(3)までの資質・能力に区切り、それぞれの意図するものについて示している。 (1) 知識及び技能 (2) 思考力、判断力、表現力等 (3) 学びに向かう力、人間性等 上記の資質・能力については、相互に関連し合うものであり、資質・能力を(1)、(2)、(3)の順に育成するものではないことに留意が必要。</p> <p>(1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。</p>	<p>○「自然の事物・現象に関わり」について 生徒が主体的に問題を見いだすために不可欠であり、学習意欲を喚起する点からも大切なことである。</p> <p>○「理科の見方・考え方を働かせ」について 「見方・考え方」は学びの本質的な意義の中核をなすものであり、理科の学習においては、この「見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、思考、判断、表現したりしていくものであると同時に、学習を通じて、「理科の見方・考え方」が豊かで確かなものとなっていくと考えられる。特に中学校では、生徒自身が選択したり組み合わせたりしながら活用できるような場を設定することが大切である。</p> <p>○「見通しをもって観察、実験を行う」について 観察、実験を行う際、生徒に何のために行うか、どのような結果が予想されるかを考えさせることなどが見通しをもつことにつながる。さらに、広く理科の学習全般においても、生徒が見通しをもって学習を進め、学習の結果、何が獲得され、何が分かるようになったかをはっきりさせ、一連の学習を自分のものとするようにすることが重要である。このようなことから、「見通しをもって」ということを強調している。なお、従前の「目的意識をもって」に比べ、より幅広く様々な場面で活用することを想定した表現となっている。</p> <p>(1) 「知識及び技能」に関する目標 日常生活や社会との関わりの中で、科学を学ぶ楽しさや有用性を実感しながら、生徒が自らの力で知識を獲得し、理解を深めて体系化していくようにすることが大切である。観察、実験などに関する基本的な技能については、探究の過程を通して身に付けるようにすることが大切である。器具等の操作だけでなく、観察、実験の結果の記録の仕方も含む。</p> <p>(2) 「思考力、判断力、表現力等」に関する目標 理科では3年間を通じて、主に科学的に探究する力を育成する。第1学年では自然の事物・現象に進んで関わり、それらの中から問題を見いだす活動、第2学年では解決する方法を立案し、その結果を分析して解釈する活動、第3学年では探究の過程を振り返る活動などに重点を置き、3年間を通じて科学的に探究する力の育成を図るようにする。</p>

(3) 自然の事物・現象に進んで関わり，科学的に探究しようとする態度を養う。

2 各分野の目標及び内容

〔第1分野〕

1 目標

物質やエネルギーに関する事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

・第1分野の目標も，教科目標と同様，「資質・能力の三つの柱」に沿って(1)～(3)で構成される。

- (1) 知識及び技能
- (2) 思考力，判断力，表現力等
- (3) 学びに向かう力，人間性等

(1) 物質やエネルギーに関する事物・現象についての観察，実験などを行い，身近な物理現象，電流とその利用，運動とエネルギー，身の回りの物質，化学変化と原子・分子，化学変化とイオンなどについて理解するとともに，科学技術の発展と人間生活との関わりについて認識を深めるようにする。また，それらを科学的に探究するために必要な観察，実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

(2) 物質やエネルギーに関する事物・現象に関わり，それらの中に問題を見だし見通しをもって観察，実験などを行い，その結果を分析して解釈し表現するなど，科学的に探究する活動を通して，規則性を見いだしたり課題を解決したりする力を養う。

(3) 物質やエネルギーに関する事物・現象に進んで関わり，科学的に探究しようとする態度を養うとともに，自然を総合的に見るができるようにする。

(3) 「学びに向かう力，人間性等」に関する目標

生徒の学習意欲を喚起し，生徒が自然の事物・現象に進んで関わり，主体的に探究しようとする態度を育てることが重要である。その際，自然体験の大切さや日常生活や社会における科学の有用性を実感できるような場面を設定することが大切である。

また，自然環境の保全や科学技術の利用に関する問題などでは，人間が自然と調和しながら持続可能な社会をつくっていくため，身の回りの事象から地球規模の環境までを視野に入れて，科学的な根拠に基づいて賢明な意思決定ができるような態度を身に付ける必要がある。

(1) 第1分野における「知識及び技能」に関する目標

「エネルギー」を柱とする領域では，小学校での学習につなげて内容の系統性を重視し，科学的に探究する活動を通して，科学的な知識や基本的な概念が獲得されるようにする。

「粒子」を柱とする領域では，小学校での学習につなげて内容の系統性を重視し，目に見える物質の性質や反応を目に見えない原子，分子，イオンの概念を用いて統一的に考察させ，科学的に探究する活動を通して，科学的な知識や基本的な概念が獲得されるようにする。

なお，規則性や原理などが日常生活や社会で活用されていることにも触れ，私たちの生活において極めて重要な役割を果たしていることに気付かせるようにすることが大切である。

(2) 第1分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する目標

生徒自身が問題を見だし，自ら進んで探究する活動を行い，分析して解釈することを通して，規則性を見いだしたり，課題を解決したりするように方向付けることが大切である。

小学校で身に付けた問題を見いだす力や根拠のある予想や仮説を発想する力などを更に高めながら，観察，実験の結果を分析して解釈するなどの資質・能力の育成を図るようにする。

(3) 第1分野における「学びに向かう力，人間性等」に関する目標

物質やエネルギーに関する事物・現象について，生徒が進んで関わり，それらの事物・現象に対する気付きから問題を見いだして解決しようとする態度や，それらの事物・現象の理解が深まることによって新たな問題を見いだそうとする態度など，科学的に探究しようとする態度を養うことが大切である。

また，自然と人間が調和した持続可能な社会をつくっていくために，科学的根拠に基づいて意思決定ができるよう指導することが大切である。

2 内容

(1) 身近な物理現象

身近な物理現象についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近な物理現象を日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 光と音

⑦ 光の反射・屈折

光の反射や屈折の実験を行い，光が水やガラスなどの物質の境界面で反射，屈折するときの規則性を見いだして理解すること。

⑧ 凸レンズの働き

凸レンズの働きについての実験を行い，物体の位置と像のでき方との関係を見いだして理解すること。

⑨ 音の性質

音についての実験を行い，音はものが振動することによって生じ空気中などを伝わること及び音の高さや大きさは発音体の振動の仕方に関係することを見いだして理解すること。

(イ) 力の働き

⑩ 力の働き

物体に力を働かせる実験を行い，物体に力が働くとその物体が変形したり動き始めたり，運動の様子が変わったりすることを見いだして理解するとともに，力は大きさと向きによって表されることを知ること。また，物体に働く2力についての実験を行い，力がつり合うときの条件を見いだして理解すること。

◆見いだして理解するとは

- ・探究の学習過程を通して，生徒自身が関係性や規則性に気づき，理解すること。

イ 身近な物理現象について，問題を見だし見通しをもって観察，実験などを行い，光の反射や屈折，凸レンズの働き，音の性質，力の働きの規則性や関係性を見いだして表現すること。

- ・各内容については，アで「知識及び技能」，イで「思考力，判断力，表現力等」が示されている。
- ・「学びに向かう力，人間性等」については，内容ごとに大きく異なるものではないことから，各分野の目標に示されたものを全ての内容において共通に扱うこととされている。

■内容アの記述について

どのようにして「知識及び技能」を習得させるのが書かれている。ここでは，日常生活や社会と関連付けながら「知識及び技能」を習得させることがポイントとなる。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・全反射も扱い，光の屈折では入射角と屈折角の定性的な関係にも触れる。
- ・【新設】白色光はプリズムなどによっていろいろな色の光に分かれることにも触れる。例えば，雨上がりなどに虹ができることを取り上げ，白色光はプリズムなどによっていろいろな色の光に分かれることに触れる。

■⑧の内容の取扱いについて

- ・物体の位置に対する像の位置や像の大きさの定性的な関係を調べる。その際，実像と虚像を扱う。

■⑨の内容の取扱いについて

- ・【変更】音の伝わる速さについて，空気中を伝わるおよその速さにも触れる。「扱う」から「触れる」に変更。

■⑩の内容の取扱いについて

- ・ばねに加える力の大きさとばねの伸びとの関係も扱う。また，重さと質量との違いにも触れる。力の単位としては「ニュートン」を用いる。
- ・【移行】「物体に働く2力についての実験を行い，力がつり合うときの条件を見いだして理解すること。」が第3学年から移行。

- ・【移行】「圧力」は第2学年第2分野「気象要素」及び第3学年第1分野「水中の物体に働く力」に移行。それに伴い，(イ)を「力と圧力」から「力の働き」に変更。

■内容イの記述について

- ・第1学年において重視する探究の学習過程について表記している。
- ・(ア)⑦における具体的な事例として，導入において，光源から出た光を複数の鏡を使って反射させ，設置した的に当てる活動を仕組むことが考えられる。そこで，鏡に入射する光と反射する光との関係について問題を見だし，解決可能な課題を設定することが考えられる。

(2) 身の回りの物質

身の回りの物質についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身の回りの物質の性質や変化に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 物質のすがた

⑦身の回りの物質とその性質

身の回りの物質の性質を様々な方法で調べる実験を行い、物質には密度や加熱したときの変化など固有の性質と共通の性質があることを見いだして理解するとともに、実験器具の操作、記録の仕方などの技能を身に付けること。

⑧気体の発生と性質

気体を発生させてその性質を調べる実験を行い、気体の種類による特性を理解するとともに、気体を発生させる方法や捕集法などの技能を身に付けること。

(イ) 水溶液

⑨水溶液

水溶液から溶質を取り出す実験を行い、その結果を溶解度と関連付けて理解すること。

(ウ) 状態変化

⑩状態変化と熱

物質の状態変化についての観察、実験を行い、状態変化によって物質の体積は変化するが質量は変化しないことを見いだして理解すること。

⑪物質の融点と沸点

物質は融点や沸点を境に状態が変化することを知らるとともに、混合物を加熱する実験を行い、沸点の違いによって物質の分離ができることを見いだして理解すること。

イ 身の回りの物質について、問題を見だし見通しをもって観察、実験などを行い、物質の性質や状態変化における規則性を見いだして表現すること。

■ものづくりについて

- ・小学校では、計測や制御を目的としたものづくりを、中学校では、技術・家庭科との関連で、原理や仕組みの理解を深めることを目的として扱う。

■本内容における留意事項・配慮事項

- ・観察、実験に当たっては、保護眼鏡の着用などによる安全性の確保や、適切な実験器具の使用と操作による事故防止に留意する。その際、試薬は適切に取り扱い、廃棄物は適切に処理するなど、環境への影響などにも十分配慮する。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・有機物と無機物との違いや金属と非金属との違いを扱う。

- ・【移行】「代表的なプラスチックの性質」は、第3学年へ移行。

■⑧の内容の取扱いについて

- ・異なる方法を用いても同一の気体が得られることにも触れる。

■⑨の内容の取扱いについて

- ・粒子のモデルと関連付けて扱い、質量パーセント濃度にも触れる。また、「溶解度」については、溶解度曲線にも触れる。
- ・【移行】「物質の溶解」は、小学校第5学年「物の溶け方」に移行される。水溶液の中では、溶けているものが均一に広がることを学習していることを踏まえ、物質の水への溶解を粒子のモデルを用いて微視的に捉えさせるようにするとともに、粒子のモデルで、均一になる様子について説明させるようにする。

■⑩の内容の取扱いについて

- ・粒子のモデルと関連付けて扱う。その際、粒子の運動にも触れる。

■内容イの記述について

- ・第1学年において重視する探究の学習過程について表記している。
- ・(ア)⑩における具体的な事例として、例えば、食塩や砂糖などの視覚的に区別しにくい身近な白い粉末をどのようにしたら区別できるかという問題を見いださせ、性質の違いに着目し課題を設定させる。設定した課題について、小学校での物質の性質に関する学習などを活用して、性質を調べる方法を考え実験を行わせ、結果を表などに整理し、調べた性質を基に区別し、根拠を示して表現させることなどが考えられる。

(3) 電流とその利用

電流とその利用についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 電流，磁界に関する事物・現象を日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。

(7) 電流

㉞回路と電流・電圧

回路をつくり，回路の電流や電圧を測定する実験を行い，回路の各点を流れる電流や各部に加わる電圧についての規則性を見いだして理解すること。

㉟電流・電圧と抵抗

金属線に加わる電圧と電流を測定する実験を行い，電圧と電流の関係を見いだして理解するとともに，金属線には電気抵抗があることを理解すること。

㊱電気とそのエネルギー

電流によって熱や光などを発生させる実験を行い，熱や光などが取り出せること及び電力の違いによって発生する熱や光などの量に違いがあることを見いだして理解すること。

㊲静電気と電流

異なる物質同士をこすり合わせると静電気が起こり，帯電した物体間では空間を隔てて力が働くこと及び静電気と電流には関係があることを見いだして理解すること。

(イ) 電流と磁界

㉞電流がつくる磁界

磁石や電流による磁界の観察を行い，磁界を磁力線で表すことを理解するとともに，コイルの回りに磁界ができることを知ること。

㉟磁界中の電流が受ける力

磁石とコイルを用いた実験を行い，磁界中のコイルに電流を流すと力が働くことを見いだして理解すること。

㊱電磁誘導と発電

磁石とコイルを用いた実験を行い，コイルや磁石を動かすことにより電流が得られることを見いだして理解するとともに，直流と交流の違いを理解すること。

■㉞の内容の取扱いについて

・「回路」については，直列及び並列の回路を取り上げ，それぞれについて二つの抵抗のつなぎ方を中心に扱う。

■㉟の内容の取扱いについて

・「電気抵抗」については，物質の種類によって抵抗の値が異なることを扱う。また，二つの抵抗をつなぐ場合の合成抵抗にも触れる。
・電圧と電流が比例関係にあることを見いだす際には，第1学年での力の大きさとばねの伸びの学習や数学の学習などと関連を図りながら，誤差の扱いやグラフ化など，測定値の処理の仕方を習得させることが大切である。

■㊱の内容の取扱いについて

・電力量も扱う。その際，熱量にも触れる。
・消費電力が異なる電熱線を用いて実験を行う際，小学校からの移行を踏まえ，太さの違いによる発熱の違いを扱う。その際，電熱線の太さと電熱線の並列つなぎを関連させながら指導するとよい。

■㊲の内容の取扱いについて

・電流が電子の流れに関係していることを扱う。
・【移行】真空放電と関連付けながら放射線の性質と利用にも触れる（第3学年から）。具体的には，真空放電と関連させてX線にも触れるとともに，X線と同じように透過性などの性質をもつ放射線が存在し，医療や製造業などで利用されていることに触れる。

■㉞の内容の取扱いについて

・電流の向きや磁界の向きを変えたときに力の向きが変わることを扱う。

■ものづくりについて

・簡単なモーターの製作などのものづくりを通して，電流と磁界について理解を深めさせることも考えられる。現行通りではあるが，電気エネルギーが日常生活で使われるようになった経緯を体験させ，第3学年のエネルギー変換の学習へつなげる。

■㊱の内容の取扱いについて

・コイルや磁石を動かす向きを変えたときに電流の向きが変わることを扱う。
・電磁誘導において「交流」を扱うことで，初めて電流に「時間」の要素が入ってくる。

イ 電流，磁界に関する現象について，見通しをもつて解決する方法を立案して観察，実験などを行い，その結果を分析して解釈し，電流と電圧，電流の働き，静電気，電流と磁界の規則性や関係性を見いだして表現すること。

■内容イの記述について

- ・第2学年において重視する探究の学習過程について表記している。
- ・(ア)⑦における具体的な事例として，豆電球に流入する電流と流出する電流の大きさの関係を予想させ，それを調べる実験を計画して実行させ，その結果から規則性を見いだして表現させる活動などが考えられる。

(4) 化学変化と原子・分子

化学変化についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■内容アにおける主なねらい

- ・原子や分子のモデルと関連付けて微視的に捉えさせて理解させる。

ア 化学変化を原子や分子のモデルと関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 物質の成り立ち

⑦物質の分解

物質を分解する実験を行い，分解して生成した物質は元の物質とは異なることを見いだして理解すること。

- ・【変更】「分解して生成した物質から元の物質の成分が推定できること」から，「分解して生成した物質は元の物質と異なること」に変更。

⑧原子・分子

物質は原子や分子からできていることを理解するとともに，物質を構成する原子の種類は記号で表されることを知ること。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・【変更】「物質を構成する原子の種類」を元素ということにも触れる。
- ・「記号」については，元素記号で表されることにも触れ，基礎的なものを取り上げる。周期表を用いて多くの種類が存在することにも触れる。

(イ) 化学変化

⑨化学変化

2種類の物質を反応させる実験を行い，反応前とは異なる物質が生成することを見いだして理解するとともに，化学変化は原子や分子のモデルで説明できること，化合物の組成は化学式で表されること及び化学変化は化学反応式で表されることを理解すること。

■⑨の内容の取扱いについて

- ・「化学式」及び「化学反応式」については，簡単なものを扱う。
- ・【変更】「化合」から「化学変化」に変更。「化合物」という用語は残るが，「化合」という用語は使われなくなる。内容の変更はない。

⑩化学変化における酸化と還元

酸化や還元の実験を行い，酸化や還元は酸素が関係する反応であることを見いだして理解すること。

■⑩の内容の取扱いについて

- ・「酸化や還元」については，簡単なものを扱う。

⑪化学変化と熱

【略】

(ウ) 化学変化と物質の質量

⑫化学変化と質量の保存

【略】

⑬質量変化の規則性

【略】

イ 化学変化について，見通しをもって解決する方法を立案して観察，実験などを行い，原子や分子と関連付けてその結果を分析して解釈し，化学変化における物質の変化やその量的な関係を見いだして表現すること。

■内容イの記述について

- ・第2学年において重視する探究の学習過程を踏まえ，文末を「物質の変化やその量的な関係を見いだして表現する。」と表記している。
- ・(ウ)⑬における具体的な事例として，一定の質量の銅やマグネシウムなどの金属に反応する酸素の質量には限度があることから，金属の質量と結びつく酸素の質量との関係を調べる実験について，見通しをもって解決する方法を立案して，実験を行い，得られた結果をグラフ化することを通して分析して解釈し規則性を見いだして，表現させるようにする。

(5) 運動とエネルギー

物体の運動とエネルギーについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 物体の運動とエネルギーを日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 力のつり合いと合成・分解

⑦水中の物体に働く力

水圧についての実験を行い、その結果を水の重さに関連付けて理解すること。また、水中にある物体には浮力が働くことを知ること。

⑧力の合成・分解

力の合成と分解についての実験を行い、合力や分力の規則性を理解すること。

(イ) 運動の規則性

⑨運動の速さと向き

物体の運動についての観察、実験を行い、運動には速さと向きがあることを知ること。

⑩力と運動

物体に力が働く運動及び力が働かない運動についての観察、実験を行い、力が働く運動では運動の向きや時間の経過に伴って物体の速さが変わること及び力が働かない運動では物体は等速直線運動することを見いだして理解すること。

(ウ) 力学的エネルギー

⑪仕事とエネルギー

仕事に関する実験を行い、仕事と仕事率について理解すること。また、衝突の実験を行い、物体のもつ力学的エネルギーは物体が他の物体になしうる仕事で測れることを理解すること。

⑫力学的エネルギーの保存

力学的エネルギーに関する実験を行い、運動エネルギーと位置エネルギーが相互に移り変わることを見いだして理解するとともに、力学的エネルギーの総量が保存されることを理解すること。

イ 運動とエネルギーについて、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、力のつり合い、合成や分解、物体の運動、力学的エネルギーの規則性や関係性を見いだして表現すること。また、探究の過程を振り返ること。

・【変更】「運動の規則性」、「力学的エネルギー」の2つから、「(ア)力のつり合いと合成・分解」、「(イ)運動の規則性」、「(ウ)力学的エネルギー」の3つに変更。

■⑦の内容の取扱いについて

・水中にある物体には、あらゆる向きから圧力が働くことにも触れる。また、物体に働く水圧と浮力との定性的な関係にも触れる。

・【移行】「水中の物体に働く力」は、第1学年の「圧力」から移行。

・例えば、浮力については、ばねばかりにつるした物体を水中に沈めると、ばねばかりの示す値が小さくなることなどから、浮力が働くことを理解させる。このとき、浮力を定性的に捉えさせる。

・【変更】力がつり合うときの条件に関する内容が第1学年へ移行したことから、項目名が、「力のつり合い」から「力の合成・分解」に変更。

■⑧の内容の取扱いについて

・物体に力が働くとき反対向きにも力が働くことにも触れる。

■⑩の内容の取扱いについて

・「力が働く運動」のうち、落下運動については斜面に沿った運動を中心に扱う。その際、斜面の角度が90度になったときに自由落下になることにも触れる。「物体の速さが変わること」については、定性的に扱う。

■⑪の内容の取扱いについて

・仕事の原理にも触れる。
・教員が指導する要素が強くなる。
・位置エネルギーについては、例えば、物体を鉛直方向に落下させる衝突実験を行う。

■⑫の内容の取扱いについて

・摩擦にも触れる。
・⑦と同様に、力学的エネルギーの総量が保存されることについては、文末が「理解すること。」になっており、教員が指導する要素が強くなる。

■内容イの記述について

・(イ)⑩における具体的な事例として、落下運動について、斜面に沿った台車の運動を中心に調べ、斜面上の台車の運動と斜面上を動く台車に働く力の大きさについて、実験を計画して行い、その結果を分析して解釈する活動が考えられる。その際、一定の力を加え続けた場合の水平面上の物体の運動と比較するなど探究の過程を振り返らせることも考えられる。

(6) 化学変化とイオン

化学変化についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 化学変化をイオンのモデルと関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 水溶液とイオン

⑦原子の成り立ちとイオン

水溶液に電圧をかけ電流を流す実験を行い、水溶液には電流が流れるものと流れないものがあることを見いだして理解すること。また、電解質水溶液に電圧をかけ電流を流す実験を行い、電極に物質が生成することからイオンの存在を知るとともに、イオンの生成が原子の成り立ちに関係することを知ること。

⑧酸・アルカリ

酸とアルカリの性質を調べる実験を行い、酸とアルカリのそれぞれの特性が水素イオンと水酸化物イオンによることを知ること。

⑨中和と塩

中和反応の実験を行い、酸とアルカリを混ぜると水と塩が生成することを理解すること。

(イ) 化学変化と電池

⑩金属イオン

金属を電解質水溶液に入れる実験を行い、金属によってイオンへのなりやすさが異なることを見いだして理解すること。

⑪化学変化と電池

電解質水溶液と2種類の金属などを用いた実験を行い、電池の基本的な仕組みを理解するとともに、化学エネルギーが電気エネルギーに変換されていることを知ること。

イ 化学変化について、見通しをもって観察、実験などを行い、イオンと関連付けてその結果を分析して解釈し、化学変化における規則性や関係性を見いだして表現すること。また、探究の過程を振り返ること。

■本内容における留意事項・配慮事項

・第2学年の「化学変化と原子・分子」の内容で「原子や分子のモデルと関連付けること」に続き、ここでは「イオンのモデルと関連付けること」がポイントとなる。

・【変更】「水溶液の電気伝導性」と「原子の成り立ちとイオン」の2つの項目を、「⑦原子の成り立ちとイオン」の1つに統合。

■⑦の内容の取扱いについて

・「原子の成り立ち」については、原子が電子と原子核からできていることを扱う。
 ・原子核が陽子と中性子でできていることに触れる。
 ・【新設】同じ元素でも中性子の数が異なる原子があることに触れる。
 ・【変更】「イオン」については、化学式で表されることにも触れる。イオンを表すものを「イオン式」から「化学式」という名称に変更。

■⑧の内容の取扱いについて

・pHにも触れる。

■⑨の内容の取扱いについて

・水に溶ける塩と水に溶けない塩があることにも触れる。

・【変更】「(イ)化学変化と電池」の中に「⑩金属イオン」と「⑪化学変化と電池」を小項目として新設。

■⑩の内容の取扱いについて

・「金属イオン」については、基礎的なものを扱う。
 ・【新設】「金属によってイオンへのなりやすさが異なること」が追加。

■⑪の内容の取扱いについて

・「電池」については、電極で起こる反応をイオンのモデルと関連付けて扱う。
 ・【新設】「電池の基本的な仕組み」については、ダニエル電池を取り上げる。
 ・日常生活や社会で利用されている代表的な電池にも触れる。

■内容イの記述について

・第3学年において重視する探究の学習過程について表記している。
 ・(イ)⑩における探究の過程を振り返る具体的な事例として、考察が課題と対応しているか、根拠を基に結論を導いているか、他の物質ではどうなるかといった新たな問題を見いだしているかなどが考えられる。

(7) 科学技術と人間

科学技術と人間との関わりについての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。

(7) エネルギーと物質

⑦エネルギーとエネルギー資源

様々なエネルギーとその変換に関する観察，実験などを通して，日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを見いだして理解すること。また，人間は，水力，火力，原子力，太陽光などからエネルギーを得ていることを知るとともに，エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識すること。

①様々な物質とその利用

物質に関する観察，実験などを通して，日常生活や社会では，様々な物質が幅広く利用されていることを理解するとともに，物質の有効な利用が大切であることを認識すること。

⑨科学技術の発展

【略】

(イ) 自然環境の保全と科学技術の利用

⑦自然環境の保全と科学技術の利用

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して，持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。

イ 日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について，見通しをもって観察，実験などを行い，その結果を分析して解釈するとともに，自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について，科学的に考察して判断すること。

■内容全体にかかわって

- ・第1学年「(2)身の回りの物質」，第2学年「(3)電流とその利用」，「(4)化学変化と原子・分子」，第3学年「(5)運動とエネルギー」，「(6)化学変化とイオン」など，物質とエネルギーについて学習を総合的に活用する内容である。

- ・【変更】「ア エネルギー」，「イ 科学技術の発展」，「ウ 自然環境の保全と科学技術の利用」の3つから，「(7)エネルギーと資源」，「(イ)自然環境の保全と科学技術の利用」の二つに変更。

- ・【変更】「様々なエネルギーとその変換」と「エネルギー資源」の二項目を「⑦エネルギーとエネルギー資源」の一つに統合。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・熱の伝わり方，放射線にも触れる。また，「エネルギーの変換」については，その総量が保存されること及びエネルギーを利用する際の効率も扱う。
- ・【追加】「太陽光」が追加。
- ・放射線については，第2学年ではその仕組みを，第3学年では自然界に与える影響等を学ぶことになる。放射線に関する学習を通して，生徒たちが自ら思考し，判断する力を育成することにもつながると考えられる。

■①の内容の取扱いについて

- ・「様々な物質」については，天然の物質や人工的につくられた物質のうち代表的なものを扱う。その際，プラスチックの性質にも触れる。
- ・【新設】「様々な物質とその利用」の項目を新設。
- ・【移行】「プラスチック」を第1学年から移行。
- ・例えば，プラスチックの性質を調べること，天然繊維と合成繊維の性質を調べること，石けんや合成洗剤の性質を調べることなどが考えられる。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・これまでの第1分野と第2分野の学習を生かし，第2分野の内容の(7)のアの(イ)の⑦及びイと関連付けて総合的に扱う。
- ・中学校最後の学習として，第2分野(7)のアの(イ)の⑦と併せて扱い，科学的な根拠に基づいて意思決定させる場面を設けることが大切である。

■内容イの記述について

- ・第3学年の各単元のイの特徴と異なり，「自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について，科学的に考察して判断する。」が加わっている。
- ・思考力，判断力，表現力等を育成するに当たっては，自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について多面的，総合的に捉え，科学的に考察して判断させるようにすることが大切である。その際，話し合いやレポートの作成，発表を適宜行わせる。

〔第2分野〕

1 目標

生命や地球に関する事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生命や地球に関する事物・現象についての観察、実験などを行い、生物の体のつくりと働き、生命の連続性、大地の成り立ちと変化、気象とその変化、地球と宇宙などについて理解するとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 生命や地球に関する事物・現象に関わり、それらの中に問題を見だし見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し表現するなど、科学的に探究する活動を通して、多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり課題を解決したりする力を養う。
- (3) 生命や地球に関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度と、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うとともに、自然を総合的に見ることができるようになる。

2 内容

- (1) いろいろな生物とその共通点
身近な生物についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア いろいろな生物の共通点と相違点に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物の観察と分類の仕方

⑦生物の観察

・第2分野の目標も、教科目標と同様、「資質・能力の三つの柱」に沿って(1)～(3)で構成される。
(1) 知識及び技能
(2) 思考力、判断力、表現力等
(3) 学びに向かう力、人間性等

(2) 第2分野における「思考力、判断力、表現力等」に関する目標

・(第1分野に加えて) 第2分野の特徴として、再現したり実験したりすること、数量化することが困難であったり、仮説の検証が十分に行えないものがあつたりする。自然の事物・現象を科学的に探究する活動では、観察したり資料を調べたりして情報を収集し、そこから考察することなどに重点が置かれることになる。その際、映像やモデルの活用なども考えられる。直接経験やそれらに準ずる学習活動も含めて、科学的に探究することが重要である。

(3) 第1分野における「学びに向かう力、人間性等」に関する目標

・(第1分野に加えて) 生命現象が精妙な仕組みに支えられていることに気付かせて生命尊重の態度を養うとともに、地球の営みとして地学的な自然現象が起こることや、生物が互いに関わり合いながら地学的な自然と一体となって自然界を構成し、全体としてつり合いが保たれていることを理解させ、自然に対する畏敬の念を育てる。
さらに、自然の恵みや災害を取り扱い、人は自然から多大な恩恵を受けている一方で、災害をもたらされる場合もあることや、人間の活動も自然環境に多大な影響を与えることを認識させることによって、自然環境の保全に寄与する態度が育成されるものと考えられる。

■「生命」を柱とする領域の再編

・内容の系統性の確保とともに、育成を目指す資質・能力とのつながりを意識した構成、配列となるように、生命を柱とする領域の内容の再編を行った。
第1学年：生物の分類
第2学年：生物の体のつくりと働き
第3学年：生物の生殖、発生、遺伝、進化、生態

・【変更】大項目名を、「植物の生活と種類」から、「(1)いろいろな生物とその共通点」に変更。

・【変更】「生物の観察」から、「(ア)生物の観察と分類の仕方」に変更。

■⑦の内容の取扱いについて

・身近な生物の観察を扱うが、ルーペや双眼実体顕微鏡などを用いて、外見から観察できる体のつくり（外部形態）を中心に扱う。

校庭や学校周辺の生物の観察を行い、いろいろな生物が様々な場所で生活していることを見いだして理解するとともに、観察器具の操作、観察記録の仕方などの技能を身に付けること。

④生物の特徴と分類の仕方

いろいろな生物を比較して見いだした共通点や相違点を基にして分類できることを理解するとともに、分類の仕方の基礎を身に付けること。

(イ) 生物の体の共通点と相違点

⑦植物の体の共通点と相違点

身近な植物の外部形態の観察を行い、その観察記録などに基づいて、共通点や相違点があることを見いだして、植物の体の基本的なつくりを理解すること。また、その共通点や相違点に基づいて植物が分類できることを見いだして理解すること。

⑧動物の体の共通点と相違点

身近な動物の外部形態の観察を行い、その観察記録などに基づいて、共通点や相違点があることを見いだして、動物の体の基本的なつくりを理解すること。また、その共通点や相違点に基づいて動物が分類できることを見いだして理解すること。

イ 身近な生物についての観察、実験などを通して、いろいろな生物の共通点や相違点を見いだすとともに、生物を分類するための観点や基準を見いだして表現すること。

・【移行】「水中の微小な生物の存在」については、小学校第6学年に移行。

■④の内容の取扱いについて

・【新設】「④生物の特徴と分類の仕方」の項目が追加。いろいろな生物を比較して見いだした共通点や相違点を相互に関係付けて分類できることを理解させることをねらいとしている。
 ・ここでは、分類することの意味に気付かせるような学習活動を設定することが重要であり、学問としての生物の系統分類を理解させることではないことに留意する。

■⑦の内容の取扱いについて

・【変更】「花のつくりと働き」、「種子植物の仲間」、「種子をつくらない植物の仲間」が統合し、「⑦植物の体の共通点と相違点」に変更。生徒が小学校の学びを生かして主体的に探究することが大切。「外部形態の観察」を中心に行う。
 ・花のつくりを中心に扱い、種子植物が被子植物と裸子植物に分類できることを扱う。その際、胚珠が種子になることにも触れる。また、被子植物が単子葉類と双子葉類に分類できることについては、「葉・茎・根のつくりと働き」は第2学年に移行したことに伴い葉のつくりを中心に扱う。なお、種子をつくらない植物が胞子をつくることにも触れる。
 ・「胚珠が種子になること」、「種子をつくらない植物（シダ植物、コケ植物）については「触れること」となり、従来よりも扱いが軽くなった。

■⑧の内容の取扱いについて

・【移行】「脊椎動物の仲間」、「無脊椎動物の仲間」が移行し、「⑧動物の体の共通点と相違点」に変更。
 ・脊椎動物と無脊椎動物の違いを中心に扱う。脊椎動物については、ヒトや魚を例に、体のつくりの共通点としての背骨の存在について扱う。また、体の表面の様子や呼吸の仕方などの特徴を基準として分類できることを扱う。無脊椎動物については、節足動物や軟体動物の観察を行い、それらの動物と脊椎動物の体のつくりの特徴を比較し、その共通点と相違点を扱う。

■内容イの記述について

・第1学年において重視する探究の学習過程である「問題を見いだす」部分の標記はない。「共通点や相違点を見いだす」、「生物を分類するための観点や基準を見いだして表現すること」はこの単元のみ扱いとなる。
 ・生徒が小学校の学びを生かして主体的に探究することが大切。特に、外部形態のみでは分からないことについては、既習内容を生かせるようにする。

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の成り立ちと変化についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 大地の成り立ちと変化を地表に見られる様々な事物・現象と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 身近な地形や地層、岩石の観察 ←

⑦ 身近な地形や地層、岩石の観察 ←

身近な地形や地層、岩石などの観察を通して、土地の成り立ちや広がり、構成物などについて理解するとともに、観察器具の操作、記録の仕方などの技能を身に付けること。

(イ) 地層の重なりと過去の様子

⑧ 地層の重なりと過去の様子 ←

地層の様子やその構成物などから地層のでき方を考察し、重なり方や広がり方についての規則性を見いだして理解するとともに、地層と其中的の化石を手掛かりとして過去の環境と地質年代を推定できることを理解すること。

(ウ) 火山と地震

⑨ 火山活動と火成岩 ←

火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けて理解するとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けて理解すること。

⑩ 地震の伝わり方と地球内部の働き ←

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けて理解し、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

(エ) 自然の恵みと火山災害・地震災害

⑪ 自然の恵みと火山災害・地震災害 ←

自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ、これらを火山活動や地震発生の仕組みと関連付けて理解すること。

■配慮事項

- ・小学校第4学年に「雨水の行方と地面の様子」の内容が新設されたが、履修していない学年には配慮が必要となる。

- ・【変更】「地層の重なりと過去の様子」の項目を、「(ア)身近な地形や地層、岩石の様子」、「(イ)地層の重なりと過去の様子」の二つに分割。

- ・【変更】従前の「火山→地震→地層」の順が、「地層→火山→地震」の順に変更。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・新設内容である。身近な地形や地層、岩石の観察を十分に行った上で、そこで見いだした問題を(イ)以降の内容につなげることが大切である。
- ・従来は「地層の重なりと過去の様子」の内容のみ野外観察を示していたが、身近な地形や地層、岩石すべてにおいて、地域や学校の実情に応じて内容を工夫することが大切になる。

■⑧の内容の取扱いについて

- ・地層を形成している代表的な堆積岩も取り上げる。「地層」については、断層、褶曲にも触れる。「化石」については、示相化石及び示準化石を取り上げる。「地質年代」の区分は、古生代、中生代、新生代を取り上げる。
- ・【変更】「地質年代」については、「新生代の第三紀及び第四紀」から、「新生代」に変更。

■⑨の内容の取扱いについて

- ・「火山」については、粘性と関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱う。

■⑩の内容の取扱いについて

- ・地震の現象面を中心に扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れる。
- ・【新設】「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを中心に扱い、地球規模でのプレートの動きにも触れる。
- ・【新設】津波発生の仕組みについても触れる。

■⑪の内容の取扱いについて

- ・「火山災害と地震災害」については、記録や資料などを用いて調べる。
- ・【移行】「自然の恵みと火山災害・地震災害」に関する内容が、第3学年から移行。
- ・(ウ)の内容に関連付けて、地域に火山がなくても、日本の火山を例に一般的なものを取り上げる。災害のみではなく、恩恵についても必ず扱う。

イ 大地の成り立ちと変化について、問題を見だし見直しをもって観察、実験などを行い、地層の重なり方や広がり方の規則性、地下のマグマの性質と火山の形との関係性などを見いだして表現すること。

■内容イの記述について

- ・第1学年において重視する探究の学習過程について表記している。
- ・(ウ)②における具体的な事例として、溶岩がドーム状に盛り上がっている火山と、広く平らに広がっている火山とを比較し、岩石や火山灰などの観察をもとに、火山の形の違いをマグマの性質と関係付けて、火山の形が異なる理由が粘性と関係があるという問題を見いださせる。その際、火山が形成されるモデル実験を行い、その結果と関連付けて考察させることが考えられる。

(3) 生物の体のつくりと働き

生物の体のつくりと働きについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生物の体のつくりと働きとの関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物と細胞

⑦生物と細胞

生物の組織などの観察を行い、生物の体が細胞からできていること及び植物と動物の細胞のつくりの特徴を見いだして理解するとともに、観察器具の操作、観察記録の仕方などの技能を身に付けること。

- ・【変更】大項目名が、「動物の生活と生物の変遷」から、「(3)生物の体のつくりと働き」に変更。
- ・生物の体のつくりと働きを総合的に理解することを通して、生命を尊重する態度を育成することが重要である。(学びに向かう力、人間性等について)

■⑦の内容の取扱いについて

- ・植物と動物の細胞のつくりの共通点と相違点について触れる。
- ・【移動】細胞の呼吸に触れることについては、従前の「生命を維持する働き」から移動。
- ・単細胞生物の存在にも触れる。
- ・【変更】「観察器具の操作、観察記録の仕方などの技能を身に付けること。」が追加。

(イ) 植物の体のつくりと働き

⑦葉・茎・根のつくりと働き

植物の葉、茎、根のつくりについての観察を行い、それらのつくりと、光合成、呼吸、蒸散の働きに関する実験の結果とを関連付けて理解すること。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・【移行】光合成における葉緑体の働きにも触れる。
- ・【移行】葉、茎、根の働きを相互に関連付けて扱う。
- ・観察によって、種子植物の葉、茎、根の基本的なつくりの特徴を見いだすとともに、それらを光合成、呼吸、蒸散についての実験の結果と関連付けて捉えさせ、植物の体のつくりと働きについて、水など物質の移動に注目しながら総合的に理解させる。

(ウ) 動物の体のつくりと働き

⑦生命を維持する働き

消化や呼吸についての観察、実験などを行い、動物の体が必要な物質を取り入れ運搬している仕組みを観察、実験の結果などと関連付けて理解すること。また、不要となった物質を排出する仕組みがあることについて理解すること。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・各器官の働きを中心に扱う。「消化」については、代表的な消化酵素の働きを扱う。また、摂取された食物が消化によって小腸の壁から吸収される物質になることにも触れる。血液の循環に関連して、血液成分の働き、腎臓や肝臓の働きにも触れる。
- ・動物の体のつくりと働きの理解を深めるために、例えば、煮干しやイカなどを解剖が考えられる。

⑧刺激と反応

動物が外界の刺激に適切に反応している様子の観察を行い、その仕組みを感覚器官、神経系及び運動器官のつくりと関連付けて理解すること。

■⑧の内容の取扱いについて

- ・各器官の働きを中心に扱う。

■⑦及び⑧の内容の取扱いについて

- ・各器官のまとまりを「器官系」として、全体と部分について捉えられるように指導する。

イ 身近な植物や動物の体のつくりと働きについて、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、生物の体のつくりと働きについての規則性や関係性を見いだして表現すること。

- ・【移行】「脊椎動物の仲間」、「無脊椎動物の仲間」が第1学年へ移行。
- ・【移行】「生物の変遷と進化」は第3学年へ移行。

■内容イの記述について

- ・第2学年において重視する探究の学習過程について表記している。
- ・(イ)①における具体的な事例として、光合成に必要な物質や環境条件について、小学校での植物に関する学習を基に、見通しをもって実験の条件を検討し、実験の計画を立案させることが考えられる。その際、植物の成長に影響すると思われる要因を複数挙げて、どの要因が光合成に影響するかを考えさせた上で、具体的な実験の方法について検討させる。さらに、検討した方法で実験を行わせ、得られた結果を分析して解釈し、光合成と植物の体のつくりとの関係性を見いださせ、それらをレポートにまとめさせたり、発表させたりすることも考えられる。

(4) 気象とその変化

身近な気象の観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 気象要素と天気の変化との関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 気象観測

①気象要素

気象要素として、気温、湿度、気圧、風向などを理解すること。また、気圧を取り上げ、圧力についての実験を行い、圧力は力の大きさと面積に関係があることを見いだして理解するとともに、大気圧の実験を行い、その結果を空気の重さと関連付けて理解すること。

②気象観測

校庭などで気象観測を継続的に行い、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだして理解するとともに、観測方法や記録の仕方を身に付けること。

(イ) 天気の変化

①霧や雲の発生

霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けて理解すること。

②前線の通過と天気の変化

前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けて理解すること。

(ウ) 日本の気象

①日本の天気の特徴

【略】

- ・【新設】「(ア)気象要素」の項が新設。

■①の内容の取扱いについて

- ・「大気圧」については、空気中にある物体にはあらゆる向きから圧力が働くことにも触れる。
- ・【移行】「圧力」(大気圧も含む。)の内容が第1学年1分野より気象要素の一つとして移行。
- ・はじめに圧力についての内容を学び、その上で大気圧を学ぶ。現行の第1分野と大きな変更はない。
- ・【変更】「気象要素」のうち、「風速」が「風力」から言葉の変更。

■②の内容の取扱いについて

- ・【変更】「気象観測を行い」を「気象観測を継続的に行い」に変更。
- ・気象観測は、前線の通過が予想されるときや季節に特徴的な天気がみられるときを利用して継続的に行い、観測の技能を身に付けさせる。ここでの観測記録を、(イ)や(ウ)の学習で活用する。

■③の内容の取扱いについて

- ・気温による飽和水蒸気量の変化が湿度の変化や凝結に関わりがあることを扱う。また、水の循環にも触れる。

■④の内容の取扱いについて

- ・風の吹き方にも触れる。

<p>④大気の動きと海洋の影響 気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けて理解すること。</p>	<p>■④の内容の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球を取り巻く大気の動きにも触れる。また、地球の大きさや大気の厚さにも触れる。
<p>(エ) 自然の恵みと気象災害 ⑦自然の恵みと気象災害 気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ、これらを天気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。</p>	<p>■⑦の内容の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 「気象災害」については、記録や資料などを用いて調べる。 【移行】「自然の恵みと気象災害」に関する内容が、第3学年から移行。恩恵についても必ず扱う。
<p>イ 気象とその変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。</p>	<p>■内容イの記述について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2学年において重視する探究の学習過程である「見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、・・・規則性や関係性を見いだして表現する。」を表記している。
<p>(5) 生命の連続性 生命の連続性についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生命の連続性に関する事物・現象の特徴に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p>	<p>■留意事項（「学びに向かう力、人間性等」について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習を通して、生命の連続性が保たれていることや多様な生物の種類が生じてきたことについて認識を深め、生命を尊重する態度を育てる。
<p>(7) 生物の成長と殖え方 ⑦細胞分裂と生物の成長 体細胞分裂の観察を行い、その順序性を見いだして理解するとともに、細胞の分裂と生物の成長とを関連付けて理解すること。</p>	<p>■⑦の内容の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 染色体が複製されることにも触れる。 【変更】現行の「体細胞分裂の過程を確かめる」から、「体細胞の順序性を見いだして理解する」に変更。探究の学習過程の中で生徒が見いだすことがポイントとなる。
<p>①生物の殖え方 生物の殖え方を観察し、有性生殖と無性生殖の特徴を見いだして理解するとともに、生物が殖えていくときに親の形質が子に伝わることを見いだして理解すること。</p>	<p>■①の内容の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 有性生殖の仕組みを減数分裂と関連付けて扱う。 「無性生殖」については、単細胞生物の分裂や栄養生殖にも触れる。
<p>(イ) 遺伝の規則性と遺伝子 ⑦遺伝の規則性と遺伝子 交配実験の結果などに基づいて、親の形質が子に伝わる時の規則性を見いだして理解すること。</p>	<p>■⑦の内容の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 分離の法則を扱う。また、遺伝子の本体が DNA であることにも触れる。
<p>(ウ) 生物の種類の多様性と進化 ⑦生物の種類の多様性と進化 現存の生物及び化石の比較などを通して、現存の多様な生物は過去の生物が長い時間の経過の中で変化して生じてきたものであることを体のつくりと関連付けて理解すること。</p>	<p>■⑦の内容の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 進化の証拠とされる事柄や進化の具体例について扱う。その際、生物にはその生息環境での生活に都合のよい特徴が見られることにも触れる。また、遺伝子に変化が起きて形質が変化することがあることにも触れる。 【移行】「生物の種類の多様性と進化」が第2学年「生物の変遷と進化」から移行。内容の大きな変更はない。 【変更】「長い時間の過程の中で」が付加。

イ 生命の連続性について、観察、実験などを行い、その結果や資料を分析して解釈し、生物の成長と殖え方、遺伝現象、生物の種類の多様性と進化についての特徴や規則性を見いだして表現すること。また、探究の過程を振り返ること。

■内容イの記述について

- ・第3学年において重視する探究の学習過程について表記している。
- ・(イ)①における具体的な事例として、メンデルの交配実験の結果を分析して解釈し、子や孫の形質の表れ方には規則性があることに気付かせる。その際、染色体に関する図やモデルなどを活用して、その規則性は対になっている遺伝子が分かれて別々の生殖細胞に入ることによってもたらされることを取り上げる。その後、コインやカードなどを用いて交配のモデル実験を行わせて、規則性をもたらす仕組みを確認させることが考えられる。その際、交配のモデル実験における試行回数と得られる結果との関係に気付かせたり、モデル実験の操作や結果が何を意味するかなどを考えさせたりして、探究の過程を振り返らせることが考えられる。

(6) 地球と宇宙

身近な天体の観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■本内容における留意事項

- ・地球と宇宙に関する学習を進める際には、身近な天体を継続的に観察する機会を設け、興味・関心を高めるようにする。
- ・観察者の視点（位置）を移動することで、天体の運動と見え方を関連させて捉えることができるようにすることが重要である。

ア 身近な天体とその運動に関する特徴に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 天体の動きと地球の自転・公転

⑦日周運動と自転

【略】

⑧年周運動と公転

星座の年周運動や太陽の南中高度の変化などの観察を行い、その観察記録を地球の公転や地軸の傾きと関連付けて理解すること。

■⑧の内容の取扱いについて

- ・「太陽の南中高度の変化」については、季節による昼夜の長さや気温の変化にも触れる。

(イ) 太陽系と恒星

⑨太陽の様子

太陽の観察を行い、その観察記録や資料に基づいて、太陽の特徴を見いだして理解すること。

■⑨の内容の取扱いについて

- ・「太陽の特徴」については、形、大きさ、表面の様子などを扱う。その際、太陽から放出された多量の光などのエネルギーによる地表への影響にも触れる。
- ・自分たちで天体望遠鏡などを用いて記録した観察記録や、文献やホームページ上の資料に基づいて探究することが大切である。

⑩惑星と恒星

観測資料などを基に、惑星と恒星などの特徴を見いだして理解するとともに、太陽系の構造について理解すること。

■⑩の内容の取扱いについて

- ・「惑星」については、大きさ、大気組成、表面温度、衛星の存在などを取り上げる。その際、地球には生命を支える条件が備わっていることにも触れる。「恒星」については、自ら光を放つことや太陽もその一つであることも扱う。その際、恒星の集団としての銀河系の存在にも触れる。「太陽系の構造」については、惑星以外の天体が存在することにも触れる。
- ・例えば、探査機、大型望遠鏡などを用いて各種機関で観測したものをまとめた資料等に基づいて理解することが大切である。

⑥月や金星の運動と見え方

月の観察を行い、その観察記録や資料に基づいて、月の公転と見え方を関連付けて理解すること。また、金星の観測資料などを基に、金星の公転と見え方を関連付けて理解すること。

■⑥の内容の取扱いについて

- ・「月の公転と見え方」については、月の運動と満ち欠けを扱う。その際、日食や月食にも触れる。また、「金星の公転と見え方」については、金星の運動と満ち欠けや見かけの大きさを扱う。
- ・【変更】従来「月の運動と見え方」「惑星と恒星」という項目の中で月、金星それぞれ扱っていたものを、「⑥月や金星の運動と見え方」に変更。
- ・時期によって金星の観察が難しいこともあるため、資料などを用いて探究することもあり得る。

イ 地球と宇宙について、天体の観察、実験などを行い、その結果や資料を分析して解釈し、天体の運動と見え方についての特徴や規則性を見いだして表現すること。また、探究の過程を振り返ること。

■内容イの記述について

- ・第3学年において重視する探究の学習過程について表記している。
- ・(イ)⑥における具体的な事例として、金星の運動と見え方については、観測資料を基に金星の見かけの形と大きさが変化することを見いださせる。その上で、例えば、地球から見える金星の形がどのように変化するかという課題を解決するため、太陽と金星の位置関係に着目してモデル実験の計画を立てて調べさせる。その後、課題に対して実験方法や考察が妥当であるか探究の過程を振り返らせることが考えられる。

(7) 自然と人間

自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(7) 生物と環境

⑦自然界のつり合い

微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだして理解すること。

- ・【変更】「生物と環境」、「自然の恵みと災害」、「自然環境の保全と科学技術の利用」の3つから、「(7)生物と環境」、「(イ)自然環境の保全と科学技術の利用」の2つに変更。

■⑦の内容の取扱いについて

- ・生態系における生産者と消費者との関係を扱う。また、分解者の働きについても扱う。その際、土壌動物にも触れる。
- ・分解者は消費者の一部であることから、内容の取扱いの文言を変更した。

⑧自然環境の調査と環境保全

身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。

■⑧の内容の取扱いについて

- ・生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行う。また、気候変動や外来生物にも触れる。

⑨地域の自然災害

地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。

■⑨の内容の取扱いについて

- ・地域の自然災害を調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行う。
- ・【変更】「地域の自然災害」に変更。
- ・【変更】「多面的、総合的にとらえて」を、「総合的に調べ」に変更。
- ・生徒が調べる場合と、自治体もっている資料をもとに調べる場合とが考えられる。

(イ) 自然環境の保全と科学技術の利用

⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくるのが重要であることを認識すること。

■⑦の内容の取扱いについて

・これまでの第1分野と第2分野の学習を生かし、第1分野の内容の(7)のアの(イ)の⑦及びイと関連付けて総合的に扱う。

・【移行】 現行の「自然がもたらす恵みと災害など」は、第1学年及び第2学年に移行。

イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

■内容イの記述について

・第3学年において重視する探究の学習過程と異なり、「自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。」としている。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

・「主体的・対話的で深い学び」は、必ずしも1単位の時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元などの内容や時間のまとまりを見通しながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要。

・「主体的・対話的で深い学び」は授業改善の視点であり、理科においては、「理科の見方・考え方」を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの問題解決の活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要。

・これまで大切にしてきたことを改めて見つめ直し、より丁寧に具現していくことが求められる。

(2) 各学年においては、年間を通じて、各分野および同程度の授業時数を配当すること。その際、各分野間及び各項目間の関連を十分考慮して、各分野の特徴的な見方・考え方を総合的に働かせ、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を養うことができるようにすること。

・中学校においては、「理科の見方・考え方」は、小学校や中学校の下学年で獲得したものを「自在に活用したり組み合わせたりして、生徒自身が主体的に働かせることができるようにすることが大切である。その際、理科の見方・考え方を働かせる場を設けたり、教員が価値付けたりすることが大切である。

(3) 学校や生徒の実態に応じ、十分な観察や実験の時間、課題解決のために探究する時間などを設けるようにすること。その際、問題を見だし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などが充実するようにすること。

・特に、他教科との関連を図ることが大切である。学校の実情に応じて、理科の他の内容のみならず、数学（一次関数）、社会（エネルギーの現状）、技術・家庭科（食生活）の学習等との関連を図れるようにしていく。

(4) 日常生活や他教科等との関連を図ること。

・理科における配慮として、「実験の手順や方法を理解することが困難である場合」、「燃焼実験のように危険を伴う場合」等の配慮を考えていくことが大切である。この点の具体については、指導要領解説の各内容の頁に記述してある。

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

<p>(6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理科の特質上、真理を追究すること、生命尊重、自然環境の保全に関わる部分が関連している。
<p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 観察、実験、野外観察を重視するとともに、地域の環境や学校の実態を生かし、自然の事物・現象についての基本的な概念の形成及び科学的に探究する力と態度の育成が段階的に無理なく行えるようにすること。</p> <p>(2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p> <p>(3) 1の(3)の学習活動を通して、言語活動が充実するようにすること。</p> <p>(4) 各分野の指導に当たっては、観察、実験の過程での情報の検索、実験、データの処理、実験の計測などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用するようにすること。</p> <p>(5) 指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。</p> <p>(6) 原理や法則の理解を深めるためのものづくりを、各内容の特質に応じて適宜行うようにすること。</p> <p>(7) 継続的な観察や季節を変えての定点観測を、各内容の特質に応じて適宜行うようにすること。</p> <p>(8) 観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動の充実に配慮すること。また、環境整備に十分配慮すること。</p> <p>(9) 博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。</p> <p>(10) 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。また、理科で学習することが様々な職業などと関係していることにも触れること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 野外で動物や植物を採集する場合には、必要最小限にとどめるなど、生態系に配慮する。 昆虫や動物を観察する際には、できるだけ傷害を加えないようにする。 動物を飼育する場合には、その動物に適した生活環境を整え、健康状態の変化などに十分に留意する。 イカなどを解剖する場合には、事前にその意義を十分に説明し、こうした機会を大切にしながら真摯に多くのことを学習しようとする態度や生命を尊重する態度を育てる。その際、生徒の心情にも配慮し、事後には生物を粗末に扱うことがないようにする。 新設されたが、従来からも大切にしている内容である。 「課題の把握（発見）」、「課題の探究（追究）」、「課題の解決」といった探究の過程を通じた学習活動を行い、それぞれの過程において、資質・能力が育成されるよう指導の改善を図ることが必要である。単元など内容や時間のまとまりの中で、主体的に学習の見通しを立てたり、振り返ったりする場面を計画的に取り入れるように工夫することが大切である。 体験的な学習への配慮についての項目を追加。
<p>3 観察、実験、野外観察の指導に当たっては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故を心配する余り、観察、実験を行わずに板書による図示や口頭による説明に置き換えるのではなく、観察、実験を安全に行うことで、危険を認識し、回避する力を養うことが重要である。 特に、日常から以下の点に留意することが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> * 予備実験と危険要素の検討 * 点検と安全指導 * 理科室内の環境整備

■ 音楽 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を一層明確にした。

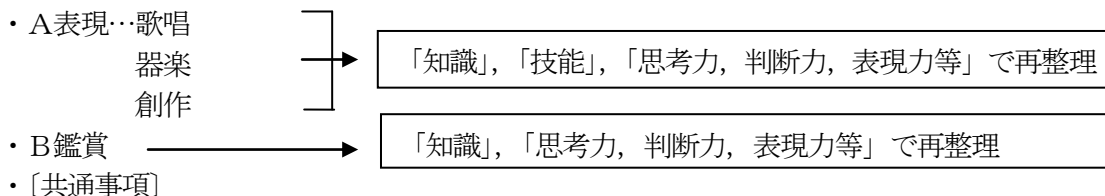
① 【音楽的な見方・考え方】

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること

② 【学年の目標の改善】

教科の目標の構造と合わせ、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理。

(2) 内容構成の改善



(3) 学習内容の改善・充実

① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容

…「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「技能」に関する指導内容

…創意工夫を生かした表現のために必要な技能を身に付けることなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。このことによって、音楽科における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

② 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」に「生活や社会における音楽の意味や役割」「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

③ 【共通事項】の指導内容の改善

アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

④ 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導にあたっての配慮事項として示した。

⑤ 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示した。

⑥ 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

○ 移行期間中の特例

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点</p> <p>1 改訂の趣旨 ・前書き参照</p> <p>2 改訂の要点 ・前書き参照</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>第1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p> <p>(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。</p>	<p>■ 音楽的な見方・考え方 ・「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。」音楽科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。</p> <p>■ 第1 目標について ・音楽科の教科の目標は、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することで構成されている。</p> <p>「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定された。</p> <p>音や音楽を「自己のイメージや感情」と関連付けることは、これまでの〔共通事項〕を支えとする学習の延長線上にある。さらに、音や音楽を「生活や社会」「伝統や文化」とも関連付ける学習が求められている。</p> <p>■ (1)については、「知識及び技能」の習得に関する目標。 ■ 曲想と音楽の構造や背景などとの関わりを理解するとは ・その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどを感じ取りながら、自己のイメージや感情の動きと音楽の構造や背景などとの関わり捉え、理解すること。 ■ 創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能とは ・創意工夫の過程をもった音楽表現に対する思いや意図に応じて、その思いや意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のこと。</p> <p>■ (2)については、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標。 ■ 音楽表現を創意工夫とは ・音や音楽に対する自己のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表現したい音楽表現について考え、どのように音楽で表現するかについて思いや意図をもつこと。 ■ 音楽のよさや美しさを味わって聴くとは ・曲想を感じ取りながら、音や音楽によって喚起された自己のイメージや感情を、音楽の構造や背景などと関わらせて捉え直し、その音楽の意味や価値などについて自分なりに評価しながら聴くこと。</p>

(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目標

(1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。

(2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

(3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

2 内容

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

■ 「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標。

■ 音楽活動の楽しさとは

・より深まった音楽活動の楽しさを体験できるようにすることが大切。

■ 音楽を愛好する心情とは

・生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思い。

■ 1 目標について

・従前の表現領域及び鑑賞領域で育成していた音楽科の資質・能力で育成していた音楽の資質・能力を、中学校において育成を目指す三つの資質・能力に基づいて再整理・再構成した。

・(1)に「知識及び技能」の習得に関する目標、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を示している。

音楽表現の創意工夫と技能は連動している。つまり、技能とは、「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」のこと。

■ 1 目標(2)について

・表現領域…音楽を形づくっている要素を知覚・感受し、その関わりを考えながら、自分なりに創意工夫することを求めている。

・鑑賞領域…第1学年では、自分なりにが付加されている。

■ 1 目標(3)について

生徒一人一人が、自らの考えを他者と交流したり、互いの気付きを共有し、感じ取ったことなどに共感したりしながら個々の学びを深め、音楽表現を生み出したり音楽を評価してよさや美しさを味わって聴いたりできるようにすることを重視し、協働的としている。

■ (1)イ(ア)について

・「曲想と音楽の構造との関わり」「曲想と歌詞の内容との関わり」の両方の理解を求めている事項。

・「曲想と歌詞の内容との関わり」については、曲想が音楽の構造によって生み出されるものである。曲想、音楽の構造、歌詞の内容はそれぞれ関連するものであることから、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。

■ (1)イ(イ)について

・「声の音色や響きと曲種に応じた発声との関わり」、「言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり」の両方の理解を求めている事項である。

- (イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能
- (2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を創意工夫すること。
- イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。
- (ア) 曲想と音楽の構造との関わり
- (イ) 楽器の音色や響きと奏法との関わり
- ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。
- (ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能
- (イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能。
- (3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫すること。
- イ 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。
- (ア) 音のつながり方の特徴
- (イ) 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
- ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■ (1)ウ(イ)について
他者の声に耳を傾ける重要性を強調するために「聴きながら」と挿入している。

■ (2)アについて
例えば、リコーダーの学習の初歩の段階では、創意工夫に必要な知識や技能を習得してから創意工夫することも考えられる。

■ (2)ウについて
・創意工夫を生かした表現で歌うために必要な技能としているのは、技能が生徒にとって思いや意図を表すために必要となるように指導することを求めている。

■ (3)について
創作は歌唱、器楽と構造が違っている。「表したいイメージ」と関わらせて理解することを求めている。

■ (3)アについて
・音や音楽に対する自分のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい創作表現について考え、どのように創作表現するかについて思いや意図をもつことである。

■ (3)ウについて
・課題や条件を示す際は、イの(ア)や(イ)の学習で理解すべき知識を課題や条件に含めることによって、ア、イ、ウの各事項が関連付いた学習にすることが必要である。また、音階や音域の指定などによる用いる音の限定、二部形式や音頭一同形式などの形式の指定、「8小節」や「16小節以上」などの作品の長さの指定など、生徒にとって分かりやすく、判断しやすいものにする配慮が必要である。

■ B鑑賞 指導計画の作成と内容の取扱いより
・言葉で説明する…曲や演奏のよさや美しさ、生活や社会における音楽の意味や役割、音楽表現の共通性や固有性などに対する自分なりの評価について、曲想と音楽の構造との関わりなどを根拠として挙げながら言葉で表し、他者に伝えること。
対象となる音楽が、自分にとってどのような価値があるのかといった評価を、根拠をもって述べるのが重要。次の①～④までを明らかにできるように指導。

- ① 音楽を形づくっている要素や音楽の構造
- ② 特質や雰囲気及び関わり
- ③ ①と②との関わり
- ④ 気に入ったところ、他者に紹介したいところなど自分にとってどのような価値があるのかといった評価

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり

(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

〔第2学年及び第3学年〕

1 目標

(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。

(2) 曲にふさわしい音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

(3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、音楽に親しんでいく態度を養う。

2 内容

■ (1) ア(ア)について

・生徒は、曲想と音楽の構造との関わりを理解したり、様々な音楽の特徴を捉えたりする。ここで理解したことや捉えた特徴などを根拠とすることによって、曲や演奏に対する評価が可能となるのである。

■ (1) ア(イ)について

・その音楽が成立した背景や演奏されたり聴かれたりしていた状況などについて想像することは、そのとき、その場所に生きていた人々が音楽とどのように関わっていたのかを考えることになる。

■ (1) イ(ア)(イ)について

・音楽の価値を判断したり、生活や社会における意味などを考えたり、我が国や郷土の音楽をはじめ諸外国の様々な音楽の共通性や固有性を考えたりするといった生徒の思考を促し、音楽のよさや美しさを味わって聴く学習の深まりにつながっていく。

■ (1) イ(ウ)について

・イの(ア)との関連を図るなどして、音楽の特徴を理解できるようにし、その音楽の特徴が、どのような背景から影響を受けているかについて、聴く活動を通して自分自身で捉えていく過程が必要である。

■ 〔共通事項〕について

・今回の改訂では、知覚・感受することに留まらず、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることとし、その重要性を一層明確にした。

今回の改訂で、「知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」が付加された。

■ 〔共通事項〕(1)イについて

・単に、名称などを知るだけではなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるよう配慮する必要がある。そのことによって、用語や記号などの大切さを実感できるようにする。

■ 1 目標(1)について

・「背景」を加えている。背景と曲想を関わらせて理解し、歌唱表現を工夫する際に生かすことができるようにすることは第2学年、第3学年で行うことにしている。音楽表現の創意工夫は、新たな知識や技能を得たり生かしたりしながら行われるため、創意工夫の質的な高まりに応じて、おのずと第2学年及び第3学年では、第1学年より、求められる「技能」に高まりが生じる。

■ 1 目標(2)について

・第2学年及び第3学年に曲にふさわしいを加えて示している。第1学年の「自分なりに」が、示されていない。これは、自分の解釈や評価のみに留まらず、多く人が共通に感じ取れるような、その曲固有のよさや特徴など捉え、他者と共有、共感することが大切である。

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容及び曲の背景との関わり

(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい器楽表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や曲の背景との関わり

(イ) 楽器の音色や響きと奏法との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能

(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能

(3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けること

■ 1 目標(3)について

・音楽に親しんでいく態度とは、中学校卒業後も、音楽科の学習を基盤として、音楽に親しんでいくことができるような態度を育てることを目指している。

■ (1)アについて

・第2学年及び第3学年は「曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫すること」としている。曲にふさわしいとは、多くの人が共通に感じ取れるような、曲固有のよさや特徴の捉え方を意味している。第1学年よりも更に自らの価値判断を伴ったより豊かな音楽表現の創意工夫ができることを目指している。

■ (1)イ(ア)について

・「曲想と歌詞の内容との関わり」については、「曲想と音楽の構造との関わり」と関連付けて学習することが大切である。「曲想と曲の背景との関わり」については、その背景が「音楽の構造」や「歌詞の内容」とも関わっていることに配慮して学習することが大切である。

■ (1)ウ(ア)について

・第1学年における学習を基盤とし、創意工夫の質的な高まりに応じて、身に付ける技能も高まっていくこと。

■ (2)アについて

・多くの人が共通に感じ取れるような、曲固有のよさや特徴を捉えた上で、その曲について解釈し、第1学年よりも更に自らの価値判断を伴ったより豊かな音楽表現の創意工夫ができることを目指している。

■ (2)イ(ア)について

・第2学年及び第3学年において、「曲想と曲の背景との関わり」の理解を加えることは、生徒が教材曲のよさを捉え直し、更に曲に対する捉え方を質的に深め、自分にとっての意味を見いだしたり、「なぜこの楽器がこの地域で生まれたのか」、「音楽が人々の生活や社会に果たす役割は何か」などについて考えたりすることにつながるものである。

■ (2)ウ(ア)について

・第2学年及び第3学年において中学校で初めて体験する楽器については、対象となる教材曲の表現に必要とされる楽器の初歩的な奏法、身体の使い方を身に付けられるようにし、それを生かした表現となるように配慮する必要がある。

■ (2)ウ(イ)について

・他者や他の声部の音、全体の響きなどを意識して、他者と合わせて演奏するよさや必要性を感じながら技能を身に付けていくことができるようにすることが大切である。

ができるよう指導する。

ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、まとまりのある創作表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。

(ア) 音階や言葉などの特徴及び音のつながり方の特徴

(イ) 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴

ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

■ (3)アについて

・第2学年及び第3学年は「まとまりのある創作表現を創意工夫すること」としている。音楽をつくる条件として形式などを提示すればよいということではなく、生徒がまとまりを感じ、その根拠を〔共通事項〕アと関わらせた指導によって明らかにしていく過程が大切である。

一般化された形式だけではなく、生徒自身がまとまりのある音楽を創意工夫することもある。まとまりがある音楽とまとまりのない音楽を比較し、その要因を探るなどしてまとまりのある音楽として判断した根拠をもつことができるような授業展開が求められる。

■ (3)イ(ア)について

・第1学年での学習を踏まえ、音階や言葉などの特徴と表したいイメージとを関わらせて考えながら、旋律をつくっていくことが大切となる。

五音音階と俳句を教材とした場合、音階と言葉などの特徴を表したいイメージと関わらせた学習が実現できる。これは、風土、文化や歴史とも関連させた学習ができることにもなる。

■ (3)ウについて

・「2小節の長さでつくったハ長調の動機を、反復、変化させたり、重ねたりするなどして、2本のアルトリコーダーのためのまとまりのある音楽をつくること」という課題や条件に沿って旋律をつくる際の技能は次のように考えることができる。

- ① ハ長調の音階から音を選んで、ハ長調の特徴を生かした2小節の動機をつくっている。
- ② まとまりのある感じを生み出すための根拠に基づいて、つくった動機を反復、変化させたり、重ねたりして、音楽をつくっている。
- ③ 2本のアルトリコーダーで演奏することのできる音楽をつくっている。創作した生徒本人が演奏できることを必ずしも求めているものではない。すなわち、創作分野における技能は、旋律や音楽をつくるために必要な技能であり、つくった作品を演奏することができる技能ではないことに留意する必要がある。

■ B鑑賞(1)アについて

・第2学年及び第3学年においては、第1学年での他者に言葉で説明する活動を通じた学習を踏まえ、生徒の実態等に応じて、他者と共に論じ合う、批評する活動を取り入れて、音楽を聴き味わうことが一層深まっていくように配慮する。

・第2学年及び第3学年では、生徒一人一人が、アの(ア)(イ)(ウ)に示す内容について自分なりの考えをもつとともに、自分とは異なる他者の考えにも耳を傾けるなどして、他者との関わりの中から自分の価値意識を再確認し、自分としての考えを一層深めていくようにすることが大切である。

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

- (ア) 曲想と音楽の構造との関わり
- (イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり
- (ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。
- イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

取り扱うジャンルを広げ、歌舞伎、能楽といった我が国の伝統音楽、諸民族の音楽といった生活や文化との関わりが深い音楽、ロックやジャズといった生活や社会と密接に関わっている音楽を取り上げ、生活と社会における音楽の意味と役割を考えることが重要。

■ (1)イについて

- ・第2学年及び第3学年においては、音楽が多様であることへの理解に留まらず、人々の暮らしとともに音楽文化があり、そのことによって様々な特徴をもつ音楽が存在していることを理解できるようにすることが大切である。その理解は、自らの音楽に対する価値意識を広げ、人類の音楽文化の豊かさに気付き、尊重することにつながっていく。

■ 【共通事項】について

- ・第1学年の学習で、「ff は『とても強く』という意味で、力強さや大きな喜びなどを表すことができる」と理解していた生徒が、速度やテクスチュアなどとの関わりを意識しながら知覚・感受することによって、「ff は、力強さや大きな喜びだけではなく、逆に大きな悲しみや絶望を表すこともできる」といったような理解に至ることが考えられる。これは、生徒が学習の過程を通じて、既習の ff に関する知識と新たに習得した知識とを結び付けることによって、ff に関する知識を再構築し、知識を更新した姿である。

■ 第3 1(1)について

- ・主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。

岐阜県において、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習については、これまでも重要視され実践されてきた。主体的・対話的で深い学びの実現を図るために、更なる充実に努めることが重要である。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

従前は、「〇〇して、歌うこと（演奏すること、つくること）」のように、育成を目指す資質・能力を各事項の中で一体的に示していたため、一つの事項で題材を構想することが可能であった。今回の改訂では、音楽科において育成を目指す資質・能力を一層明確にすることを踏まえ、第2の各学年の内容を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」に分けて示しているため、一つの事項で題材を構想することはできない。どの題材においても、「A表現」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に関する各事項を、「B鑑賞」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」に関する各事項を相互に関連付けながら題材を構想する必要がある。

改訂（平成29年告示）	現行（平成20年告示）
<p>2 内容（第1学年）</p> <p>(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり</p> <p>(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能</p> <p>(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能</p>	<p>2 内容（第1学年）</p> <p>A 表現</p> <p>(1)歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと。</p> <p>イ 曲種に応じた発声により、言葉の特性を生かして歌うこと。</p> <p>ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて歌うこと。</p>

■ ア、イの(ア)、ウの(ア)を組み合わせた題材を設定する場合、「曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりを理解するとともに、それらを生かした歌唱表現を創意工夫して歌うこと」という内容を指導することとなる。これは、従前の指導事項「歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと」についてより明確にしたものである。

改訂（平成29年告示）	現行（平成20年告示）
<p>B 鑑賞（第1学年）</p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(イ)までについて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。</p> <p>(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠</p> <p>(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割</p> <p>(ウ) 音楽表現の共通性や固有性</p> <p>イ 次の(ア)から(イ)までについて理解すること</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造との関わり</p> <p>(イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり</p> <p>(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性</p>	<p>B 鑑賞（第1学年）</p> <p>(1)鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。</p> <p>イ 音楽の特徴をその背景となる文化、歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞すること。</p> <p>ウ 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞すること。</p>

■アの(ア)、イの(ア)を組み合わせた題材を設定する場合、「曲想と音楽の構造との関わりを理解するとともに、曲や演奏に対する評価とその根拠を自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと」という内容を指導することとなる。これは、従前の指導事項「ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと」についてより明確にしたものである。

(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

■ (3)について

・〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすることは、その題材の学習において主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などを共通に設定して複数の領域や分野を関連させた一題材を構想したり、主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などの一部を共通にして、学びの連続性や系統性などをねらって複数の題材の配列の仕方を工夫したりすることなどである。

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

■ (4)について

・題材の学習において主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などを共通に設定して複数の領域や分野を関連させた一題材を構想したり、主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などの一部を共通にして、学びの連続性や系統性などをねらって複数の題材の配列の仕方を工夫したりすることなどである。

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるように一人一人の困難さが異なることに目を向ける必要がある。

(6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

■ (6)について

・音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、音楽による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものである。なお、音楽科で取り扱う共通教材は、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものなどを含んでおり、道德的心情の育成に資するものである。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせるなどして、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫すること。なお、適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫すること。

■ 2(1)アについて

・音楽科の学習において、自然音や環境音、さらには音環境への関心を高めることは、人間にとっての音や音楽の存在意義について考えたり、生活や社会におけるよりよい音環境を希求する意識をもったりすることへとつながっていく。

イ 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

■ 2 (1)イについて

・言葉によるコミュニケーションを適切に位置付けることによって、音や音楽によるコミュニケーションを充実させることができる。音によるコミュニケーションが一層充実することに結び付いていくように配慮することが大切である。

ウ 知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり、思考、判断の過程や結果を表したり、それらについて他者と共有、共感したりする際には、適宜、体を動かす活動も取り入れるようにすること。

■ 2 (1)ウについて

・従前は「各学年の『A表現』の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること」を配慮事項として示していたが、体を動かす活動は、「A表現」の指導における指揮などの身体的表現活動に限らず、「B鑑賞」を含め、様々な場面で有効な活動となり得る。

エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

■ 2 (1)エについて

・様々な感覚を関連付けてとは、音楽を、聴覚のみではなく、視覚や触覚など、他の感覚と関連付けて捉えることができるようにすることである。例えば、音楽科の学習に利用できるコンピュータのソフトウェアや様々な教育機器を活用し、音量の変化に応じて図形の大きさや振動の強さが変わったり、また楽器の音色の変化によって色が変わったりするなどのように、聴覚と視覚、聴覚と触覚など、生徒が複数の感覚を関連付けて音楽を捉えていくことができるようにすることなどが考えられる。

オ (略)

カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

■ 2 (1)カについて

・必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切である。このことが、著作物や著作者の創造性を尊重する態度を形成することにつながり、ひいては、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるのである。

(2) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。

■ 2 (2)ア(ア)について

・生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるものを新たに示している。これは、教科の目標に新たに示した「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」を育成する上で、大切な観点である。例えば、オリンピック・パラリンピックや各種イベント等では、音楽によって一体感が生まれることなどを多くの人々が実感している。

(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

■ 2 (2)ア(イ)について

・教材の選択に当たっては、例えば、発声の仕方や声の音色、コブシ、節回し、母音を延ばす産み字などに着目できるものを選択することが考えられることから、今回の改訂では、従前示していた「声の特徴」に加え、歌い方の特徴を新たに示した。また、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫することが大切である。

(ウ) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの。なお、各学年において、以下の共通教材の中から1曲以上を含めること。
(略)

イ 変声期及び変声前後の声の変化について気付かせ、変声期の生徒を含む全ての生徒の心理的な面についても配慮するとともに、変声期の生徒については適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。

ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

(3) 各学年の「A表現」の(2)の器楽の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもたれたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割を感じ取れたりできるもの。

イ 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

(4) 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人一人が、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるように指導を工夫すること。

(5)～(6) (略)

■ 2(2)ア(ウ)について

・中学校3学年間を見通した指導計画の下、生徒や地域の実態などを考慮して、共通教材を含むこのような教材を系統立てて効果的に指導することが大切である。我が国で長く歌われ親しまれている歌曲とは、我が国で長い年月にわたって歌い継がれ、広く親しまれている歌曲のことである。

従前は、主に変声期の生徒に対する配慮について示していた。しかし、変声にも生徒の成長によって違いが生まれてくる。よって、今回の改訂では、変声前後の生徒に対する配慮も含めて示している。教師のより丁寧な指導が求められている。

移動ド唱法を用いるに当たっては、生徒に混乱が生じないように扱う必要がある。

生活や社会において音楽が果たしている役割を感じ取れるものを新たに示している。

今回の改訂では、愛着をもつことができるよう工夫することを新たに示している。生徒が実際に演奏する活動を通して、音色や響き、奏法の特徴、表現力の豊かさや繊細さなどを感じ取れることは、我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことにつながっていくと考えられる。

■ 2(4)について

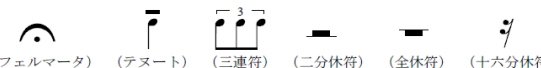
・少人数のアンサンブル活動や、合唱、合奏などをする際は、生徒一人一人が、自分の担当する声部の役割を踏まえて、その教材曲をどのように表現したいのかといった思いや意図をもち、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けて、音楽表現をすることが大切である。したがって、生徒一人一人が、声部の役割と全体の響きについて考えることのできる場面を適切に設定することなく、教師や一部の生徒の考えのみに基づいて、その教材曲の出来栄をよくするための練習に終始する、というような授業にならないよう留意する必要がある。

(7) 各学年の「A表現」の(3)の創作の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

(8) ア～イ (略)

(9) 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、指導のねらいに応じて、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などから、適切に選択したり関連付けたりして指導すること。

(10) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「用語や記号など」については、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるように取り扱うこと。

拍 拍子 間 序破急 フレーズ 音階 調 和音
 動機 Andante Moderato Allegro rit. a tempo
 accel. legato *pp* *ff* dim. D.C. D.S.

 (フェルマータ) (テヌート) (三連符) (二分休符) (全休符) (十六分休符)

■ 2 (7) について

・必要に応じて、記譜について扱うことも大切である。楽譜は、音楽を目に見える形で表そうと工夫し、さらにそれが多くの人にも分かるように試行錯誤を重ね、長い時間をかけて洗練されてきたものであり、言わば、先人の営みから生まれた音楽に関わる文化の一つである。作品を記録する方法を工夫させることは、生徒が音楽文化について理解を深める学習にもつながるものである。

今回の改訂では、この配慮事項において「音楽を形づくっている要素」の具体的な例示が示された。示されている「音楽を形づくっている要素」については、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などと示され、従前と変更はない。

■ 2 (10) について

・こうした用語や記号などについては、〔共通事項〕の趣旨（知覚・感受することに留まらず、知覚したことと感受したこととの関わりについて考える）を踏まえ、生徒が単にそれぞれの名称などを知るだけでなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮することが大切である。

■ 美術 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 図画工作科，美術科，芸術科(美術，工芸)においては，創造することの楽しさを感じるとともに，思考・判断し，表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること，生活の中の造形や美術の働き，美術文化に関心を持って，生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて，その充実を図ってきたところである。
- 一方で，感性や想像力等を豊かに働かせて，思考・判断し，表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや，生活を美しく豊かにする造形や美術の働き，美術文化についての実感的な理解を深め，生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等については，更なる充実が求められるところである。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【美術科における見方・考え方】

「造形的な見方・考え方」…表現及び鑑賞の活動を通して，よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性や，想像力を働かせ，対象や事象を，造形的な視点で捉え，自分としての意味や価値をつくりだすこと。

② 目標の改善

ア 教科の目標

- ・美術は何を学ぶ教科なのかということを明示し，感性や想像力を働かせ，造形的な視点を豊かにもち，生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視する。
- ・育成を目指す資質・能力を明確にし，生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ，(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示す。これら(1)，(2)，(3)を相互に関連させながら育成できるように整理した。
- ・(1)「知識及び技能」については，造形的な視点を豊かにするために必要な知識と，表現における創造的に表す技能に関するものである。
- ・(2)「思考力，判断力，表現力等」については，表現における発想や構想と，鑑賞における見方や感じ方などに関するものである。
- ・(3)「学びに向かう力，人間性等」については，学習に主体的に取り組む態度や美術を愛好する心情，豊かな感性や情操などに関するものである。

イ 学年の目標

- ・育成を目指す資質・能力を，(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示す。

(2) 指導内容の改善

① 表現領域の改善

- ・「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から，「(1) 表現の活動を通して，次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。」，「(2) 表現の活動を通して，次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。」とし，項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理する。
- ・主体的で創造的な表現の学習を重視し，「A表現」(1)において，「ア 感じ取ったことや考えた

ことなどを基にした発想や構想」及び「イ 目的や機能などを考えた発想や構想」の全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置付け、表現の学習において、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想をすることを重視して改善を図った。

② 鑑賞領域の改善

- ・「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、デザインや工芸などの目的や条件などを考えた表現との関連を図り、これら二つの視点から分けて示し、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

③ 【共通事項】の改善

- ・感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、【共通事項】を造形的な視点を豊かにするために必要な知識として整理し、表現や鑑賞の学習に必要な資質・能力を育成する観点から改善を行った。加えて「内容の取扱い」において、【共通事項】の指導に当たって、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉え実感を伴いながら理解することができるように配慮事項を示した。

④ 各学年の内容の取扱いの新設

- ・第1学年、第2学年及び第3学年のそれぞれに各学年の内容の取扱いを新たに示し、発達の特性を考慮して、各学年における学習内容や題材に配する時間数を十分検討するとともに、「思考力、判断力、表現力等」を高めるために、言語活動の充実を図るようにする。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度、平成31年度及び平成32年度の第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領の第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・全部又は一部について新学習指導要領によることができることとした。

(2) 授業時数

- ・変更なし。

(3) 移行期間中における学習評価の取扱い

- ・移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

(4) 指導計画作成上の留意事項

- ・目標及び内容を2学年でまとめて示している教科については、特に、平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新学習指導要領に円滑に移行できるようにする。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※ 本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説 美術編」の「2 美術科改訂の趣旨及び要点」参照</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p> <p>(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。</p> <p>(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。</p>	<p>【目標の前文】 ■表現及び鑑賞の幅広い活動 ・美術の創造活動は、自分の心情や考えを生き生きと造形的に具体化する表現の活動と、表現されたものや自然の形などから、よさや美しさなどを主体的に感じ取り、作者の心情や美術文化などの考えを深める鑑賞の活動とがある。 ・幅広い創造活動を通して、美術が生活や社会において重要な役割を果たしていることを実感できるような学習を充実させる必要がある。</p> <p>【新設】 ■造形的な見方・考え方を働かせる ・造形的な視点を基に、どのような考え方で思考するかを生徒にもたせて創造活動を行う。</p> <p>■造形的な視点 ・形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目して働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点のこと。</p> <p>■生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力 ・造形的な視点を豊かにしたコミュニケーションの中で、生徒が自分との関わりで美術や美術文化を捉え、生活や社会と豊かに関わるようにするための資質・能力のことである。</p> <p>■教科の目標(1)：「知識及び技能」 ・前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの。 ・後半部分は、創造的に表す技能に関するもの。</p> <p>■知識のとらえ ・対象や事象を捉える造形的な視点について理解することである。 ・単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではない。 ・表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、身に付けたら、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな経験を通して再構築されていくものである。</p> <p>■教科の目標(2)：「思考力、判断力、表現力等」 ・前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。 ・中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、豊かに発想し創造的な表現の構想を練ったり再度練り直したりする資質・能力を示している。 ・後半部分は、鑑賞に関する資質・能力を示している。 (次頁に続く)</p>

(3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

■美術科において育成する「思考力、判断力、表現力等」

- ・表現の活動を通して育成する発想や構想に関する資質・能力と、鑑賞の活動を通して育成する鑑賞に関する資質・能力である。

■主題を生み出す

- ・生徒自らが感じ取ったことや考えたこと、目的や条件などを基に「自分は何を表したいのか、何をつくりたいのか、どういう思いで表現しようとしているのか」など、強く表したいことを、心の中に思い描くことである。
- ・独創的で個性豊かな発想や構想をする際に、基盤になるものである。

■教科の目標(3)

- ・「学びに向かう力、人間性等」について示している。
- ・教科の目標(1)及び(2)に関する資質・能力をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。
- ・主体的に美術の学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、美術の創造活動の喜び、形や色彩などによるコミュニケーションを通して生活や社会と主体的に関わること、美術文化の継承と創造に向かう態度、豊かな感性や情操など、情意や態度等に関するものが含まれる。

■教科の目標(1)、(2)、(3)の関連

- ・(1)、(2)、(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。
- ・必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する。

2 各学年の目標及び内容

1 目標

〔第1学年〕

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。
- (2) 自然の形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

〔第2学年及び第3学年〕

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解

■学年の目標の構成

- ・学年の目標は、教科の目標の(1)、(2)、(3)に対応して整理している。
- (1)は「知識及び技能」。
- (2)は「思考力、判断力、表現力等」。
- (3)は「学びに向かう力、人間性等」。
- ・第2学年と第3学年では、学校や生徒の学びの実態に応じて、より創造的な活動を創意工夫できるように学年の目標をまとめて示している。

■各学年の目標の系統性

- ・第1学年では、内容に示す事項の定着を図ることを重視している。
- ・第2学年及び第3学年では、第1学年で身に付けた資質・能力を更に深めたり、柔軟に活用したりして、より豊かに高めるように構成している。

するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求し、創造的に表すことができるようにする。

- (2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、機能性と洗練された美しさとの調和、美術の働きなどについて独創的・総合的に考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

2 内容
〔第1学年〕

A表現

- (1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。
 - ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (7) 対象や事象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出し、全体と部分との関係などを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
 - イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (7) 構成や装飾の目的や条件などを基に、対象の特徴や用いる場面などから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた美しさなどを考え、表現の構想を練ること。
 - (i) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容などから主題を生み出し、分かりやすさと美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。
 - (7) 使う目的や条件などを基に、使用する者の気持ち、材料などから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。
- (2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。
 - ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (7) 材料や用具の生かし方などを身に付け、意図に応じて工夫して表すこと。
 - (i) 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しをもって表すこと。

■内容の構成の改善

- ・「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕から構成している。
- ・目標「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱の位置付けのように、内容についてもこれに対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理している。
- ・「知識」は〔共通事項〕。
- ・「技能」は、「A表現」(2)の指導事項。
- ・「思考力、判断力、表現力等」は「A表現」(1)及び「B鑑賞」(1)の指導事項。
- ・「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てる。

平成20年度告示	
「A表現」(1) 絵や彫刻など	発想や構想に関する事項
「A表現」(2) デザインや工芸など	発想や構想に関する事項
「A表現」(3)	技能に関する事項
「B鑑賞」(1)	ア 造形的なよさや美しさなどに関する鑑賞 イ 生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞 ウ 美術文化に関する鑑賞
〔共通事項〕(1)	ア 形や色などに関する事項 イ イメージに関する事項

平成29年告示	
「A表現」(1) 思考力、判断力、表現力等	ア 感じ取ったことや考えたことを基にした発想や構想 イ 目的や機能を考えた発想や構想
「A表現」(2) 技能	ア 発想や構想したことなどを基に表す技能
「B鑑賞」(1) 思考力、判断力、表現力等	ア 作品などを対象にした鑑賞 イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化などを対象にした鑑賞
〔共通事項〕(1) 知識	ア 形や色彩、材料、光などに関する事項の理解 イ イメージや作風などに関する事項の理解

B鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。

ア 美術作品などの見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

(イ) 目的や機能との調和のとれた美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

イ 生活の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある自然物や人工物の形や色彩、材料などの造形的な美しさなどを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

(イ) 身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 第1学年では、内容に示す各事項の定着を図ることを基本とし、一年間で全ての内容が学習できるように一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。

(2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、[共通事項]に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などについて説明し合うなどして対象の見方や感じ方を広げるなどの言語活動の充実を図ること。

[第2学年及び第3学年]

A表現

(1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■ A表現：指導内容の構成の改善

- ・従前は、A表現(1)及び(2)は発想や構想に関する資質・能力、(3)は技能に関する資質・能力を育成する項目としていた。
- ・今回の改訂では、発想や構想に関する項目を一つにまとめ、(1)を発想や構想に関する資質・能力を育成する項目、(2)を技能に関する資質・能力を育成する項目とする。
- ・表現の学習においては、原則として(1)と(2)を組み合わせることで題材を構成することとする。

■ B鑑賞：指導内容の構成の改善

- ・B鑑賞(1)の1項目で鑑賞に関する資質・能力を育成する指導内容を示し、項目内を「美術作品など」に関する事項と「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて整理している。
- ・「美術作品など」に関する事項では、特に発想や構想に関する学習と相互の関連が図れるように、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞と目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞に分けて整理している。
- ・「美術の働きや美術文化」に関する事項では、従前、「生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞」と「美術文化に関する鑑賞」は事項を分けて示していたが、今回の改訂では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、指導事項を一つにまとめた上で、その中を二つに分けて整理している。

■ [共通事項]：指導内容の構成の改善

- ・表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として、造形的な視点を豊かにするために必要な知識を位置付けて整理している。

■ A表現(1)ア 感じ取ったことや考えたことなど

- ・主題を生み出すときや発想や構想をするときの要因となるものを示している。
- ・受け身ではなく、意識を働かせて何かを得ようとする主体的な関わりを意図している。
- ・自分の感覚を大切にして対象や事象から価値などを創出することを意味している。

■ 絵や彫刻などに表現する活動

- ・自ら生み出した主題を形や色彩などで具体化するために、絵や彫刻をはじめ多様な表現に柔軟に取り組むことができることを意図している。

(7) 対象や事象を深く見詰め感じ取ったことや考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に主題を生み出し、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。

イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面や環境、社会との関わりなどから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた洗練された美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。

(イ) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容、社会との関わりなどから主題を生み出し、伝達の効果と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。

(ウ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の立場、社会との関わり、機知やユーモアなどから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。

(2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。

ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 材料や用具の特性を生かし、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと。

(イ) 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見通しをもって表すこと。

B鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。

ア 美術作品などの見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。

(イ) 目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。

■ A表現(1)イ 伝える、使うなどの目的や機能

- ・主題を生み出すときや発想や構想をするときの要因となるものを示している。
- ・目的や機能とは、生活を心豊かにするために飾る、気持ちや情報を美しく分かりやすく伝える、製品などを生活の中で楽しく使うなど、生活や社会における美術の働きとの関連性と深く関わる内容である。

■ デザインや工芸などに表現する活動

- ・飾る、伝える、使うなどの目的を実現するため、デザインや工芸をはじめ多様な表現に柔軟に取り組むことができることを意図している。

■ 目的や機能などを基にした発想や構想に関する指導事項の概要

- ・第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。

- | |
|--------------------|
| (7) 構成や装飾を考えた発想や構想 |
| (イ) 伝達を考えた発想や構想 |
| (ウ) 用途や機能を考えた発想や構想 |

【新設】 ■ A表現(1)イにおける主題の生成

- ・(7)においては、構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面などから主題を生み出す。
- ・(イ)においては、伝える相手や内容などから主題を生み出す。
- ・(ウ)においては、使用する者の気持ちなどから主題を生み出す。

■ 技能に関する資質・能力を育成する

- ・自分の表現を具体化するために、材料や用具などを創意工夫したり、見通しをもって描いたりつくったりするなど創造的に表す技能を育成することを示している。

■ 技能に関する指導事項の概要

- ・第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。

- | |
|-----------------|
| (7) 創意工夫して表す技能 |
| (イ) 見通しをもって表す技能 |

■ 鑑賞に関する資質・能力を育成する

- ・鑑賞の活動を通して、幅広い美術の表現のよさや美しさを感じ取ったり、美術文化の伝統的かつ創造的な側面について考えたりするなどして見方や感じ方を深め、多くのものを感受し学び取るための資質・能力を育成することを示している。
- ・知識を詰め込むものではなく思いを巡らせながら対象との関係を深め、自分の中の新しい意味や価値をつくりだす創造活動である。
- ・表現と鑑賞の活動は相互の関連を図りながら指導することが大切である。(次頁に続く)

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

(イ) 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気づき、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 第2学年及び第3学年では、第1学年において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本とし、第2学年と第3学年の発達の特性を考慮して内容の選択や一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。

(2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、[共通事項]に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図ること。

(3) 「B鑑賞」のイの(イ)の指導に当たっては、日本の美術の概括的な変遷などを捉えることを通して、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え方、願いなどを感じ取ることができるよう配慮すること。

II 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

■美術作品などを対象にした鑑賞に関する指導事項の概要

・第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。

(7) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞

(イ) 目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞

・「A表現」との相互の関連を重視し、特に発想や構想と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにしている。

■生活や社会の中の美術の働きや美術文化などを対象にした鑑賞に関する指導事項の概要

・第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。

(7) 生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞

(イ) 美術文化に関する鑑賞

・特に第2・3学年は、自我意識が強まり、生き方についての自覚が深まり、価値観が形成されていく時期である。ここで見方や感じ方を深め、美術を生活や社会、歴史などの関連で見つめ、自分の生き方との関わりから美術を通じた国際理解や美術文化の継承と発展について考え、鑑賞を深められるようにすることが大切である。

■「A表現」及び「B鑑賞」の系統的な指導【第1学年】

・基礎となる資質・能力の定着を重視し、表現及び鑑賞に関する資質・能力を幅広く身に付ける。

・「A表現」(1)においては、ア及びイのそれぞれにおいて描く活動とつくる活動をいずれも扱い、特定の表現活動のみに偏ることなく全ての指導事項の定着を図る。

・「B鑑賞」においては、アの「美術作品など」に関する学習と、イの「美術の働きや美術文化」に関する学習の全ての指導事項の定着を図る。

【第2学年及び第3学年】

・第1学年で身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、より豊かに高められるようにする。

・2学年間で全ての指導事項を指導する。

・一題材に時間をかけた指導も可能である。

【新設】 ■主体的・対話的で深い学びの実現

・美術科の指導に当たっては、以下3点が偏りなく実現されるよう授業改善を行う。

①「知識及び技能」の習得

②「思考力、判断力、表現力等」の育成

③「学びに向かう力、人間性等」の涵養

(次頁に続く)

- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (5) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように、以下の内容について配慮すること。
- ア 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
- (ア) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
- (イ) 材料の性質や質感を捉えること。
- (ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。
- (エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
- (オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。
- イ 〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
- (ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
- (イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの

- ・主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
- ・例えば、題材の内容や時間のまとまりの中で次のような場面をどのように組み立てるかといった視点から授業改善を進めることが求められる。
 - 主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面
 - 対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面
 - 学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面

■言語活動の充実を図る際の留意点

- ・「何のために言語活動を行うのか」ということを教師が明確にすることが大切である。
- ・例えば、生徒の状態を把握せずに言語活動を特に必要としていない場面で形式的に行ったり、〔共通事項〕に示す事項の視点が十分でないままの単なる話し合い活動に終始したりすることのないように留意する。
- ・他者との意見交流活動では、新たな考え方や価値への気付きにつながるように、生徒一人一人が自己と対話してじっくりと考えを深められるような学習活動の設定も必要である。

【新設】 ■障がいのある生徒などへの配慮

- ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指す。
- ・生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させる。

■〔共通事項〕：指導上の留意点

- ・アは「木を見る」、イは「森を見る」といった視点で造形を豊かに捉えられるにするために必要な内容を示している。
- ・形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果の理解や、造形的な特徴などから全体のイメージや作風などで捉えることについて、実感を伴いながら理解できるようにする。
- ・単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するのではない。
- ・〔共通事項〕に示されている内容を、表現及び鑑賞の活動を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し、多様な視点から豊かに美術や美術文化を捉えるなどして実感を伴いながら理解を深め、生きて働く知識として身に付けることや、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくことが重要である。

文化的な視点で捉えること。

(2) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。

(3) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や資質・能力、発達の特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。

ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。

イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。

エ 表現の材料や題材などについては地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

(4) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(5) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。

(6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。

(7) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

4 学校における鑑賞のための環境づくりをするに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

(2) 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

■表現形式や技法などの指導

- ・教師の価値観による一方的な指導や、特定の表現形式や表現手段、技法、材料の画一的な教え込みにならないように留意する。
- ・鑑賞の活動との関連を図ることで様々な創造的な工夫に出合う機会をつくることも大切である。
- ・生徒一人一人が強く表したいことを、心の中に思い描くことができるようにし、自分の表現意図をしっかりともちながら、形や色彩、材料などで実現できるように指導する。
- ・全員が画一的な表現になることなく、様々な表現形式や技法、材料に触れさせる中で、生徒が自ら表現形式を選択し創意工夫する態度を培うようにすることが大切である。

■映像メディアの積極的な活用

- ・これらを活用することは表現の幅を広げ、様々な表現の可能性を引き出すために重要である。
- ・デジタルカメラでは、数多くの写真を撮影できるが、写真で表現することを通して、何を学ばせるのかを明確にして活用を図ることが大切である。
- ・例えば、構図の取り方では、デジタルカメラで撮影枚数を制限したり三脚などを使ったりして、しっかりと主題に基づいた構図を考えさせたりすることなどが考えられる。

■美術館等の活用

- ・美術館等の活用とは、美術館や関係機関等において行われている研修会との連携や、美術館等と教育委員会、教師が共同で鑑賞プログラムや鑑賞教材を開発することなどが考えられる。
- ・生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。

■鑑賞のための環境づくり

- ・鑑賞が授業だけではなく、平素の学校生活の中で親しめるようにすることが大切である。
- ・地域で表現する場をつくることなどにより、学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。
- ・美術科は、作品を介して教室内の人間関係だけでなくとどまらず、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは、生徒の学びを深めていく上で効果的である。

■ 保健体育 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』を育成することを目標として示す。
- 自己の運動や健康についての課題の解決に向け、積極的・自主的・主体的に学習することや、仲間と対話し協力して課題を解決する学習過程の工夫を重視するとともに、体育科で育成を目指す『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』の資質・能力の三つの柱を確実に身に付けるために、その関係性を重視した学習過程を工夫する必要がある。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるようにする。
- 健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるようにする。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【体育や保健の見方・考え方】

「体育の見方・考え方」…運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。

「保健の見方・考え方」…個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

② 学年の目標の改善

教科の目標については、従前、「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる」としていたものを、次のように改善を図った。

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

・「知識及び技能」

各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

・「思考力、判断力、表現力等」

運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

・「学びに向かう力、人間性等」

生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

(2) 指導内容の改善

〔体育分野〕

① 指導内容の一層の明確化

- ・生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化を図る。

② 体づくり運動

- ・従前、「体力を高める運動」として示していたものを、第1学年及び第2学年で「体の動きを高める運動」、第3学年で「実生活に生かす運動の計画」として新たに示した。

③ 水泳

- ・「内容の取扱い」に、「学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること」を新たに示すとともに、引き続き、スタートの指導については、安全への配慮から、全ての泳法について水中からのスタートを扱うこととした。

④ 武道

- ・学校や地域の実態に応じて、従前から示されているなぎなたに加えて、空手道、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができることを新たに示した。

⑤ 体育理論

- ・従前、第1学年で指導していた「(1)ウ 運動やスポーツの学び方」の内容を第2学年で指導する内容に整理するとともに、第1学年において「ア(ウ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方」を新たに示すなどした。そのため、従前の(1) 運動やスポーツの多様性、(2) 運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全、(3) 文化としてのスポーツの意義で構成していたことを一部改め、(1) 運動やスポーツの多様性、(2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方、(3) 文化としてのスポーツの意義で構成することとした。

〔保健分野〕

① 資質・能力の育成に向けた内容構造の見直し

- ・生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善する。

② 内容の改訂

- ・心の健康や疾病の予防に関する健康課題の解決に関わる内容、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等を充実する。
- ・個人生活における健康課題を解決することを重視する観点から、健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当するとともに、体育分野との一層の関連を図った内容等について改善する。

(3) 学習指導の改善

① 指導計画の作成における配慮事項

○ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

保健体育科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することとし、保健体育科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を新たに示した。

② 内容の取扱いにおける配慮事項

○ 体力や技能の程度、性別や障害の有無等を超えて運動やスポーツを楽しむための指導の充実

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に向けて、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるようにすることが重要である。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

<p>(1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年の保健体育の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。</p> <p>ア 現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)ア(ウ)に規定する事項を加えるものとする。</p> <p>イ 現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の3(1)の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の2(1)アからエまで、2(4)ア及びイのうち「健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある」の部分の規定に係る事項を指導するものとする。</p> <p>(2) 平成32年度の第1学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の〔内容の取扱い〕(2)クの規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)ウに規定するものとする。</p> <p>(3) 平成32年度の第2学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の3(1)の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の2(3)アからエまで、2(4)イのうち「食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となる」の部分の規定に係る事項及び2(4)ウに規定する事項を指導するものとする。</p>
--

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

	平成31年	平成32年	平成33年
第1学年	〔体育分野〕 H 体育理論 (1) 運動やスポーツの多様性 (ウ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方 〔保健分野〕 (1) 健康な生活と疾病の予防 (ア) 健康の成り立ちと疾病の発生要因 (イ) 生活習慣と健康	〔体育分野〕 H 体育理論 (1) 運動やスポーツの多様性 (ウ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方	
		〔保健分野〕 (1) 健康な生活と疾病の予防 (ア) 健康の成り立ちと疾病の発生要因 (イ) 生活習慣と健康	
		〔体育分野〕 H 体育理論 削除 (2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方 (イ) 運動やスポーツの学び方	
第2学年		〔保健分野〕 (1) 健康な生活と疾病の予防 (ウ) 生活習慣病などの予防 (イ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康	〔体育分野〕 H 体育理論 (2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方 (イ) 運動やスポーツの学び方
		〔保健分野〕 (4) 健康と環境 削除 (ア) 身体の環境に対する適応能力・至適範囲 (イ) 飲料水や空気の衛生的管理 (ウ) 生活に伴う廃棄物の衛生的管理	
第3学年			(4) 健康と環境 (ア) 身体の環境に対する適応能力・至適範囲 (イ) 飲料水や空気の衛生的管理 (ウ) 生活に伴う廃棄物の衛生的管理

(2) 学習指導上の留意事項

積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導する。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説保健体育編」の「2 保健体育科改訂の趣旨及び要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容 1 体育科の目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。</p> <p>(3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。</p> <p>2 各学年の目標 [体育分野 第1学年及び第2学年] 1 目標 (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。</p>	<p>■「体育の見方・考え方」とは 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」であると考えられる。</p> <p>各種の運動やスポーツが有する楽しさや喜び及び関連して高まる体力などの視点から、自己の適性等に応じた多様な関わり方を見出すことができるようになることが、体育分野での学習と社会をつなぐ上で重要なものであることを示したものである。</p> <p>■「保健の見方・考え方」とは 疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」であると考えられる。</p> <p>保健に関わる原則や概念を根拠としたり活用したりして、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、さらには健康を支える環境づくりを目指して、情報選択や課題解決に主体的に取り組むことができるようにすることが必要である。</p> <p>■運動の合理的な実践 発達の段階や運動の特性や魅力に応じて、運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等などの科学的な知識を理解するとともに、それらを活用して運動を実践すること。</p> <p>■運動の楽しさや喜び 運動することそのものを楽しんだり、その運動の特性や魅力に触れたりすること。</p> <p>■運動を豊かに実践する [第1学年及び第2学年] 全ての領域の経験を通して、それぞれの運動が有する特性や魅力に触れる。</p> <p>[第3学年] 自己に適した運動を選択できるようにするための基本的な知識や運動の技能を身に付け、運動との多様な関わり方を実践ができるようにする。</p> <p>「この運動によって、こんな体力が高まるんだ。だったらこんな運動をやるといいのかな。」と、生徒自らが体力を高められるようにすることが大切。</p>

(2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。

■運動についての自己の課題を発見し

第1学年及び第2学年では、提示された動きなどのポイントと自己の動きを比較して課題を発見したり、仲間との関わり合いや健康・安全についての課題を発見したりすることなどができるようにする。

■合理的な解決に向けて思考し判断する

第1学年及び第2学年では、基本的な知識や技能を活用して、自己の課題に応じた取り組み方を工夫することができるようにする。

■自己や仲間の考えたことを他者に伝える

自己の課題について、思考し判断したことを、言葉や文章及び動作などで表したり、仲間や教師などに理由を添えて伝えたりする。

(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

■運動における競争や協働の経験を通して

体育分野の学習が技能の獲得のみにとどまらず、社会生活における望ましい態度や行動にもつながること。

■公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てる

小学校における「約束を守る」などの具体的な事項から、「自己の役割を果たす」などの概念的な事項へ指導内容が発展すること、社会性や規範意識に基づく運動への価値観の形成が求められることなどから、行動の意義などのその態度を支える知識を理解させ、運動に積極的に取り組むことができるようにすることを重視している。

■健康・安全に留意し

意欲をもつだけでなく、自己の健康とともに、自己や仲間の安全に対して、その行動化が求められる。第3学年では、「健康・安全を確保する」になる。

■自己の最善を尽くして運動をする

体育理論や各領域で学習する知識との関連を重視した運動の学習を目指している。

「体育理論」の学習が土台にあって、各領域の学習が成り立っている。

〔体育分野 第3学年〕

1 目標

(1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

■運動の楽しさや喜びを味わい

第1学年及び第2学年での全ての領域の学習の経験を踏まえ、更に追求したい領域、新たに挑戦したい領域、課題を克服したい領域など、選択した領域に応じて運動の楽しさや喜びを味わうことが大切である。

「生徒選択」であり「学校選択」ではない。

■生涯にわたって運動を豊かに実践する

選択した運動種目等での運動実践を深める。

■体力の必要性について理解する

興味、関心、運動習慣等の個人差を踏まえ、体力の向上を図る能力を育てる。

(2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。

■運動についての自己や仲間の課題を発見し
よい動きやつまづきのある動きの事例と自己の動きを比較して課題を発見したり、活動を振り返るなどして課題を発見したりする。
■合理的な解決に向けて思考し判断する
これまで学習した知識や技能を活用して、自己や仲間の課題に応じた運動の取り組み方を工夫する。

生徒が活動を振り返る（内省する）ことができる場面を位置付ける。

(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

■一人一人の違いを大切にしようとする
体力や技能の程度、性別や障がいの有無等にかかわらず、人には違いがあることに配慮し、よりよい環境づくりや活動につなげようとする。

■第1, 2学年
「違いを認めようとする」＝違いに気付く
■第3学年
「違いを大切にしようとする」＝違いに配慮する

〔保健分野〕

1 目標

(1) 個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指して

今までの知識と新しい知識を融合させ、より豊かに思考、判断、表現をすることを目指す。
保健にまつわる原則や概念といった知識を何のために学んでいるのかを考えさせる。
→疾病の予防や生活の質を高めるために学んでいる。

(2) 健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

■個人生活
小学校「身近な生活」
■自他の課題を発見し
小学校「自己の課題を見付け」
■思考し、判断する
科学的に思考し、判断する
現行「科学的に思考し、理解できるようにする」
→健康課題の解決は、(2)が最もふさわしい。

(3) 生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

■生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う
保健の学びに向かう姿、人間性等に関する資質・能力の育成についての目標は、内容における記載はないが、(1)及び(2)の内容の中に含まれている。

2 内容

(1) 体づくり運動

[第1学年及び第2学年]

(1) 次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、体づくり運動の意義と行い方、体の動きを高める方法などを理解し、目的に適した運動を身に付け、組み合わせること。

■知識及び運動
「体づくり運動」は、「技能」ではなく「運動」。

■体づくり運動の意義
自他の心と体に向き合って心と体をほぐし、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、進んで運動に取り組む気持ちを高めたり、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めたりするといった意義がある。

(2) 自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・体ほぐしの運動で、「心と体の関係や心身の状態に気付く」、「仲間と積極的に関わり合う」ことを踏まえてねらいに応じた運動を選ぶこと。
- ・学習した安全上の留意点を、他の学習場面に当てはめ、仲間に伝えること。
- ・体力の程度や性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための運動を見付け、仲間に伝えること。

「選ぶこと」「当てはめ、仲間に伝えること」「見付け、仲間に伝えること」等、例示がどこまでの内容を示しているのかを判断して、指導することが大切である。

(3) 体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする事、一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとする事、話合いに参加しようとする事などや、健康・安全に気を配ること。

■体づくり運動に積極的に取り組む

発達の段階や学習の段階に適した課題を設定したり、運動を選んだり組み合わせたりする学習などに積極的に取り組むことを示している。そのため、人は学習によって、体の動きが高まる可能性があることを理解し、取り組めるようにする。

■そのため

学びに向かう力、人間性等の解説では、「そのため」の後に指導すべきことが示されている。

[第3学年]

(1) 次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解するとともに、健康の保持増進や体力の向上を目指し、目的に適した運動の計画を立て取り組むこと。

■運動を継続する意義

定期的・計画的に運動を続けることは、心や体の健康や体力の保持増進につながることや、さらには豊かなスポーツライフの実現は、地域などのコミュニケーションを広げたり、余暇を充実させたりするなど生活の質を高めることにもつながることを理解できるようにする。

(2) 自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・体づくり運動の学習成果を踏まえて、実生活で継続しやすい運動例や運動の組合せの例を見付けること。

思考力、判断力、表現力等の例示については、第3学年の最後に位置付けている例示を第3学年の出口の姿とし、第1、2学年からの指導を行う。

(3) 体づくり運動に自主的に取り組むとともに、互いに助け合い教え合おうとする事、一人一人の違いに応じた動きなどを大切にしようとする事、話合いに貢献しようとする事などや、健康・安全を確保すること。

(2) 器械運動

[第1学年及び第2学年]

(1) 次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、器械運動の特性や成り立ち、技の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、技をよりよく行うこと。

■名称や行い方

技の名称は、運動の構造と関連して、懸垂・支持・上がり・回転などの運動の基本形態を示す名称と、運動の経過における、方向・姿勢・運動などの課題を示す名称によって成り立っていることを理解できるようにする。例えば、マット運動の「前方倒立回転とび」では、前方(方向課題)・倒立回転(運動の基本形態)・跳び(運動の課題)が示されている。

(2) 技などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。

(3) 器械運動に積極的に取り組むとともに、よい演技を認めようとする事、仲間の学習を援助しようとする事、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとする事などや、健康・安全に気を配ること。

[第3学年]

- (1) 次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、技の名称や行い方、運動観察の方法、体力の高め方などを理解するとともに、自己に適した技で演技すること。
- (2) 技などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 器械運動に自主的に取り組むとともに、よい演技を讃えようとする、互いに助け合い教え合おうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、健康・安全を確保すること。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・器械運動の学習成果を踏まえて、自己に適した「する、みる、支える、知る」などの運動を継続して楽しむための関わり方を見付けること。

思考力、判断力、表現力等の例示については、第3学年の最後に位置付けている例示を第3学年の出口の姿とし、第1、2学年からの指導を行う。

■など

などの例には、自己の責任を果たそうとすることがある。これは、練習や発表会などで、仲間と互いに合意した役割に責任をもって自主的に取り組もうとすることを示している。

■バトンの受け渡しでタイミングを合わせる【付加】

次走者が前走者の走るスピードを考慮してスタートするタイミングを合わせたり、前走者と次走者がバトンの受渡しでタイミングを合わせたりすることである。指導に際しては、走る距離は、短距離走では50～100m程度、リレーでは一人50～100m程度を目安とする。

■ペースを守って走る【付加】

設定した距離をあらかじめ決めたペースで走ること。

(3)陸上運動

[第1学年及び第2学年]

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、陸上競技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な動きや効率のよい動きを身に付けること。
ア 短距離走・リレーでは、滑らかな動きで速く走ることやバトンの受渡しでタイミングを合わせる、長距離走では、ペースを守って走ること、ハードル走では、リズムカルな走りから滑らかにハードルを越すこと。
イ 走り幅跳びでは、スピードに乗った助走から素早く踏み切って跳ぶこと、走り高跳びでは、リズムカルな助走から力強く踏み切って大きな動作で跳ぶこと。

■ハードル走の例示

- ・インターバルを3又は5歩でリズムカルに走ること。

現行：「3～5歩」

4歩も含まれることになるが、高等学校の3歩につなげるために、4歩は含まない。

[第3学年]

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、各種目特有の技能を身に付けること。
ア 短距離走・リレーでは、中間走へのつながりを滑らかにして速く走ることやバトンの受渡しで次走者のスピードを十分高めること、長距離走では、自己に適したペースを維持して走ること、ハードル走では、スピードを維持した走りからハードルを低く越すこと。
イ 走り幅跳びでは、スピードに乗った助走から力強く踏み切って跳ぶこと、走り高跳びでは、リズムカルな助走から力強く踏み切り滑らかな空間動作で跳ぶこと。
- (2) 動きなどの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。

■バトンの受け渡しで次走者のスピードを十分高める【付加】

前走者と次走者がスピードにのった状態でバトンの受渡しをするために、次走者のスピードを十分高めること。

■自己に適したペースを維持して走る

目標タイムを達成するペース配分を自己の技能・体力の程度に合わせて設定し、そのペースに応じたスピードを維持して走ること。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・陸上競技の学習成果を踏まえて、自己に適した「する、みる、支える、知る」などの運動を継続して楽しむための関わり方を見付けること。

思考力、判断力、表現力等の例示については、第3学年の最後に位置付けている例示を第3学年の出口の姿とし、第1、2学年からの指導を行う。

- (3) 陸上競技に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとする事、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする事などや、健康・安全を確保すること。

■自己の責任を果たそうとする

練習や記録会などで、仲間と互いに合意した役割に責任をもって自主的に取り組もうとすることが大切であることを示している。そのため、自己の責任を果たすことは、陸上競技の学習を円滑に進めることにつながることや、社会生活を過ごす上で必要な責任感を身に付けることにつながることを理解し、取り組めるようにする。

(4)水泳

[第1学年及び第2学年]

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。

ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。

イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。

ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。

エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。

- (2) 泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。

- (3) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守るようとする事、分担した役割を果たそうとする事、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとする事などや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

■速く泳ぐ

一定の距離を、大きな推進力を得るための力強い手の動きと、安定した推進力を得るための力強い足の動き、ローリングを利用した呼吸動作で、速度を速めて泳ぐこと。

■長く泳ぐ

余分な力を抜いた、大きな推進力を得るための手の動きと安定した推進力を得るための足の動き、その動きに合わせた呼吸動作で、バランスを保ち泳ぐこと。

■スタート及びターン

各泳法において、スタート及びターンは、続けて長く泳いだり、速く泳いだりする上で、重要な技能の一部であることから、内容の取扱いにおいて、「泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げる」こととしている。これは、スタートについては、安全の確保が重要となることから、「水中からのスタート」を取り上げることとしたものである。

現行に引き続き、徹底を図る。

■水泳の事故防止に関する心得

体の調子を確認してから泳ぐ、プールなど水泳場での注意事項を守って泳ぐ、水深が浅い場所での飛び込みは行わないなどの健康・安全の心得を示している。

□水深が浅い場所での飛び込み

授業では取り扱っていないが、水深が浅い場所で飛び込むことの危険を知識としても教えることが大切。

■健康・安全に気を配る

水温や気温が低いときは水に入る時間に配慮しながら活動するなど体調の変化に気を配ること、用具の取扱い方などの安全に留意すること、自己の体力や技能の程度に見合った運動量で練習をすることが大切であることを示している。

□水に入る時間に配慮しながら

現行：「休憩を入れながら」であるが、休憩を入れることで逆に体温を下げてしまうことがあるため、表記を変えた。

[第3学年]

(1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。

ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。

イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。

ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。

エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。

オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。

(2) 泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。

(3) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

(5) 球技

[第1学年及び第2学年]

(1) 次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な技能や仲間と連携した動きでゲームを展開すること。

ア ゴール型では、ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防をすること。

イ ネット型では、ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防をすること。

■技術の名称や行い方

水泳の各種目で用いられる技術の名称があり、それぞれの技術には、効率的に泳ぐためのポイントがあることを理解できるようにする。例えば、抵抗を減らすために、クロールと背泳ぎには「ローリングをする」ことなどが、平泳ぎには「流線型の姿勢を意識したグライド姿勢をとる」ことなどがあり、それぞれで留意すべき特有の技術的なポイントがあることを理解できるようにする。

■安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする

プル、キック及び呼吸動作のタイミングを合わせた無理のない一定のスピードで、続けて長く泳ぐこと、力強いプルとキックで全力を出して、スピードに乗って泳ぐこと。

■安定したペースで泳ぐ

プル、キック、呼吸のタイミングを合わせて、無理のない一定のスピードで泳ぐこと。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・水泳の学習成果を踏まえて、自己に適した「する、みる、支える、知る」などの運動を継続して楽しむための関わり方を見付けること。

思考力、判断力、表現力等の例示については、第3学年の最後に位置付いている例示を第3学年の出口の姿とし、第1、2学年からの指導を行う。

■水泳の事故防止に関する心得

自己の体力や技能の程度に応じて泳ぐ、長い潜水は意識障害の危険があるため行わない、溺れている人を見つけたときの対処としての救助の仕方と留意点を確認するなどといった健康・安全の心得を示している。

■健康・安全を確保する

水温や気温の低いときは活動の仕方や水に入る時間に配慮して活動する、自己の体調や技能の程度に応じて段階的に練習するなどを通して、健康を維持したり自己や仲間の安全を保持したりすることを示している。そのため、プールや用具に関する取り扱い方、また練習場所に関する安全や体調に留意して運動するなどの留意点などを理解し、取り組めるようにする。

■ボール操作

手や足などを使ってシュートやパスをしたり、ボールをキープしたりすることなど。

シュートは、ドリブルで運び込んだボールや味方から受けたボールを、得点をねらって相手ゴールに放つこと。

パスは、マークされていない味方にボールをつなぐこと。

ウ ベースボール型では、基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と定位置での守備などによって攻防をすること。

■基本的なバット操作

バットを振り抜きボールを打ち返すこと。

現行：タイミングを合わせてバットを振り抜きボールを打ち返すこと。

「タイミングを合わせて」を削除し、易しくしている。

■<例示>

- ・ 投げる腕を後方に引きながら投げ手と反対側の足を踏み出し、体重を移動させながら、大きな動作でねらった方向にボールを投げること。

投能力の低下から、より具体的に例示を示している。

[第3学年]

(1) 次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、作戦に応じた技能で仲間と連携しゲームを展開すること。

ア ゴール型では、安定したボール操作と空間を作りだすなどの動きによってゴール前への侵入などから攻防をすること。

イ ネット型では、役割に応じたボール操作や安定した用具の操作と連携した動きによって空いた場所をめぐる攻防をすること。

ウ ベースボール型では、安定したバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と連携した守備などによって攻防をすること。

■安定したボール操作

ゴールの枠内にコントロールしてシュートを打ったり、味方が操作しやすいパスを送ったり、相手から奪われず次のプレイがしやすいようにボールをキープしたりすること。

■安定したバット操作

身体の軸が安定した一連のスイング動作で、タイミングを合わせてボールを打ち返すバット操作のこと。

■タイミングを合わせて

現行：第1，2学年に表記

■連携した守備

打者の出塁や走者の進塁や相手チームの得点を防ぐために、味方からの送球を受けるための中継プレイに備える動きなどのボールを持たないときの動きのことである。

現行：「ダブルプレイなどの連携に備える動き」は、難易度が高いため、削除された。

(2) 攻防などの自己やチームの課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・ 球技の学習成果を踏まえて、自己に適した「する、みる、支える、知る」などの運動を継続して楽しむための関わり方を見付けること。

思考力、判断力、表現力等の例示については、第3学年の最後に位置付いている例示を第3学年の出口の姿とし、第1，2学年からの指導を行う。

(3) 球技に自主的に取り組むとともに、フェアなプレイを大切にしようとする、作戦などについての話し合いに貢献しようとする、一人一人の違いに応じたプレイなどを大切にしようとする、互いに助け合い教え合おうとすることなどや、健康・安全を確保すること。

■一人一人の違いに応じたプレイなどを大切にしようとする

体力や技能の程度、性別や障がいの有無等に応じて、自己の状況に合った実現可能な課題の設定や挑戦を大切にしようとしたり、練習の仕方やゲームの修正に合意したりしようすることを示している。そのため、様々な違いを超えてスポーツを楽しむことができる配慮をすることで、スポーツのよりよい環境づくりに貢献すること、違いに応じて配慮の仕方があることなどを理解し、取り組めるようにする。

(6) 武道

[第1学年及び第2学年]

- (1) 次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開すること。
- ア 柔道では、相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて、投げたり抑えたりするなどの簡易な攻防をすること。
- イ 剣道では、相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの簡易な攻防をすること。
- ウ 相撲では、相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて、押ししたり寄りたりするなどの簡易な攻防をすること。

■基本となる技

- 柔道：投げ技の基本となる技と固め技の基本となる技のこと。
- 剣道：しかけ技の基本となる技と応じ技の基本となる技のことで、打突の機会を理解しやすく、相手の構えを崩したり、相手の技をかわしたりする動きが比較的容易な技のこと。
- 相撲：攻める側の体勢が比較的安定して、受ける側の体勢を崩す技のこと。

現行：基本となる技や得意技

「得意技」は、難易度が高いため、削除された。

■簡易な攻防をする

- 柔道：生徒の技能の程度や安全を十分に確保するなど配慮した、ごく簡易な試合を自由練習の延長として1分程度行うことができるようにする。
- 剣道：しかけ技や応じ技の基本となる技を用いたごく簡易な試合を自由練習の延長として、1分程度行うことができるようにする。
- 相撲：押し、寄り、前さばきの基本となる技を用いたごく簡易な試合を行うことができるようにする。

現行：1分～2分程度

2分では長いという捉えから、「1分程度」と変更された。

[第3学年]

- (1) 次の運動について、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古の仕方、体力の高め方などを理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて攻防を展開すること。
- ア 柔道では、相手の動きの変化に応じた基本動作や基本となる技、連絡技を用いて、相手を崩して投げたり、抑えたりするなどの攻防をすること。
- イ 剣道では、相手の動きの変化に応じた基本動作や基本となる技を用いて、相手の構えを崩し、しかけたり応じたりするなどの攻防をすること。
- ウ 相撲では、相手の動きの変化に応じた基本動作や基本となる技を用いて、相手を崩し、投げたりいなしたりするなどの攻防をすること。

■基本となる技

- 柔道：投げ技の基本となる技は、取（技をかける人）と受（技を受ける人）の双方が比較的安定して投げたり、受けたりすることのできる技のこと。また、固め技の基本となる技は、取と受の双方が比較的安定して抑えたり、応じたり（逃れたり）することのできる技のこと。
- 剣道：打突の機会を理解しやすく、相手の構えを崩したり、相手の技をかわしたりする動きが比較的容易な技のこと。
- 相撲：押し、寄り、いなしなどの既習技に加えて、投げ技と前さばきがある。

■攻防をする

- 柔道：自由練習や簡単な試合で、相手の動きの変化に応じた基本動作を行いながら、投げ技の基本となる技や連絡技を用いて相手を崩して攻撃をしかけたり、その防御をしたりすること。
- 剣道：自由練習や簡易な試合で、相手の動きの変化に応じた基本動作から、相手の構えを崩し、その隙を捉えてしかけ技や応じ技の基本となる技を用いて攻防を展開すること。
- 相撲：相手の動きの変化に応じた基本動作を行いながら、投げ技や前さばきの基本となる技を用いた自由練習や簡単な試合で攻防を展開すること。

- (2) 攻防などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする事などや、健康・安全を確保すること。

(7) ダンス

[第1学年及び第2学年]

- (1) 次の運動について、感じを込めて踊ったりみんなで踊ったりする楽しさや喜びを味わい、ダンスの特性や由来、表現の仕方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、イメージを捉えた表現や踊りを通じた交流をすること。

ア 創作ダンスでは、多様なテーマから表したいイメージを捉え、動きに変化を付けて即興的に表現したり、変化のあるひとまとまりの表現にしたりして踊ること。

イ フォークダンスでは、日本の民踊や外国の踊りから、それらの踊り方の特徴を捉え、音楽に合わせて特徴的なステップや動きで踊ること。

ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴を捉え、変化のある動きを組み合わせ、リズムに乗って全身で踊ること。

- (2) 表現などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) ダンスに積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする事、交流などの話合いに参加しようとする事、一人一人の違いに応じた表現や役割を認めようとする事などや、健康・安全に気を配ること。

[第3学年]

- (1) 次の運動について、感じを込めて踊ったり、みんなで自由に踊ったりする楽しさや喜びを味わい、ダンスの名称や用語、踊りの特徴と表現の仕方、交流や発表の仕方、運動観察の方法、体力の高め方などを理解するとともに、イメージを深めた表現や踊りを通じた交流や発表をすること。

ア 創作ダンスでは、表したいテーマにふさわしいイメージを捉え、個や群で、緩急強弱のある動きや空間の使い方に変化を付けて即興的に表現したり、簡単な作品にまとめたりして踊ること。

イ フォークダンスでは、日本の民踊や外国の踊りから、それらの踊り方の特徴を捉え、音楽に合わせて特徴的なステップや動きと組み方で踊ること。

ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴を捉え、変化とまとまりを付けて、リズムに乗って全身で踊ること。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・武道の学習成果を踏まえて、自己に適した「する、みる、支える、知る」などの運動を継続して楽しむための関わり方を見付けること。

思考力、判断力、表現力等の例示については、第3学年の最後に位置付けている例示を第3学年の出口の姿とし、第1、2学年からの指導を行う。

ア 創作ダンス

■動きに変化を付けて即興的に表現する

動きを誇張したり、変化を付けたりして、「ひと流れの動き」(表現したいイメージをひと息で踊れるようなまとまり感のある動き)にして表現すること。また、思いつくままに捉えたイメージをすぐに動きにかえて表現することである。

■変化のあるひとまとまりの表現にして踊る

表したいイメージを変化と起伏(盛り上がり)のあるひとまとまりの動き(「はじめ-なか-おわり」の構成を工夫した動き)で表現して踊ること。

イ フォークダンス

「春駒」は、小学校での実践も多いため、小学校の例示に示された。

ウ 現代的なリズムのダンス

■リズムに乗って全身で踊る

現代的なリズムのダンスでは、シンコペーション(拍子の強弱を逆転させる)やアフタービート(後拍を強調した弱起のリズムで、後打ちともいう)のリズムの特徴を生かし、動きやすいビートとテンポを選んで踊るようにする。また、生徒の関心の高い曲目を用いたり、弾んで踊れるようなやや速めの軽快なテンポの曲や曲調の異なるロックやヒップホップのリズムの曲などを組み合わせたりする工夫も考えられる。その際、カウントに縛られすぎたり、単調になったりしないように工夫することが大切である。

■特徴的なステップや動きと組み方

躍動的な動きや手振りの動きを強調する日本の民踊などの特徴的な動き、外国のフォークダンスでのパートナーとのステップや動きと組み方(オープン・ポジションやクローズド・ポジションをはじめとした様々な組み方)のこと。

■例示【付加】

- ・よさこい鳴子踊り
- ・こまづくり唄
- ・大漁唄い込み
- ・ラ・クカラーチャ

- (2) 表現などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) ダンスに自主的に取り組むとともに、互いに助け合い教え合おうとすること、作品や発表などの話し合いに貢献しようとする、一人一人の違いに応じた表現や役割を大切にしようとするなど、健康・安全を確保すること。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・ダンスの学習成果を踏まえて、自己に適した「する、みる、支える、知る」などの運動を継続して楽しむための関わり方を見付けること。

思考力、判断力、表現力等の例示については、第3学年の最後に位置付けている例示を第3学年の出口の姿とし、第1、2学年からの指導を行う。

(8) 体育理論

[第1学年]

- (1) 運動やスポーツの多様性
- ア 運動やスポーツが多様であることについて理解すること。
- (ア) 運動やスポーツの必要性和楽しさ
- (イ) 運動やスポーツへの多様な関わり方
- (ウ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方
- イ 運動やスポーツが多様であることについて、自己の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えること。
- ウ 運動やスポーツが多様であることについての学習に積極的に取り組むこと。

■理解できるようにする

必ず指導する内容

■触れるようにする

触れる程度

各運動領域の学習の前に体育理論の時間を位置付けることがふさわしい。

体育理論の理解を他領域につなげることが大切である。

■世代や機会に応じて、生涯にわたって運動やスポーツを楽しむためには、自己に適した多様な楽しみ方を見付けたり、工夫したりすることが大切であること。【新規】

[第2学年]

- (2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方と安全な行い方
- ア 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について理解すること。
- (ア) 運動やスポーツが身体や社会性の発達に及ぼす効果
- (イ) 運動やスポーツの学び方
- (ウ) 安全な運動やスポーツの行い方
- イ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、自己の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えること。
- ウ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての学習に積極的に取り組むこと。

■運動やスポーツには、特有の技術があり、その学び方には、運動の課題を合理的に解決するための一定の方法があること。

現行：第1学年

[第3学年]

- (1) 文化としてのスポーツの意義
- ア 文化としてのスポーツの意義について理解すること。
- (ア) 現代社会におけるスポーツの文化的意義
- (イ) 国際的なスポーツ大会が果たす文化的な意義や役割
- (ウ) 人々を結びつけるスポーツの文化的な働き
- イ 文化としてのスポーツの意義について、自己の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えること。
- ウ 文化としてのスポーツの意義についての学習に自主的に取り組むこと。

(9) 保健

(1) 健康な生活と疾病の予防

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

[第1学年]

- (ア) 健康の成り立ちと疾病の発生要因
- (イ) 生活習慣と健康

■健康の成り立ちと疾病の発生要因

健康は、主体と環境を良好な状態に保つことにより成り立っていること、また、健康が阻害された状態の一つが疾病であることを理解できるようにする。また、疾病は、主体の要因と環境の要因とが相互に関わりながら発生することを理解できるようにする。

覚えただけではなく、生活の質を高めるためや疾病のリスクを軽減するために、どんな意味をもっているのかを考えさせることが大切である。

■生活習慣と健康

- ㉞ 運動と健康
- ㉟ 食生活と健康
- ㊱ 休養及び睡眠と健康
- ㊲ 調和のとれた生活

小学校も同じように運動の大切さについて学習するが対象は「自己」である。中学校では「自他」となり、様々な年齢層や色々な生活習慣の人を対象に運動と健康を考える。

[第2学年]

- (ウ) 生活習慣病などの予防
- (エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

■生活習慣病などの予防

㉞ 生活習慣病の予防

生活習慣病は、日常の生活習慣が要因となって起こる疾病であり、適切な対策を講ずることにより予防できることを、例えば、心臓病、脳血管疾患、歯周病などを適宜取り上げ理解できるようにする。

㉟ がんの予防 【新規】

がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにする。また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにする。

なお、㉞、㉟の内容と関連させて、健康診断やがん検診などで早期に異常を発見できることなどを取り上げ、疾病の回復についても触れるように配慮するものとする。

■様々なもの

がんの発生要因は、生活習慣だけではないが、中学では生活習慣を中心に学習する。生活習慣以外のがんの発生要因は、「喫煙」「細菌・ウイルス」等がある。

■喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

- ㉞ 喫煙と健康
- ㉟ 飲酒と健康
- ㊱ 薬物乱用と健康

■ドーピングの健康への影響【付加】

体育分野との関連を図る観点から、フェアなプレイに反するドーピングの健康への影響についても触れるようにする。

[第3学年]

(オ) 感染症の予防

(カ) 健康を守る社会の取組

■感染症の予防

⑦ 感染症の予防

病原体の種類によって感染経路が異なることにも触れるものとする。【付加】

感染症にかかった場合は、疾病から回復することはもちろん、周囲に感染を広げないためにも、できるだけ早く適切な治療を受けることが重要であることを理解できるようにするためにも、できるだけ早く適切な治療を受けることが重要であることを理解させる。

⑧ エイズ及び感染症の予防

エイズ及び性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっている【付加】

■感染経路が異なる

飛沫感染、接触感染等に触れる。

■疾病から回復することはもちろん、周囲に感染を広げない

病気にかかったとしてもそれを回復させていくことと、感染を広げない他者への対応が大切である。

■健康を守る社会の取組

心身の状態が不調である場合は、できるだけ早く医療機関で受診することが重要であることを理解できるようにする。【付加】

■ドーピングの健康への影響【付加】

体育分野との関連を図る観点から、フェアなプレイに反するドーピングの健康への影響についても触れるようにする。

イ 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

■思考力、判断力、表現力等の例示

- ・健康な生活と疾病の予防における事柄や情報などについて、保健に関わる原則や概念を基に整理したり、個人生活と関連付けたりして、自他の課題を発見すること。【共通】
- ・健康の成り立ちと疾病の発生要因や、生活行動・生活習慣と健康について、習得した知識を自他の生活に適用したり、課題解決に役立てたりして、健康の保持増進をする方法を見いだすこと。【第1学年】
- ・生活習慣病及びがんの予防や、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、習得した知識を自他の生活と比較したり、活用したりして、疾病等にかかるリスクを軽減し健康の保持増進する方法を選択すること。【第2学年】
- ・感染症の予防や健康を守る社会の取組について、習得した知識を自他の生活に適用したり、応用したりして、疾病等にかかるリスクを軽減し健康を保持増進する方法を選択すること。【第3学年】
- ・健康な生活と疾病の予防について、課題の解決方法とそれを選択した理由などを、他者と話し合ったり、ノートなどに記述したりして、筋道を立てて伝え合うこと。【共通】

[第1学年]

- (2) 心身の機能の発達と心の健康
 ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。
 (ア) 身体機能の発達
 (イ) 生殖に関わる機能の成熟
 (ウ) 精神機能の発達と自己形成
 (エ) 欲求やストレスへの対処と心の健康
 イ 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

■生殖に関わる機能の成熟

身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、個人差はあるものの、性衝動が生じたり、異性への関心などが高まったりすることなどから、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにする。

□個人差はあるものの【付加】

□適切な態度や行動の選択

受精・妊娠を取扱い、性交は取り扱わない。

■欲求やストレスへの対処と心の健康

㊦ 精神と身体の間わり

㊧ 欲求やストレスとその対処

心の健康を保つには、適切な生活習慣を身に付ける【付加】

ストレスの影響は原因そのものの大きさとそれを受け止める人の心や身体の状態によって異なる。

□原因【付加】

現行では、高等学校の内容

個人にとって適度なストレスは、精神発達に必要なものであることを理解できるようにする。その際、過度なストレスは、心身の健康や生命に深刻な影響を与える場合があることに触れるようにする。

□過度なストレス【付加】

精神疾患が日本人の5大疾病になっており、14歳～15歳から患者数が急増している。

ストレスの原因、自分や周囲の状況に応じた対処の仕方を選ぶことが大切であることを理解できるようにする。また、リラクゼーションの方法等を取り上げ、ストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるようにする。

□対処の方法ができるようにする【付加】

がんに比べ、精神疾患は若い時期に罹患することから、早期対応、原因対処によって重症化が防げることを学ばせる。

[第2学年]

- (3) 傷害の防止
 ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。
 (ア) 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
 (イ) 交通事故などによる傷害の防止
 (ウ) 自然災害による傷害の防止
 (エ) 応急手当
 イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。

■交通事故などによる傷害の防止【付加】

その際、自転車事故を起こすことによる加害責任についても触れるようにする。

■応急手当

㊦ 応急手当の意義と実際

心臓停止に陥った人に遭遇したときの応急手当としては、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED（自動体外式除細動器）使用の心肺蘇生法を取り上げ、理解できるようにする。

□AEDについて

現行：触れるようにする。

㊧ 応急手当の実際

胸骨圧迫、AED（自動体外式除細動器）使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする。

[第3学年]

(4) 健康と環境

ア 健康と環境について理解を深めること。

(ア) 身体对环境に対する適応能力・至適範囲

(イ) 飲料水や空気の衛生的管理

(ウ) 生活に伴う廃棄物の衛生的管理

イ 健康と環境に関する情報から課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

■身体对环境に対する適応能力・至適範囲

㉞ 気温の変化に対する適応能力とその限界
山や海での遭難などによる低体温症【付加】
気象情報の適切な利用が有効である【付加】

㉟ 温熱条件や明るさの至適範囲

■飲料水や空気の衛生的管理【付加】

㉞ 飲料水の衛生的管理

㉟ 空気の衛生的管理

必要に応じて、㉞、㉟の内容と関連させて、放射線と健康についても触れるように配慮するものとする。

■生活に伴う廃棄物の衛生的管理【付加】

災害による衛生環境の悪化を取り上げ、公共機関の情報を活用した個人の取組が、自他の健康のための衛生的管理につながることに適宜触れるようにする。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成

・単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自他の課題を発見し、その合理的な解決のための活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。

■主体的・対話的で深い学び

・運動の楽しさや健康の意義等を見出し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。

・運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。

・それらの学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するための深い学びを促すこと。

・障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

■指導内容や指導方法の工夫

保健体育科においては、実技を伴うことから、全ての生徒に対する健康・安全の確保に細心の配慮が必要である。そのため、生徒の障害に起因する困難さに応じて、複数教員による指導や個別指導を行うなどの配慮をすることが大切である。また、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法については、学校や地域の実態に応じて適切に設定することが大切である。

2 内容の取扱い

(1) 指導計画の作成

・体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるように留意すること。

■体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められる。

- ・言語能力を育成する言語活動を重視し、道筋を立てて練習や作戦について話し合う活動や、個人生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、自主的な学習活動の充実を図ること。
- ・第2の内容の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用して、各分野の特質に応じた学習活動を行うよう工夫する。
- ・体育分野におけるスポーツとの多様な関わり方や保健分野の指導については、具体的な体験を伴う学習の工夫を行うように留意すること。
- ・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、学習内容の習熟の程度に応じた指導、個別指導との連携を踏まえた教師間の協力的な指導などを工夫改善し、個に応じた指導の充実を図られるよう留意すること。
- ・体育分野と保健分野で示された内容については、相互の関連を図られるよう留意すること。

(2) 健やかな体 (第1章第1の2の(3))

学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 (第1章第5の1のウ)

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

■言語活動

話し合いのテーマを明確にしたり、学習ノートを活用したりするなどの工夫を図り、体を動かす機会を適切に確保することが大切である。

■情報手段

各分野の特質を踏まえ、情報モラル等にも配慮した上で、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮する。

■スポーツとの多様な関わり方

オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実を図る観点から、パラリンピック競技大会で実施されている種目などの障害者スポーツを体験するなどの工夫も考えられる。

■個に応じた指導の充実

体育分野においては、個に応じた段階的な練習方法の例を示したり、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習などの学習活動を取り入れたりするなどにより、生徒一人一人が学習内容を確実に身に付けることができるよう配慮する。

保健分野においては、生徒の健康状態や発育・発達の状況を踏まえ、保健の指導と保健室等の個別指導との連携・協力を推進し、学習内容を確実に身に付け、一人一人の発達や成長に資するよう留意する。

■相互の関連

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を重視する観点から、健康な生活と運動やスポーツとの関わりを深く理解したり、心と体が密接につながっていることを実感したりできるようにする。

■保健学習

現行：保健指導、安全指導

従前の「保健学習」、「保健指導」ではなく、カリキュラムマネジメントの観点から、誰にでもわかる表現を用いる。

例：「理科指導」…教師の立場

「理科学習」…児童・生徒の立場

□「保健学習」→「体育・保健体育」

□「保健指導」→「保健に関する指導」

教員勤務実態調査の結果を踏まえ、平成29年6月22日に文部科学大臣が中央審議会に教員の働き方改革に向けた総合的な方策の検討について諮問した。

答申が出たところで、内容は変更される。

学校教育活動の一環であることから、生徒の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。

生徒の自主的、自発的な活動であり、勝利至上主義の活動ではない。

■ 技術・家庭 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

【技術分野】

- 技術分野では、社会、環境及び経済といった複数の側面から技術を評価し具体的な活用方法を考え出す力や、目的や条件に応じて設計したり、効率的な情報処理の手順を工夫したりする力の育成について課題がある。また、技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができるよう、技術を評価、選択、管理・運用、改良、応用することが求められる。

【家庭分野】

- 家庭分野では、家族の一員として協力することへの関心が低いこと、家族や地域の人々と関わること、家庭での実践や社会に参画することが十分ではないことなどに課題が見られる。また、家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することが求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 技術・家庭科の見方・考え方

【技術分野】

「技術の見方・考え方」…「生活や社会における事象を、技術との関わり方の視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること。

【家庭分野】

「生活の営みに係る見方・考え方」…家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。

② 教科の目標の改善

- ・改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す資質・能力を3つの柱により明確にした。

(2) 学習指導及び内容の改善

① 内容構成の改善

【技術分野】

- ・現代社会で活用されている多様な技術を「A材料と加工の技術」「B生物育成の技術」「Cエネルギー変換の技術」「D情報の技術」の四つに整理し、全ての生徒に履修させる。

【家庭分野】

- ・従前のA、B、C、Dの四つの内容を「A家族・家庭生活」「B衣食住の生活」「C消費生活・環境」の三つの内容としている。「生活の課題と実践」以外の項目は全ての生徒に履修させる。

② 履修についての改善

【技術分野】

- ・第1学年の最初に扱う内容の「生活や社会を支える技術」の項目は、小学校での学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な内容としても指導する。
- ・第3学年で取り上げる内容の「技術による問題解決」の項目では、他の内容の技術も含めた統合的な問題について取り扱う。

【家庭分野】

- ・「A家族・家庭生活」の(1)については、小学校家庭科の学習を踏まえ、家族・家庭の機能について扱うとともに、ガイダンスとして、第1学年の最初に履修させる。
- ・「生活の課題と実践」に係る「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)、「C消費生活・環境」の(3)については、習得した知識及び技能などを実生活で活用するために、こ

これらの三項目のうち、一以上を選択して履修させ、他の内容と関連を図り扱うこととしている。
(実践的な活動を家庭や地域などで実施。)

③ 社会の変化への対応

【技術分野】

- ・情報の技術に関しては、小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし発展させるという視点から、従前からの計測・制御に加えて、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングについても取り上げる。加えて、情報セキュリティ等についても充実する。
- ・知的財産を創造、保護及び活用していこうとする態度や使用者・生産者の安全に配慮して設計・製作したりするなどの倫理観の育成を重視する。
- ・我が国に根付いているものづくりの文化や伝統的な技術の継承、技術革新及びそれを担う職業・産業への関心、経済的主体等として求められる働くことの意義の理解、他者と協働して粘り強く物事を前に進めようとする事、安全な生活や社会づくりに貢献しようとする事などを重視する。

【家庭分野】

- 家族・家庭生活に関する内容の充実
 - ・「A家族・家庭生活」：幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、高齢者など地域の人々と協働することに関する内容を新設している。
- 食育の推進に関する内容の充実
 - ・「B衣食住の生活」：食生活に関する内容を小学校と同様の食事の役割、栄養と献立、調理で構成するとともに、調理の学習においては、小学校での「ゆでる、いためる」に加え、「煮る、焼く、蒸す等」の調理方法を扱い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしている。
- 日本の生活文化に関する内容の充実
 - ・「B衣食住の生活」：和食、和服など、日本の伝統的な生活についても扱うこととしている。
- 自立した消費者の育成に関する内容の充実
 - ・「C消費生活・環境」：「計画的な金銭管理」、「消費者被害への対応」に関する内容を新設するとともに、他の内容と関連を図り、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容の改善を図っている。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの技術・家庭の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

2 移行措置の解説

- ・平成31年度の第1学年の指導計画については、平成33年度全面実施を見通した計画とする。特に、ガイダンス的内容や技術・家庭科の目標に挙げた「生活の営みに係る見方・考え方」や「技術の見方・考え方」については、平成31年度の第1学年から実施するので、平成30年度中に指導計画を整備する。
- ・新学習指導要領の内容を卒業までに学習できるように3年間を見通した指導計画を作成し指導する。特に、技術分野「技術による問題解決」や家庭分野「生活の課題と実践」については、履修学年、履修時期について留意して指導計画を作成し、確実に指導する。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領 解説 技術・家庭編」の「2 技術・家庭科改訂の趣旨と改訂の要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。 (2) 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなど、課題を解決する力を養う。 (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。</p> <p>第2 各分野の目標及び内容 ← 〔技術分野〕 1 目標 技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p>	<p>【目標の前文】 ■生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせる 資質・能力の育成に当たって、各分野の見方・考え方を働かせることが重要であることを示している。 ■生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して 生活や技術に関する、製作、制作、育成、準備、操作、調理等の実習や、観察・実験、見学、調査・研究などの実践的・体験的な活動を通して資質・能力を育成することが重要であることを示している。 ■よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力 技術・家庭科の最終的な目標が、よりよい生活や持続可能な社会の構築の礎となる生活を工夫し創造する資質・能力の育成であり、この資質・能力は(1)から(3)に示す三つの柱で構成されていることを示している。</p> <p>■三つの柱 今回の改訂に当たって育成すべき資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理している。 (1) 「知識及び技能」に関する目標 (2) 「思考力、判断力、表現力等」に関する目標 (3) 「学びに向かう力、人間性等」に関する目標</p> <p>↓</p> <p>・内容：A・B・C・D（Dは技術分野のみ） ・項目：(1)～ ・指導事項：ア（知識及び技能） イ（思考力、判断力、表現力等）</p> <p>・現行の目標に示されていた「基礎的・基本的な知識及び技術」の「技術」については、「技能」としている。</p> <p>【技術分野の目標の前文】 技術分野では、技術の発達を主体的に支える力や技術革新を牽引する力の素地となる、技術を評価、選択、管理・運用、改良、応用することによって、よりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を育成することをねらいとしている。</p>

- (1) 生活や社会で利用されている材料，加工，生物育成，エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付け，技術と生活や社会，環境との関わりについて理解を深める。
- (2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，製作図等に表現し，試作等を通じて具体化し，実践を評価・改善するなど，課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて，適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

2 内容

A 材料と加工の技術 ←

- (1) 生活や社会を支える材料と加工の技術について調べる活動などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 材料や加工の特性等の原理・法則と，材料の製造・加工方法等の基礎的な技術の仕組みについて理解すること。
 - イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。

- ・最適な解決策を考えることが技術分野ならではの学びであり，鍛えられる見方・考え方である。
- ・現行の「技術を適切に評価し活用する」の「活用」を具体化し，「選択，管理・運用，改良，応用」としている。
- ・技術分野における「ものづくり」を，「社会の問題解決の過程になぞらえ，科学的な知識等を踏まえて設計・計画し，身体的な技能等を用いて製作・制作・育成を行うこと」と定義付けしている。理科の場合は，原理や法則を理解するものづくりである。その違いを理解しておきたい。

■【技術分野における生活を工夫し創造する資質・能力】

(1) 「知識及び技能」に関する目標

技術分野として習得を目指す知識及び技能が，生活や社会で利用されている技術の仕組みと関係する科学的な原理・法則の基礎的な理解，技術を安全・適切に活用する技能，及び生活や社会，環境との関わりを踏まえた技術の概念の理解であることを示している。

(2) 「思考力，判断力，表現力等」に関する目標

技術分野として育成を目指す思考力，判断力，表現力等が，生活や社会の中から技術に関わる問題を見だし，課題を設定して解決策を構想し，製作図や回路図，計画表等に表現して試行錯誤しながら具体化し，実践を評価・改善することのできる力であることを示している。

(3) 「学びに向かう力，人間性等」に関する目標

技術分野として育成を目指す学びに向かう力，人間性等が，安心，安全で便利な生活の実現や持続可能な社会の構築のために，主体的に技術に関わり，技術を工夫し創造しようとする実践的な態度であることを示している。

■内容 A 材料と加工の見方・考え方

社会からの要求，生産から使用・廃棄までの安全性，耐久性，機能性，生産効率，環境への負荷，資源の有限性，経済性などに着目し，材料の組織，成分，特性や，組み合わせる材料の構造，加工の特性にも配慮し，材料の製造方法や，必要な形状・寸法への成形方法等を最適化することなど。

- ・ A (1) アについては，共通に必要なとなる基礎的な仕組みとそれらに関係する科学的な原理・法則等を取り上げることとしており，網羅的に行うわけではない。
- ・ A (1) イの「問題解決の工夫について考えること」とは，技術の見方・考え方に気付かせることである。これをもとにして，(2)の問題を解決する活動を行う。ただ，ものづくりをして楽しいという学習ではない。

(2) 生活や社会における問題を、材料と加工の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 製作に必要な図をかき、安全・適切な製作や検査・点検等ができること。

イ 問題を見いだして課題を設定し、材料の選択や成形の方法等を構想して設計を具体化するとともに、製作の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。

■ A (2) 製作に必要な図

・(2)の製作に必要な図については、主として等角図及び第三角法による図法を扱うこと。

■内容 A 材料と加工の技術の概念

・人間の願いを実現するために、材料の組織、成分、特性や、組み合わせる材料の構造、加工の特性等の自然的な制約や、人々の価値観や嗜好の傾向などの社会的な制約の下で、開発時、利用時、廃棄時及び障害発生時等を想定し、安全性や社会・産業に対する影響、環境に対する負荷、必要となる経済的負担などの折り合いを付け、その効果が最も目的に合致したものとなるよう材料の製造方法や、必要な形状・寸法への成形方法を考案、改善する過程とその成果であること。

(3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。

イ 技術の評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。

・「新たな発想に基づく改良と応用」は、第3学年次に履修する場合に求めているものである。

・各内容の技術の概念については、「～の技術とは、人間の願いを実現するために、～の自然的な制約や、～の社会的な制約の下で、～の折り合いを付け、その効果が最も目的に合致したものとなるよう～を考案、改善する過程とその成果であること」と示されている。

B 生物育成の技術

(1) 生活や社会を支える生物育成の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 育成する生物の成長、生態の特性等の原理・法則と、育成環境の調節方法等の基礎的な技術の仕組みについて理解すること。

イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。

■内容 B 生物育成の技術の見方・考え方

社会からの要求、作物等を育成・消費する際の安全性、生産の仕組み、品質・収量等の効率、環境への負荷、経済性、生命倫理などに着目し、育成する生物の成長、働き、生態の特性にも配慮し、育成環境の調節方法等を最適化することなど。

・「育成環境の調整方法」に品種改良等は想定していない。
 ・(1)については、作物の栽培、動物の飼育及び水産生物の栽培のいずれも扱うこと。
 ・生育させた生物を自然に戻すことで生態系を崩すことがないか十分に配慮する。また、作物の収穫後の植物の処理に配慮する。

(2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。

イ 問題を見いだして課題を設定し、育成環境の調節方法を構想して育成計画を立てるとともに、栽培又は飼育の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。

■内容 B 生物育成の技術の概念

・人間の願いを実現するために、育成する生物の成長、働き、生態の特性等の自然的な制約や、人々の価値観や嗜好の傾向などの社会的な制約の下で、開発時、利用時、廃棄時及び障害発生時等を想定し、安全性や社会・産業に対する影響、環境に対する負荷、必要となる経済的負担などの折り合いを付け、その効果が最も目的に合致したものとなるよう育成環境の調節方法を考案、改善する過程とその成果であること。

(3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技

術の概念を理解すること。

イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。

C エネルギー変換の技術 ←

(1) 生活や社会を支えるエネルギー変換の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 電気、運動、熱の特性等の原理・法則と、エネルギーの変換や伝達等に関わる基礎的な技術の仕組み及び保守点検の必要性について理解すること。

イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。

(2) 生活や社会における問題を、エネルギー変換の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 安全・適切な製作、実装、点検及び調整等ができること。

イ 問題を見いだして課題を設定し、電気回路又は力学的な機構等を構想して設計を具体化するとともに、製作の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。

(3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。

イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。

■内容C エネルギー変換の技術の見方・考え方

社会からの要求、生産から使用・廃棄までの安全性、出力、変換の効率、環境への負荷や省エネルギー、経済性などに着目し、電気、運動、物質の流れ、熱の特性にも配慮し、エネルギーを変換、伝達する方法等を最適化することなど。

・電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する製品やシステムの安全な使用についても扱う。ここでいうシステムとは、家庭用の太陽光システムや給湯システムなどが考えられる。

■C(1)ア 基礎的な技術の仕組み

・エネルギー変換全般、電気関係、機械関係の基礎的な技術の仕組みに加えそれを支える共通部品や製品規格等の役割について理解することができるようにする。共通部品は、ねじやばねなどである。

■C(1)ア 保守点検の必要性

・安全で正しい使用方法を守ることや、保守点検が必要であることについても理解することができるようにする。
・実際に使用する電気機器や機械製品の保守点検は、製造者の認める範囲で行わせることとし、安全に十分配慮する。

・トランジスタ等の半導体素子、コンデンサ等の部品、各種センサ等のモジュールを扱う際は、動作原理についての深入りは避ける。一部ブラックボックス化しても良い。また、各種センサもスイッチに含まれるものとする。

■内容C エネルギー変換の技術の概念

・人間の願いを実現するために、電気、運動、物質の流れ、熱の特性等の自然的な制約や、人々の価値観や嗜好の傾向などの社会的な制約の下で、開発時、利用時、廃棄時及び障害発生時等を想定し、安全性や社会・産業に対する影響、環境に対する負荷、必要となる経済的負担などの折り合いを付け、その効果が最も目的に合致したものとなるようエネルギーを変換、伝達する方法等を考案、改善する過程とその成果であること。

・技術を評価する際、一面的な価値観の押しつけにならないようにする。例) 原子力発電の是非。

D 情報の技術

(1) 生活や社会を支える情報の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。

イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。

(2) 生活や社会における問題を、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 情報通信ネットワークの構成と、情報を利用するための基本的な仕組みを理解し、安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等ができること。

イ 問題を見いだして課題を設定し、使用するメディアを複合する方法とその効果的な利用方法を構想して情報処理の手順を具体化するとともに、制作の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。

(3) 生活や社会における問題を、計測・制御のプログラミングによって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 計測・制御システムの仕組みを理解し、安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等ができること。

イ 問題を見いだして課題を設定し、入出力されるデータの流れを元に計測・制御システムを構想して情報処理の手順を具体化するとともに、制作の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。

(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技

■内容D 情報の技術の見方・考え方

社会からの要求、使用時の安全性、システム、経済性、情報の倫理やセキュリティ等に着目し、情報の表現、記録、計算、通信などの特性にも配慮し、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化による処理の方法等を最適化することなど。

■D(1)ア 情報モラルの必要性

・情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険の回避、人権侵害の防止など、情報に関する技術を利用場面に応じて適正に活用する能力と態度を身に付ける必要性。

■D(2) コンテンツ

・ここでいうコンテンツとは、デジタル化された文字、音声、静止画、動画などを、人間にとって意味のある情報として表現した内容を意味している。

・デバックは、プログラムを修正することで、デバックと修正を区別しているものではない。

■D(2) ネットワークを利用した双方向性

・使用者の働きかけ（入力）によって、応答（出力）する機能であり、その一部の処理の過程にコンピュータ間の情報通信が含まれることを意味している。利用するネットワークは、インターネットに限らず、例えば、校内LAN、あるいは特定の場所だけで通信できるネットワーク環境も考えられる。

■D(2)イ メディア

・ここでのメディアは、記憶媒体としてのメディアではなく、文字、音声、静止画、動画など、表現手段としてのメディアを指している。

・現在の社会の状況から、知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度の育成を重視している。

・プログラミングは、テキスト形式のものでなければならないという規定はない。

・制作活動では、アクチュエータなどの微細な動作設定が中心になってしまわないように配慮する。

術の概念を理解すること。

イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の「A材料と加工の技術」については、次のとおり取り扱うものとする。

(略)

イ(2)の製作に必要な図については、主として等角図及び第三角法による図法を扱うこと。

(2) 内容の「B生物育成の技術」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア(1)については、作物の栽培、動物の飼育及び水産生物の栽培のいずれも扱うこと。

イ (略)

(3) 内容の「Cエネルギー変換の技術」の(1)については、電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する製品やシステムの安全な使用についても扱うものとする。

(4) 内容の「D情報の技術」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア(1)については、(略)社会におけるサイバーセキュリティが重要であることについても扱うこと。

イ(略)

(5) 各内容における(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア イ (略)

ウ 第1学年の最初に扱う内容では、3年間の技術分野の学習の見通しを立てさせるために、内容の「A材料と加工の技術」から「D情報の技術」までに示す技術について触れること。

(6) 各内容における(2)及び内容の「D情報の技術」の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア(略)

イ 知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度、技術に関わる倫理観、並びに他者と協働して粘り強く物事を前に進める態度を養うことを目指すこと。

ウ 第3学年で取り上げる内容では、これまでの学習を踏まえた統合的な問題について扱うこと。

エ (略)

(7) (略)

■内容D 情報の技術の概念

・人間の願いを実現するために、情報についての科学的な原理・法則等の自然的な制約や、人々の価値観や嗜好の傾向などの社会的な制約の下で、開発時、利用時、廃棄時及び障害発生時等を想定し、安全性や社会・産業に対する影響、環境に対する負荷、必要となる経済的負担などの折り合いを付け、その効果が最も目的に合致したものとなるよう情報のデジタル化や処理の自動化、システム化による処理の方法等を考案、改善する過程とその成果であること。

・キャビネット図法を取り上げても良いが、必ず、等角図及び第三角法による図法を取り上げる。

■小学校、他教科との連携

・共通する基礎的な技術の仕組みを理解させるように配慮する。また、小・中学校理科における関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。

■安全な使用

・電気機器などの定格表示や安全に関する表示の意味及び許容電流の遵守等、適切な使用方法について理解させるとともに、屋内配線についても取り上げ、漏電、感電、過熱及び短絡による事故を防止できるよう指導する。

■サイバーセキュリティの重要性

・情報そのものを保護する情報セキュリティに加えて、コンピュータやネットワークの中につくられた仮想的な空間（サイバー空間など）の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性についても指導する。

・第1学年の最初に扱う内容については、現行A(1)のガイダンスに代わるものであり、「触れること」としているため、何かをつくるわけではない。

・統合的な問題は、内容A～Dの複数の技術を統合して行うもの。なお、Dの「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」と「計測・制御のプログラミング」の統合は、これに当てはまらない。

第2 各分野の目標及び内容

〔家庭分野〕

1 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食

住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
- (3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

2 内容

A 家族・家庭生活 ←

次の(1)から(4)までの項目について、課題をもって、家族や地域の人々と協力・協働し、よりよい家庭生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

【家庭分野の目標の前文】

■生活の営みによる見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承、持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。

■衣食住などに関する実践的・体験的な活動

理論のみの学習に終わることなく、調理、製作などの実習や、観察・実験、見学、調査・研究などの実践的・体験的な活動を通して学習することにより、習得した知識と技能を生徒自らの生活に生かすことを重視することを意味している。

■生活を工夫し創造する資質・能力

生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立に必要なものについて示したものである。

■【家庭分野における生活を工夫し創造する資質・能力】

(1) 「知識及び技能」に関する目標

・家族・家庭、衣食住、消費や環境などに関する内容を取り上げ、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けることを示している。

(2) 「思考力、判断力、表現力等」に関する目標

・習得した「知識及び技能」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

(3) 「学びに向かう力、人間性等」に関する目標

・(1)及び(2)で身に付けた資質・能力を活用し、自分と家族、家庭生活と地域との関わりを見つめ直し、家族や地域の人々と協働して生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養うことを明確にしたものである。

■【新設】内容A 家庭や地域の人々について

・小・中・高等学校の内容の系統性を図り、少子高齢社会の進展に対応して、幼児と触れ合う活動などを一層充実するとともに、高齢者など地域の人々と協働することについての内容を新設した。

・各内容A～Cの冒頭には、その内容で重点を置く「見方・考え方」を位置付けている。

【例】内容A:『家族や地域の人々と協力・協働』

・指導事項として「知識及び技能」であるア及び「思考力・判断力・表現力等」であるイで構成されている。

・各内容のどの項目も「指導事項イ」を目指していくために、「指導事項ア」の確実な習得が必要である。

(1) 自分の成長と家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家族・家庭の基本的な機能について理解するとともに、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があることに気付くこと。

■A(1)ア ガイダンスの取扱い

<実施時期>

・中学校における学習の見通しを立てさせるために、第1学年の最初に履修させる。

<留意事項>

・家族・家庭の基本的な機能がAからCまでの各内容に関わっていることや、家族・家庭や地域における様々な問題について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承、持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにする。

(2) 幼児の生活と家族

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割について理解すること。

(イ) 幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解すること。

イ 幼児とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。

■A(1)ア 家族・家庭の基本的な機能

・心の安らぎを得るなどの精神的な機能、子供を育てる機能、衣食住などの生活を営む機能、収入を得るなどの経済的機能、生活文化を継承する機能などを理解できるようにする。

■A(2)ア(ア) 幼児の発達の特徴

・身体の発育や運動機能、言語、認知、情緒、社会性などの発達の概要について理解できるようにする。
(略)

・例えば、幼稚園や保育所、認定こども園などでの幼児の観察を通して、幼児の発達と生活の特徴について話し合う活動などが考えられる。

(3) 家族・家庭や地域との関わり

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 家族の互いの立場や役割が分かり、協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること。

(イ) 家庭生活は地域との相互の関わりで成り立っていることが分かり、高齢者など地域の人々と協働する必要があることや介護など高齢者との関わり方について理解すること。

イ 家族関係をよりよくする方法及び高齢者など地域の人々と関わり、協働する方法について考え、工夫すること。

・内容Aの主な「見方・考え方」である「協力・協働」していく上で、介護を含む高齢者を理解していくことが大切である。また、すぐに介護が必要な人を対象としているわけではない。また、指導事項イにおける「高齢者」は必ずしも介護が必要な高齢者というわけではない。

■A(3)ア(イ) 介護など高齢者との関わり方

・介護については、家庭や地域で高齢者と関わり協働するために必要な学習内容として、立ち上がりや歩行などの介助の方法について扱い、理解できるようにする。

(4) 家族・家庭生活についての課題と実践

ア 家族、幼児の生活又は地域の生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けてよりよい生活を考え、計画を立てて実践できること。

■A(4) 生活の課題と実践

・「生活の課題と実践」を、各内容に、Aの(4)、Bの(7)、Cの(3)として位置付け、生徒の興味・関心や学校、地域の実態に応じて、3項目のうち、1以上を選択し、他の内容と関連を図り履修させることとしている。また、家庭や地域などで、実践的な活動を行うことができるように配慮することとしている。

B 衣食住の生活

次の(1)から(7)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次

・内容Aでの生活についての課題と実践（留意点）
A(2)とB(3)との関連を図り、幼児のための間食を作ることを課題として設定するならば、B(3)は学んでいなければいけない。

の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 生活の中で食事が果たす役割について理解すること。

(イ) 中学生に必要な栄養の特徴が分かり、健康によい食習慣について理解すること。

イ 健康によい食習慣について考え、工夫すること。

(2) 中学生に必要な栄養を満たす食事

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 栄養素の種類と働きが分かり、食品の栄養的特質について理解すること。

(イ) 中学生の1日に必要な食品の種類と概量が分かり、1日分の献立作成の方法について理解すること。

イ 中学生の1日分の献立について考え、工夫すること。

(3) 日常食の調理と地域の食文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 日常生活と関連付け、用途に応じた食品の選択について理解し、適切にできること。

(イ) 食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理について理解し、適切にできること。

(ウ) 材料に適した加熱調理の仕方について理解し、基礎的な日常食の調理が適切にできること。

(エ) 地域の食文化について理解し、地域の食材を用いた和食の調理が適切にできること。

イ 日常の1食分の調理について、食品の選択や調理の仕方、調理計画を考え、工夫すること。

(4) 衣服の選択と手入れ

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 衣服と社会生活との関わりが分かり、目的に応じた着用、個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。

(イ) 衣服の計画的な活用の必要性、衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて理解し、適切にできること。

イ 衣服の選択、材料や状態に応じた日常着の手

・「見方・考え方」で生活の営みを整理したとき「健康・快適・安全」でまとめることが衣食住はできるために、現行の「4」から「3」へ変更をした。

・解説において、指導事項イは、「課題」「解決方法」「実践の評価・改善」について、事例をもとに記述をされている。しかし、内容B(1)イは、解説に「実践の評価・改善」までは学習内容として記載されていない。

■B(2)ア(イ) 1日分の献立

・主食、主菜、副菜などの料理の組合せで考え、さらに、食品群別摂取量の目安に示されている食品の種類と概量を踏まえて、料理に使われる食品の組合せを工夫し、栄養のバランスがよい献立に修正するという手順を理解できるようにする。

■内容B(3) 日常食の調理と地域の食文化

■食の安全

・食品添加物や残留農薬、放射性物質などについては、基準値を設けて、食品の安全を確保する仕組みがあることについても触れるようにする。

■加熱調理の仕方(蒸す【新設】)

・小学校で学習したゆでる、いためる調理に加え、煮る、焼く、蒸す等を次の点に重点を置いて扱う。

■地域の食文化

・だしと地域又は季節の食材を使った汁物又は煮物、日常の食事として食べられている和食を取り上げる。

・汁物又は煮物は必ず扱う。地域によっては和え物等もあるかもしれないが、汁物又は煮物が扱ってあれば、加えて和え物を扱うことは可能である。また、地域の特産物でなくとも、地域でとれたものを扱うことも想定している。

・肉料理、魚料理それぞれで指導事項アを扱い、それぞれで指導事項イの学習をすることも考えられる。
・調理実習では、調理計画を立て、グループで役割を分担し実践することもあるが、実生活を想定した時のためにも、1人で1食分を調理する想定で考える場を検討することも考えていきたい。

■内容B(4) 資源や環境への配慮

・資源や環境に配慮する視点から、衣服等の再利用の方法についても触れることとしている。また、(4)の衣服の計画的な活用においても、衣服の選択や購入、手入れを取り上げ、購入から廃棄までを見通し、資源や環境に配慮することの大切さに気付かせる。

<p>入れの仕方を考え、工夫すること。</p> <p>(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作</p> <p>ア 製作する物に適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできること。</p> <p>イ 資源や環境に配慮し、生活を豊かにするために布を用いた物の製作計画を考え、製作を工夫すること。</p>	<p>・「資源や環境に配慮し」とあるが、必ず再利用の布を使うということではない。例えば、布を無駄なく使う、ボタンは前の物を使うといった方法でもよい。また、指導事項イの「製作計画、製作の工夫」において現行では「補修の記述」があり、縛りがかかっていたが、新学習指導要領ではその記述はない。ただし、補修そのものの取扱いは、B(4)ア(イ)に位置付けている。</p>
<p>(6) 住居の機能と安全な住まい方</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 家族の生活と住空間との関わりが分かり、住居の基本的な機能について理解すること。</p> <p>(イ) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。</p> <p>イ 家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。</p>	<p>■B(6)ア 安全な住まい方</p> <p>・幼児や高齢者の家庭内の事故を防ぎ、自然災害に備えるための住空間の整え方を重点的に扱い、安全な住まい方の学習の充実を図ることとした。これは、少子高齢社会の進展や自然災害への対策が一層求められていることなどに対応したものである。</p> <p>■B(6)ア 住居の基本的な機能</p> <p>・「住居の基本的な機能」の一部や、「室内の空気調節」については、小学校でも扱うこととし、「音と生活とのかかわり」については、小学校で扱うこととしている。</p>
<p>(7) 衣食住の生活についての課題と実践</p> <p>ア 食生活、衣生活、住生活の中から問題を見だして課題を設定し、その解決に向けてよりよい生活を考え、計画を立てて実践できること。</p>	<p>・この内容Bで「幼児や高齢者の家庭内事故」を扱う際、内容Aの学習内容となっている「幼児や高齢者の身体的特徴」を学んだ上で取り扱うと理解が深まる。</p>
<p>C 消費生活・環境</p> <p>次の(1)から(3)までの項目について、課題をもって、持続可能な社会の構築に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1) 金銭の管理と購入</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</p> <p>(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p> <p>イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。</p>	<p>■C(1) 金銭の管理【新設】</p> <p>・収支のバランスを図るために、生活に必要な物資・サービスについての金銭の流れを把握し、優先順位を考え、多様な支払い方法に応じた計画的な金銭管理が必要であることを理解できるようにする。</p>
<p>(2) 消費者の権利と責任</p> <p>ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p>	<p>・小学校では、「現金による店舗販売」を、中学校では「ネットによる無店舗販売」及び「クレジットカードによる三者間契約」を中心に取り上げる。三者間契約は、現行では高等学校での学習内容である。</p> <p>■C(1)ア(イ) 売買契約の仕組み</p> <p>・契約が法律に則った決まりであり、売買契約が成立するためには売主及び買主の合意が必要であることや、既に成立している契約には法律上の責任が伴うため、消費者の一方的な都合で取り消すことができないことを理解できるようにする。</p>

と。

(3) 消費生活・環境についての課題と実践

ア 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。

■C(3) 消費生活・環境についての課題と実践【新設】

・設定した課題に関わり、これまでの学習で身に付けた知識及び技能などを活用して、計画を立てて家庭や地域などで実践できるようにする。

3 内容の取扱い

(1) 各内容については、生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な活動を充実すること。

(2) 内容の「A家族・家庭生活」については、次のとおり取り扱うものとする。

アイウエ(略)

(3) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。

イ ウ (略)

エ (略)ウについては、煮る、焼く、蒸す等を扱うこと。また、魚、肉、野菜を中心として扱い、基礎的な題材を取り上げること。(エ)については、だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること。(略)

オ (略)食育の充実に資するよう配慮すること。

カ (略)

キ (5)のアについては、衣服等の再利用の方法についても触れること。

ク (略)

(4) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア イ (略)

・科学的な理解を深めるために「なぜそうするのか」を考えさせることが重要である。例えば、豚汁を作るときに、だいこんは5mm、にんじんは3mmでいちよう切りをする。なぜ、このように厚さを変えて切る必要があるのかを、実験、実習などを通して理解させていく。

・校種による重点の違い

- ・「(小) 協力」→「(中) 協力・協働」
- ・「(小) 生活文化の大切さ (中) 継承 (高) 継承・創造」

・内容による重点の違い

- ・内容A「協力・協働」
- ・内容B「健康・快適・安全」及び「生活文化の継承」
- ・内容C「持続可能な社会の構築」

■食文化の継承【新設】

・グローバル化に対応して、和食の調理など日本の生活文化の継承に関わる内容を扱うこととしている。

■衣服等の再利用【新設】

・再利用の方法については、地域の高齢者や専門家などから教えてもらう活動なども考えられる。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 技術分野及び家庭分野の授業時数については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履

■主体的・対話的で深い学びの実現

・主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりを創り出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。

修させること。その際、各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。

家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)及び「C消費生活・環境」の(3)については、これら三項目のうち、一以上を選択し履修させること。その際、他の内容と関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮すること。

(3) (4) 略

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 指導に当たっては、衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。

(2) 指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。

(3) (略)

(4) (略)少人数指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。

(5) (略)

3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。その際、技術分野においては、正しい機器の操作や作業環境の整備等について指導するとともに、適切な服装や防護眼鏡・防塵マスクの着用、作業後の手洗いの実施等による安全の確保に努めることとする。

家庭分野においては、幼児や高齢者に関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意するものとする。また、調理実習については、食物アレルギーにも配慮するものとする。

■技術分野の対話的な学び

・技術分野では、例えば、直接、他者との協働を伴わなくとも、既製品の分解等の活動を通してその技術の開発者が設計に込めた意図を読み取るといったことなども、対話的な学びとなる。

・当該学年に置いて、技術分野のみ、家庭分野のみの履修は行わない。

・「指導事項イ」は、指導事項アでの学習を生かして考え、工夫することができるようにする。実施場所は、原則「学校」である。「生活の課題と実践」は、指導事項ア及びイも生かして、課題を解決する力と生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。実施場所は、原則「家庭・地域など」で実施する。

・言語活動の充実には、製作図やアクティビティ図を用いて書く活動や既製品の分解等の活動を通してその技術の開発者が設計に込めた意図を読み取る活動も含まれる。

・各内容の(1)(3)、Dの(4)において最先端の技術を調べたり、既製品の分解等ができなかったりする場合に行うことが考えられる。

・製作・制作・育成場面で使用する工具・機器や材料等については、安全や健康に十分に配慮して選択する。特に、防護眼鏡を着用させ、怪我や火傷、感電等の事故の防止に努めること。火傷は、はんだづけを想定している。

■食物アレルギー

・食物アレルギーについては、児童の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め、発症の原因となりやすい食物の管理や、発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等をもとに事前確認を行うとともに、保護者や関係機関等との情報共有を確実に、事故の防止に努めるようにする。

■ 外国語 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 各学校段階の学びを接続させるため、国際的な基準を参考に、小・中・高等学校で一貫した、聞くこと、読むこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表]、書くことの五つの領域別の目標を設定。
- 互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視し、授業を外国語で行うことを基本とするとともに、具体的な課題等を設定するなどして、学習した語彙・表現などを目的・場面・状況に応じて実際に活用する活動を充実させ、言語活動の実質化を図る。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

【外国語の見方・考え方】

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。

- ・授業においては、英語担当教員の英語使用や生徒の英語による言語活動の割合が改善されてきている一方で、以下の課題が依然としてみられる。
 - ① 文法・語彙等の知識がどれだけ身に付いたかという点に重点が置かれている
 - ② 「やりとり」や「即興性」を意識した言語活動が十分ではない
 - ③ 読んだことについて意見を述べ合うなど、複数の領域を統合した言語活動が不十分
- ・これらの課題を踏まえ、外国語教育において育成を目指す資質・能力を明確にした上で、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から、国際的な基準であるCEFRなどを参考に、小・中・高等学校で一貫した、聞くこと、読むこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表]、書くことの五つの領域別に英語の目標を設定した。
- ・「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力等」を一体的に育成する。これは、「活用を通して習得を図る」という考え方に立脚している。また、その過程を通して「学びに向かう力、人間性等」を育成する。

(2) 内容構成の改善

- ・「(1) 英語の特徴やきまりに関する事項」を知識及び技能として、「(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」を思考力、判断力、表現力等として、言語活動や言語の使用場面、言語の働きの例を「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」として整理した。
- ・その上で、知識及び技能に示す事項を活用し、言語活動を通して、思考力、判断力、表現力等を指導することとした。

(3) 学習内容の改善

- ・対話的な言語活動を重視する観点から、「話すこと [やり取り]」の領域を設定するとともに、語彙、文法などの言語材料と言語活動とを効果的に関連付けて、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにすることとした。
- ・取り扱う語彙数について、現行の1200程度の語から、五つの領域別の目標を達成するための言語

- 活動に必要となる，小学校で学習した 600～700 語に 1600～1800 程度の新語を加えた語とした
- ・中学校で取り扱う語には小学校で学習した 600～700 語を含むことを明記。このことにより，小学校で学習した語を中学校において繰り返し使用させることの必要性が示された。
 - ・文，文構造及び文法事項について，表現をより適切でより豊かにするなどの目的で，「感嘆文のうち基本的なもの」や「現在完了進行形」など数項目を追加した。

(4) 学習指導の改善・充実

- ・小・中学校の学びを接続するため，指導計画の作成に当たっては，語彙，表現などを繰り返し活用することによって，生徒が自分の考えなどを表現できるまで発信力を高めることなどを明記した。
- ・言語材料については，発達の段階に応じて，生徒が受容するものと発信するものがあることに留意して指導することを明記した。
- ・授業は英語で行うことを基本とすることを新たに規定した。
- ・教科書の改善に向けて，教材の中で五つの領域別の目標と言語材料や言語活動との関係を單元ごとに示すよう明記した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの外国語の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第 2 章第 9 節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 9 節の規定によることができる。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・平成 31，32 年度の 1，2 年生について，授業時数は追加せず，小学校・高等学校との接続の観点から，知識及び技能について新たに追加した内容と，それを活用して行う言語活動を計画的に指導する。

(2) 学習指導上の留意事項

- ・「新たに追加した内容と，それを活用して行う言語活動」の具体は，今後示される予定。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 外国語科改訂の趣旨と要点</p> <p>1 外国語科改訂の趣旨 （「I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項」参照）</p> <p>2 改訂の要点 （「I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項」参照）</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>1 教科の目標</p> <p>第1 目標</p> <p>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p>	<p>■中学校外国語における「コミュニケーション」 「外国語で、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりすること」である。</p> <p>■「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは 外国語によるコミュニケーションの中で、 ①どのような視点で物事を捉えるか ②どのような考え方で思考していくのか ①は、「外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉える」ことに、 ②は、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築する」ことに対応する。</p> <p>■①、②についての具体（補足）※小学校外国語における補足 例えば①を、「外国語やその背景にある文化の理解の仕方」と、②を「表現するまでに、頭の中で思考している思考の仕方」と捉え直してみる。例えば①は、be good at～は「～が得意である」というように、英語に対して日本語を当てはめて理解させる方法ではなく、目的や場面、状況等の中で、その表現を使うのに最適であると児童が考えて使用できるようにすることを指している。 また、②は、「『自己紹介』をするから名前、年、好きなことの3文で言ってみよう」と指導するような方法ではなく、「『自己紹介』をするには、どんな内容を相手に伝えればよい？」と、児童に尋ねながら内容や表現を構築させていくような指導のことである。</p> <p>■「見方・考え方」と「主体的・対話的で深い学び」との関わり 外国語によるコミュニケーションの一連の過程を通して、このような「見方・考え方」を働かせながら、自分の思いや考えを表現することなどを通じて、生徒の発達段階に応じて「見方・考え方」を豊かにすることが重要である。この「見方・考え方」を確かめ豊かなものとする中で、学ぶことの意味と自分の生活、人生や社会、世界の在り方を主体的に結び付ける学びが実現され、学校で学ぶ内容が、生きて働く力として育まれることになる。さらに、こうした学びの過程が外国語教育の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる。その鍵となるものが、教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。</p>

(1) 外国語の音声や文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどを理解するとともに，これらの知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

■「知識及び技能」とは，

「何を理解しているか（＝知識），何ができるか（＝技能）」

「知識」…「外国語の音声や文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどを理解する」

基礎的・基本的な知識を確実に習得しながら，既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより，学習内容の深い理解と，個別の知識の定着を図るとともに，社会における様々な場面で活用できる概念としていくこと。

「技能」…「上記の知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる」

一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず，獲得した個別の技能が自分の経験やほかの技能と関連付けられ，変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・熟達していくこと。

＝生きて働く「知識及び技能」の習得が重要。

■生きて働く「知識及び技能」の習得とは，社会における様々な場面で活用できる概念としていくこと（補足）

ただ知っているだけではなく，場面の中で生かせるかどうか重要である。例えば，文法事項「be と～ing 形を並べると進行形になる」というのは単なる知識にすぎない。それに対して，目の前で何かが起きていることを誰かに伝える時に，「be+～ing 形」を使って表現すると，今起こっていることが伝えられる。電話で友人に Mr. Suzuki is playing soccer now. と伝えることは，スピーキングの技能を使って，「be+～ing 形」という知識を生かして，コミュニケーションの中で活用できていることになる。それが場面の中で使える知識ということ。現行の指導要領と同じ考え方。

(2) コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，日常的な話題や社会的な話題について，外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり，これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。

■「思考力，判断力，表現力等」とは，

「理解していること・できることをどう使うか」

■「思考力，判断力，表現力等」の育成のためには，外国語を実際に使用することが不可欠である。

■未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成（補足）

コミュニケーションするときは，未知の状況の連続である。未知の状況を授業の中で多く作らないと，コミュニケーションにならない。それらに英語でどう対応するかということを言語活動として行うことが，思考力・判断力・表現力等の育成においては，一番の基となる。

(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

■ どのような学習過程を経て「思考力、判断力、表現力等」を高めていくことが大切か

①設定されたコミュニケーションの目的や場面、状況等を理解する、②目的に応じて情報や意見などを発信するまでの方向性を決定し、コミュニケーションの見通しを立てる、③目的達成のため、具体的なコミュニケーションを行う、④言語面・内容面で自ら学習のまとめと振り返りを行う、といった流れの中で、学んだことの意味付けを行ったり、既得の知識や経験と、新たに得られた知識を言語活動で活用したりすることで、「思考力、判断力、表現力等」を高めていく。

■ 「聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら」について

五つの領域にわたってコミュニケーションを図る資質・能力をバランスよく育成することや、領域統合型の言語活動を重視していることなどからである（小学校の外国語科では「他者に配慮」）。

■ 「積極的に」から「主体的に」へ

改訂前「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」

改訂後「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」

改訂の理由として、これまでに「積極的に」を「元気いっぱい」、何度も挙手をしてなどとやや偏った見方で児童を称賛してきたという経緯がある。おとなしい児童にも「主体的な」児童はいる。（小学校外国語補足より）授業の中だけの積極的な態度のみならず、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとする態度を養うことを目標としている。学校教育法の「主体的に学習に取り組む態度」との整合を図るためでもある。

■ 「学びに向かう力、人間性等」とは、

「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

■ 「学びに向かう力、人間性等」は、

「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を一体的に育成する過程を通して育成する必要がある。

■ 第1の(1) = 知識及び技能

(2) = 思考力、判断力、表現力等

(3) = 学びに向かう力、人間性等

第2 各言語の目標及び内容等

英語

1 目標

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、読むこと、話すこと[やり取り]、話すこと[発表]、書くことの五つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。

(1) 聞くこと

ア はっきりと話されれば、日常的な話題について、必要な情報を聞き取ることができるようにする。

イ はっきりと話されれば、日常的な話題について、話の概要を捉えることができるようにする。

ウ はっきりと話されれば、社会的な話題について、短い説明の要点を捉えることができるようにする。

(2) 読むこと

ア 日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれたものから必要な情報を読み取ることができるようにする。

イ 簡単な語句や文で書かれた短い文章の概要を捉えることができるようにする。

ウ 社会的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の要点を捉えることができるようにする。

■聞くこと ア

- ・「必要な情報を聞き取る」
自分の置かれた状況などから判断して必要な情報を把握すること

■聞くこと イ

- ・「概要を捉える」
一つの話題に沿って話されるものなど、内容に一貫性のある英語を最後まで聞き、特定の部分にとらわれず、話全体のあらましを捉えること

■聞くこと ウ

- ・「社会的な話題」
中学校では社会的な話題まで扱うことに留意する。
- ・「要点を捉える」
話し手が伝えようとする最も重要なことは何であるかを判断して捉えること

■読むこと ア

- ・「必要な情報を読み取る」
目的に応じて、また自分の置かれた状況などから判断して必要な情報を把握すること

■読むこと イ

- ・「概要を捉える」
まとまりのある文章を最後まで読み、特定の部分にのみとられず、登場人物の行動や心情の変化、全体のあらすじなど、書き手が述べていることの大まかな内容を捉えること

■読むこと ウ

- ・「社会的な話題」
中学校では社会的な話題まで扱うことに留意
- ・「要点を捉える」
最後まで読み、複数の情報から、書き手が最も伝えたいことは何であるかを判断して捉えること

■「聞くこと・読むこと」指導のポイント（補足）

- ・「通して聞く・読む」
テキストを最初から最後までを一気に聞く・読む活動を仕組むことが重要。一気に聞く・読むとなると、学年段階で文量の違いはあるが、細切れにしてはあまり意味がない。テキストは、全体でこそ意味がある。目的や場面、状況等を設定すれば、必然的に聞く・読むことになる。そのことが読むことの目標を具現する。

(3) 話すこと [やり取り]

ア 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で伝え合うことができるようにする。

イ 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いて伝えたり、相手からの質問に答えたりすることができるようにする。

ウ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて述べ合うことができるようにする。

■話すこと[やり取り] ア

- ・「関心のある事柄」
身の回りのことで生徒が共通して関心をもっていることを扱う。
- ・「即興で伝え合う」
原稿を事前に用意してその内容を覚えたり、話せるように練習したりするなどの準備時間を取ることなく、不適切な間を置かずに相手と事実や意見、気持ちなどを伝え合うこと

■話すこと[やり取り] イ

- ・「整理する」
聞き手が理解しやすいように伝える項目を精選したり適切な順序に並べ替えたりするなど、話す内容をまとめ、コミュニケーションの見通しを立てること
- ・「相手からの質問に答える」
アで培われた、対話を継続・発展させる力を活用することを含んでいる。

■話すこと[やり取り] ウ

- ・「述べ合う」
共通の話題をきっかけとして、ペアやグループになってお互いに意見を出し合ったり、情報の交換をしたりしながら、話題に関する理解を深め、意見をまとめたり、合意できる部分やできない部分を整理し、その理由を述べ合ったりすること

■「話すこと」[やりとり] 指導のポイント (補足)

- ・ア「関心のある事柄を即興で」
例えば、What's your favorite sport?というテーマを提示し二人で My favorite sport is ~.と伝え合う場合、まず対話を書かせてから練習、発表といった手順がよくあるが逆である。まずは、その場で伝え合い、そのあとで書く。このような即興的な対話をさせることに鑑み、話題は「関心のある事柄」と最もハードルが低いものに押さえてある。
- ・イ「整理するのは頭の中で」
限られた時間で、ある程度まとまった考え等を用意して、相手に伝える力を身に付けさせる。その際、きちんと原稿を用意するのではなく、何を話すか頭の中で整理すること。ただし、指導の最初の段階ではメモの用意が必要な場合もある。
- ・ウ「内容こそ全て」
様々な社会的な話題が教科書では多く取り扱われている。それらを活用し、コンテンツとしてコミュニケーションの題材とする。ここでは、言語材料ベースの言語活動のイメージはない。

(4) 話すこと [発表]

ア 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で話すことができるようにする。

イ 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある内容を話すことができるようにする。

ウ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて話すことができるようにする。

(5) 書くこと

ア 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて正確に書くことができるようにする。

イ 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある文章を書くことができるようにする。

ウ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて書くことができるようにする。

2 内容

[知識及び技能]

(1) 英語の特徴やきまりに関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、小学校学習指導要領第2章第10節外国語第2の2の(1)及び次に示す言語材料のうち、1に示す五つの領域別の目標を達成するのにふさわしいものについて理解するとともに、言語材料と言語活動とを効果的に関連付け、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けることができるよう指導する。

■話すこと[発表] ア

・「即興で話す」

事前に原稿を書いてそれを暗唱したりするのではなく、興味・関心のある事柄であれば、既習の知識や技能を生かしてその場で話せるようにする必要がある。

■話すこと[発表] イ

・「まとまりのある内容を話す」

改訂前の「話すこと」の言語活動(ウ)「与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること」と関連があり、例えば一つのテーマに沿った発表をしたり、内容に一貫性があるスピーチをしたりすること

■話すこと[発表] ウ

・「考えたことや感じたこと、その理由などを話す」

社会的な話題に関して聞いて分かった情報や、文章を読んで考えたり感じたりしたことなどを活用し、聞き手に話して伝えること

■書くこと ア

・「正確に書く」

文構造や文法事項を正しく用いて正しい語順で文を構成することや、伝えたいことについての情報を正確に捉え、整理したり確認したりしながら書くこと

■書くこと イ

・「整理する」メモなどを基にして書く。

・「まとまりのある文章を書く」

文と文の順序や相互の関連に注意を払い、全体として一貫性のある文章を書くこと

■書くこと ウ

・「考えたことや感じたこと、その理由などを書く」

「聞いたり読んだりしたこと」の要点を捉え、自分が考えたことや感じたことを、その理由を交えて書くことができること

■小・中接続

小・中学校の学びの接続及び連続性の観点から、小学校で学んだ語彙や表現などについて、中学校の言語活動で、意味のある文脈の中でコミュニケーションを通して繰り返し触れることができるよう様々な言語活動を工夫し、言語の運用能力を高めることが必要である。

■今回の改訂で、言語材料は小学校の学習指導要領にも示されている。小学校の学習指導要領もよく理解し、言語材料を繰り返し指導すること。

ア 音声

次に示す事項について取り扱うこと。

- (ア) 現代の標準的な発音
- (イ) 語と語の連結による音の変化
- (ウ) 語や句、文における基本的な強勢

(エ) 文における基本的なイントネーション

(オ) 文における基本的な区切り

イ 符号

感嘆符、引用符などの符号

ウ 語、連語及び慣用表現

(ア) 1に示す五つの領域別の目標を達成するために必要となる、小学校で学習した語に1600～1800語程度の新語を加えた語

(イ) 連語のうち、活用頻度の高いもの

(ウ) 慣用表現のうち、活用頻度の高いもの

■小学校 外国語科で取り扱う内容

イ 文字及び符号

(ア) 活字体の大文字、小文字

(イ) 終止符や疑問符、コンマなどの基本的な符号

ウ 語、連語及び慣用表現

(ア) 第3学年及び第4学年において第4章外国語活動を履修する際に取り扱った語を含む600～700語程度の語

(イ) 連語のうち、get up, look atなどの活用頻度の高い基本的なもの

(ウ) 慣用表現のうち、excuse me, I see, I'm sorry, thank you, you're welcomeなどの活用頻度の高い基本的なもの

■ア(イ) 平叙文・wh-疑問文を上昇調のイントネーションで発音する場合もあるなど、型通りのイントネーションではなく、文脈によって幅広く使い分けられるように指導する。

■ウ(ア)1200語から1600～1800語程度へ増加

前回改訂と比べると増加幅が大きく見えるが、

①言語活動の中で無理なく扱うことのできる程度の語数である(小学校学んだ語と関連付けながら、語彙を増やしていくことを考えれば)。

②3年間で扱われている語数の合計が1200語程度をかなり上回っている(平成28年度版検定教科書6者)。

③上記の語彙数は、主として受容語彙として教材等を提示する際の範囲を示しており、学習を繰り返すうちに徐々に定着が深まり、受容から発信への転換が促進されるように指導していく必要がある。

■受容語彙と発信語彙

生徒の発達の段階に応じて、聞いたり読んだりすることを通して意味を理解できるように指導すべき語彙(受容語彙)と、話したり書いたりして表現できるように指導すべき語彙(発信語彙)とがあり、ここで示されている語数の全てを生徒が発信できるようにすることが求められているわけではないことにも留意する。

・ウ(ウ) 慣用表現では、論理的表現を求めていくため、first of all, on the other handなど、順序立てて論理的に伝えたり、相手に分かりやすく自分の考えを表現したりする際に活用できるものを適切に使えるよう指導する。

エ 文、文構造及び文法事項

小学校学習指導要領第2章第10節外国語第2の2の(1)のエ及び次に示す事項について、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して活用すること。

(ア) 文

a 重文、複文

b 疑問文のうち、助動詞 (may, will など) で始まるものや or を含むもの、疑問詞 (which, whose) で始まるもの

c 感嘆文のうち基本的なもの

(イ) 文構造

a [主語+動詞+補語]のうち、
主語+be動詞以外の動詞+名詞

形容詞

b [主語+動詞+目的語]のうち、

(a) 主語+動詞+動名詞

to不定詞

how (など) to不定詞

(b) 主語+動詞+thatで始まる節

whatなどで始まる節

c [主語+動詞+間接目的語+直接目的語]のうち、

(a) 主語+動詞+間接目的語+名詞

代名詞

(b) 主語+動詞+間接目的語+how (など) to不定詞

(c) 主語+動詞+間接目的語+thatで始まる節

whatなどで始まる節

d [主語+動詞+目的語+補語]のうち、

(a) 主語+動詞+目的語+名詞

形容詞

(b) 主語+動詞+目的語+原形不定詞

e その他

(a) There+be動詞+～

(b) It+be動詞+～ (+for～) +to不定詞

(c) 主語+tell, wantなど+目的語+to不定詞

(d) 主語+be動詞+形容詞+thatで始まる節

(ウ) 文法事項

a 代名詞

(a) 人称や指示、疑問、数量を表すもの

(b) 関係代名詞のうち、主格のthat, which, who, 目的格のthat, whichの制限的用法

■小学校 外国語科で取り扱う内容

エ 文及び文構造

(ア) 文

a 単文

b 肯定、否定の平叙文

c 肯定、否定の命令文

d 疑問文のうち、be 動詞で始まるものや助動詞 (can, do など) で始まるもの、疑問詞 (who, what, when, where, why, how) で始まるもの

e 代名詞のうち、I, you, he, she などの基本的なものを含むもの

f 動名詞や過去形のうち、活用頻度の高い基本的なものを含むもの

(イ) 文構造

a [主語+動詞]

b [主語+動詞+補語]のうち、
名詞

(a) 主語+be 動詞+ 代名詞
形容詞

c [主語+動詞+目的語]のうち、

(a) 主語+動詞+名詞
代名詞

【新設】c 感嘆文は、既に中学校で一般的な言語材料として扱われている実態があることを考慮。

How interesting! What a big tree!

・後ろにS Vが来るものは想定していない。

【新設】c (c)は、直接目的語に that で始まる節や what などで始まる節を置いたもの。tell や show などの動詞を使った表現の幅を広げるため。

I'll show you that this is not true.

Can I tell her where you live?

【新設】d (b) 補語が原形不定詞の場合については、小学校において“Let's...”や“Let me try!”といった表現に触れている実態があることを考慮。

Will you let me try?

I helped my father wash the car.

【新設】e (d) sure や glad などの感情や心理を表す形容詞の後に that 節を続けたもの。改訂前において、すでにどの教科書でもこの文構造を扱っていることを踏まえた。

I'm glad that you like it.

I'm sure that many people will live with a robot in the future.

b 接続詞

c 助動詞

d 前置詞

e 動詞の時制及び相など

現在形や過去形，現在進行形，過去進行形，現在完了形，現在完了進行形，助動詞などを用いた未来表現

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】e 現在完了進行形は，動作の「継続」を表す際，現在完了形より適切に表現できる場合があることを考慮。

It has been raining since this morning.

Masashi and Yukio have been playing soccer for two hours.

・本来，上記のように表現すべきところ，現行では現在完了形で代用しているため。

■小学校での過去形の指導と小・中接続について

小学校の外国語科においては，基本的な表現として過去形を含む文を指導することになっているが，過去形を文から取り出して指導することはしない。例えば，行ったことのある場所を伝える時に，“I went to ～.”と表現することを指導するが，went の部分に焦点をあてて，go の過去形であることや，主語が三人称単数であっても -s にしないことなどの過去形の使い方を理解させるわけではない。

中学校の早い段階で，こうした小学校で学んだ表現も取り上げ，音声で十分慣れ親しんだ過去形を読んだり書いたりできるようにしたり，過去形の使い方 の理解を深めたりしながら，別の場面や異なる表現の中で活用できるように指導することが重要である。

■f 比較表現とは？

改訂前：(オ) 形容詞及び副詞の比較変化

改訂後：原級を用いた文の例

I am twice as old as Mike.

比較級を用いた文の例

Masashi is two years younger than David.

・論理的に表現するために比較表現を幅広くした。

【新設】 ■k 仮定法のうち基本的なもの

従来，言語活動において，本来現実にはない仮定や想定を話したり書いたりする場面で，直説法の条件文を用いて表現することが多かったが，仮定法を追加することにより，正しい文法事項を用いて表現することができるようにした。例えば，本来“If I had my own computer, I could get some information on the Internet.”と表現すべきところを，“If I have my own computer, I can get some information on the Internet.”と表現していたため。(中略) また，考えや気持ちを述べる場面でも仮定法を用いることで，表現の広がりや深まりとともに一層充実した言語活動を行うことが期待される。

f 形容詞や副詞を用いた比較表現

g to不定詞

h 動名詞

i 現在分詞や過去分詞の形容詞としての用法

j 受け身

k 仮定法のうち基本的なもの

〔思考力、判断力、表現力等〕

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、これらを論理的に表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 日常的な話題や社会的な話題について、英語を聞いたり読んだりして必要な情報や考えなどを捉えること。

イ 日常的な話題や社会的な話題について、英語を聞いたり読んだりして得られた情報や表現を、選択したり抽出したりするなどして活用し、話したり書いたりして事実や自分の考え、気持ちなどを表現すること。

ウ 日常的な話題や社会的な話題について、伝える内容を整理し、英語で話したり書いたりして互いに事実や自分の考え、気持ちなどを伝え合うこと。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

(2)に示す事項については、(1)に示す事項を活用して、例えば次のような言語活動を通して指導する。

ア 小学校学習指導要領第2章第10節外国語の第2の2の(3)に示す言語活動のうち、小学校における学習内容の定着を図るために必要なもの。

イ 聞くこと

(ア) 日常的な話題について、自然な口調で話される英語を聞いて、話し手の意向を正確に把握する活動。

(イ) 店や公共交通機関などで用いられる簡単なアナウンスなどから、自分が必要とする情報を聞き取る活動。

(ウ) 友達からの招待など、身近な事柄に関する簡単なメッセージを聞いて、その内容を把握し、適切に応答する活動。

■ア「必要な情報や考えなどを捉える」とは

目的や場面、状況などに応じて何を聞き取らなければならないか、あるいは読み取らなければならないのかを判断し、聞いたり読んだりして理解した情報を整理したり、吟味したり、既にもっている知識と照らし合わせて関連付けたりして、必要な情報や考えなどを理解すること。

■ウ「伝える内容を整理」するとは

必ずしもいつも十分な準備をした上で言語活動をすべきということを意味しているわけではない。メモ書きなどの補助を利用しつつ、即興で話したり書いたりする活動を行い、その過程で相手からフィードバックを受けたり、同じタスクを相手や役割を変えながら複数回繰り返しながら学びを深めていくことも重要である。書く際にも、推敲を重ねる中で、徐々に伝える内容を整理していくことも重要な学習過程である。そのため、実際の指導の際には、最初から流暢かつ正確な英語使用を求め過ぎない配慮が必要。

■「言語活動及び言語の働きに関する事項」

(2)に示す「思考力、判断力、表現力等」を育成するに当たり、(1)の「知識及び技能」に示す事項を活用して、英語の目標に掲げられた五つの領域ごとの具体的な「①言語活動に関する事項」に示された言語活動を通して指導することや、「②言語の働きに関する事項」を適切に取り上げて指導が行われる必要がある。

■聞くこと(イ)指導のポイント

言語活動を行うに当たっては、聞く際の状況や目的を明示して、どういう情報が必要かを考えさせた上で、その部分に集中して聞き取る活動を行わせる。例えば、カメラなどの商品のコマーシャルが題材の場合、最初に聞く際には「どのような機能があるのか知りたい」、次に聞く際には「値段を知りたい」など、聞き手が置かれた状況の設定を行う。

■聞くこと(ウ)指導のポイント

依頼や提案などの話し手からの働き掛けに対する反応の仕方は、場面や状況、聞き手によって様々である。したがって、場面などの設定に工夫をしながら様々な活動を行わせ、どのような応答があり得るか考えさせることが大切である。また、単純に応答するだけでなく、相手の言ったことに対して確認したり交渉したりするなど、やり取りを伴う応答も指導する必要がある。

(エ) 友達や家族、学校生活などの日常的な話題や社会的な話題に関する会話や説明などを聞いて、概要や要点を把握する活動。また、その内容を英語で説明する活動。

ウ 読むこと

(ア) 書かれた内容や文章の構成を考えながら黙読したり、その内容を表現するよう音読したりする活動。

(イ) 日常的な話題について、簡単な表現が用いられている広告やパンフレット、予定表、手紙、電子メール、短い文章などから、自分が必要とする情報を読み取る活動。

(ウ) 簡単な語句や文で書かれた日常的な話題に関する短い説明やエッセイ、物語などを読んで概要を把握する活動。

■聞くこと(エ)指導のポイント

「概要や要点を把握」することの指導に当たっては、話の概要を捉える際にはどのようなことが話されているかを、話し手の最も伝えたいところはどこかなどを考えながら、会話や説明などを聞くように生徒にあらかじめ伝えておくようにする。なお、この事項では、「理解した」とはどのような状態のことであるかを改めて示している。つまり、聞いた内容を話したり書いたりして説明することができる段階まで至ることを「理解した」状態であると考えられることもできる。

■読むこと(ア)指導のポイント

音読の指導に当たっては、単なる練習としての音読にとどまることのないよう、指導者も学習者も、書かれた文章の本来の目的を確認した上で、そもそも音読することがふさわしいのか、ふさわしいとすればその音読はどのような目的で行われるのかを明確に意識することが重要である。さらに、学習の段階や言語活動の流れの中で、音読することの目的や意義を教師も生徒も意識する必要がある。

■読むこと(イ)指導のポイント

「日常的な話題」に関して、できるだけ現実に近い場面を設定するとともに、逐語的な読みから脱却し、自分が必要とする情報を捉えさせることが大切である。例えば、簡単な語句や短い文で書かれたスポーツクラブのパンフレットを複数示し、自分が通うことのできる曜日に自分が体験したいスポーツを実施しているクラブはどれなのかを探させるなどの活動が考えられる。読み手として主体的に考えたり、判断したりしながら理解していくことが必要。

■読むこと(ウ)指導のポイント

学習者のレベルに合ったまとまりのある文章を最初から最後まで通して読む機会をできるだけたくさん設定することが必要である。この際も、逐語的な読みから脱却し、意味のまとまりごとに英文を捉えさせることが必要である。例えば、諸外国の中学校生活を紹介している短い文章を読む際に、それぞれの情報の関係を示す接続詞に注目させながら文章の流れを理解するためのキーワードを拾わせ、全体としての内容を数文の英語でまとめさせたりするなどの活動が考えられる。また、友人や教師が休日を過ごした中で感じたことなどのエッセイを読む際には、出来事を時系列に沿って整理させ、どんな内容を伝えようとしているのかを絵や簡単な英語で表現するなどの活動が考えられる。ペアやグループになり、読み取れたことについて生徒同士が考えを交流するなど、学習形態の工夫をすることも大切。

(エ) 簡単な語句や文で書かれた社会的な話題に関する説明などを読んで、イラストや写真、図表なども参考にしながら、要点を把握する活動。また、その内容に対する賛否や自分の考えを述べる活動。

■読むこと(エ)指導のポイント

(ウ)の活動を通して身に付けた概要を把握する力と関連付け、文章全体としての構成や論理の展開を押さえさせた上で、読む目的に応じた要点を把握させることが大切である。その際、収集・整理した複数の情報を取り出して総合的に判断し、内容に対する感想や賛否、自分の考えなどを話したり書いたりして表現するなど、要点を把握するだけで終わるのではなく、領域間の統合的な言語活動を工夫することが大切である。例えば、地球温暖化などの環境問題に関する説明文を読み、イラストや図表なども参考にしながら筆者の主張を数文でまとめた上で、自分ができることなどについてペアやグループで尋ね合ったり伝え合ったり、さらにそれを簡潔に書いて表現する活動へと発展させたりすることなども考えられる。

エ 話すこと [やり取り]

(ア) 関心のある事柄について、相手からの質問に対し、その場で適切に応答したり、関連する質問をしたりして、互いに会話を継続する活動。

■話すこと [やり取り] (ア)指導のポイント

会話の継続・発展に必要なこと

- ①相手に聞き返したり確かめたりする
(Pardon? / You mean..., right? など)
- ②相づちを打ったり、つなぎ言葉を用いたりする
(I see. / Really? / That's nice. など)
- ③相手の答えを受けて、自分のことを伝える
(I like baseball, too. など)
- ④相手の答えや自分のことについて伝えたことに「関連する質問」を付け加える
(What kind of Japanese food do you like? / How about you? など)

自ら話のきっかけを作ったり対話を始めたりすること会話の流れに応じて関連する多様な質問を即座にしたりする場面を様々な言語活動の中に設定する。指導の重点を「内容の伝達」に置いた上で、

- ①活動中の言語使用について具体的にフィードバックする。
- ②活動後に生徒が自分の使用した英語について振り返り、場面に応じた適切な表現方法を確認する機会を与える。

(イ) 日常的な話題について、伝えようとする内容を整理し、自分で作成したメモなどを活用しながら相手と口頭で伝え合う活動。

■話すこと [やり取り] (イ)指導のポイント

大まかな流れや主要な点を書いたメモに基づいて伝え合うなど段階的に指導する。

- ①生徒の実態や習熟の程度を考慮し、考えを整理するための時間を設定する。
- ②詳細なメモからキーワードのみによるメモまで、作成する「メモ」の条件を適切に示す。

(ウ) 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことから把握した内容に基づき、読み取ったことや感じたこと、考えたことなどを伝えた上で、相手からの質問に対して適切に応答したり自ら質問し返したりする活動。

オ 話すこと [発表]

(ア) 関心のある事柄について、その場で考えを整理して口頭で説明する活動。

(イ) 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどをまとめ、簡単なスピーチをする活動。

(ウ) 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことから把握した内容に基づき、自分で作成したメモなどを活用しながら口頭で要約したり、自分の考えや気持ちなどを話したりする活動。

カ 書くこと

(ア) 趣味や好き嫌いなど、自分に関する基本的な情報を語句や文で書く活動。

(イ) 簡単な手紙や電子メールの形で自分の近況などを伝える活動。

(ウ) 日常的な話題について、簡単な語句や文を用いて、出来事などを説明するまとまりのある文章を書く活動。

■話すこと [やり取り] (ウ) 指導のポイント

- ① 聞いたり読んだりする前に教師や生徒、又は生徒同士がやり取りを行い、テーマに関連した情報を共有したり整理したりする。その上で、
- ② 意見などを形成する段階において生徒が発話した語句を取り上げる。それを基に、
- ③ 教師が簡単な文として言い換えて例示する。

■話すこと [発表] (ア) 指導のポイント

- ① 一度説明した後で、ペアやグループでよりよい説明の仕方や表現について振り返る機会を作る。
- ② ネイティブ・スピーカーの説明をモデルとして聞き、効果的な説明の仕方を確認したりした後で、類似した話題や事柄を取り上げ、再度口頭で説明する活動に取り組む機会を設ける。

■話すこと [発表] (イ) 指導のポイント

- スピーチをする目的を明確にする。
- ① 自分のことをよりよく知ってもらう。
 - ② 興味・関心のある事実とそれに対する考えや気持ちなどを伝えることで聞き手に「考えるきっかけを与える」「行動を促したりする」。

■話すこと [発表] (ウ) 指導のポイント

発表の内容や様子を振り返る機会を設ける。発表の内容や構成、表現などについてよくできていた点を賞賛するとともに、具体的な助言を与えるなどして生徒自身が新たな課題を把握させる。こうした言語活動の積み重ねにより考えたり感じたりしたことをより適切に表現できるようにする。

■書くこと (ア) 指導のポイント

日頃から、自分の考えや気持ちをペアやグループで簡単な語句や文を用いて口頭で伝える活動をした後に、その内容を書いてまとめる、といった言語活動を設定することが考えられる。

■書くこと (イ) 指導のポイント

生徒が関心をもっている身近な話題や生徒の体験などと関連付けて扱うなどして、意欲的に書く機会を増やす工夫を行う。

■書くこと (ウ) 指導のポイント

- それぞれの言語活動を関連付けた段階的な指導
- ① 書き手は、テーマや話題に関する情報やキーワードを、順序を意識しながらメモする。
 - ② そのメモを基に、簡単な語句や文を用いて書き表す。
 - ③ 書き表したものを、ペアやグループになって聞いてもらったり読んでもらったりする。
 - ④ 聞き手又は読み手は、その内容について質問したり、コメントを述べたりする。
 - ⑤ 書き手は、やり取りした内容を参考に推敲する

(エ) 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたこと
から把握した内容に基づき、自分の考えや気持ち、
その理由などを書く活動。

② 言語の働きに関する事項

言語活動を行うに当たり、主として次に示すような
言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにす
る。

ア 言語の使用場面の例

(省略)

イ 言語の働きの例

(省略)

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1)ア～イ (省略)

ウ 実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝
え合うなどの言語活動を行う際は、2の(1)に示す
言語材料について理解したり練習したりするた
めの指導を必要に応じて行うこと。また、小学校第
3学年から第6学年までに扱った簡単な語句や基
本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し定着
を図ること。

エ 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授
業を実際のコミュニケーションの場面とするた
め、授業は英語で行うことを基本とする。その際、
生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにす
ること。

(以下、オ、カ、キ、(2)、(3)、第3 省略)

■書くこと(イ) 指導のポイント

一連の活動を順序よく組み合わせた指導

- ①テーマや話題から想起されるアイディアにつ
いてのマッピングなどを利用し、思考や情報の
整理を行う。
- ②その内容についてペアやグループで、相互に説
明したり質問したりする。
- ③個に戻り、それぞれの考えや気持ちを発展させ
たり、深化させたり、情報を追加したりして、
マッピングに加筆する。
- ④マッピングに書き出した項目のうち、内容的に
つながりのあるアイディアを組み合わせ、考え
や情報の整理を再度行って書く。

【新設】 ■イ言語の働きの例(イ) 仮定する

現行においても直説法で条件を示す「仮定する」
働きとしての指導はしているが、現実ではない状況
を想像して「仮定する」働きとして表現する指導は
追加事項である。場面や状況を明確にした上で、必
要に応じて対比するなどしながら指導する。

■「繰り返し指導し定着を図ること」について

言語活動は、まず、「実際に英語を使用して互いの
考えや気持ちを伝え合うなど」の活動を基本に考え
なければならない。(中略) その上で、2(1)に示す
言語材料について「理解したり練習したりするた
めの指導」を必要に応じて行うことができるように指
導計画を作成することが大切である。

■「授業は英語で行うことを基本とする」について

この配慮事項は、①生徒が授業の中で「英語に触
れる機会」を最大限に確保すること、②授業全体を
英語を使った「実際のコミュニケーションの場面」
とすることをねらいとしている。また、英語による
言語活動を行うことを授業の中心に据えることを意
味する。(中略) 教師が授業中に積極的に英語を使用
することで生徒とのやり取りが豊富になる。言語活
動においては、「実際に英語を使用して互いの考えや
気持ちを伝え合うなど」のコミュニケーションが中
心となることから(中略)。また、発話の速度や明瞭
さを調整するとともに、使う語句や文などをより平
易なもので言い直したり、繰り返したり具体的な例
を提示したりするなどの工夫をする必要がある。

■上記の補足(真の目的は授業改善)

(もし日本語での文法説明や本文の和訳などに偏
った授業を行っていたなら)今の授業における教師
の発話をそのまま英語にするわけではない。授業そ
のものを、いかに生徒が英語を使えるようにするか
改善することが目的であり、教師は生徒に英語使用
のきっかけを与え、支援する立場である。

■ 特別の教科 道徳 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善，問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。このことにより，生徒の発達の段階に応じ，答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え，向き合う「考える道徳」，「議論する道徳」へと転換を図る。
- 道徳教育が期待される役割を十分に果たすことができるよう，個人が直面する様々な状況の中で，そこにある事象を深く見つめ，自分はどうすべきか，自分に何ができるかを判断し，そのことを実行する手立てを考え，実践できるようにしていくなどの改善が必要である。
- 道徳教育の充実を図るため，道徳教育と道徳の時間の役割を明確にした上で，適切な教材を用いて確実に指導を行い，指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう，道徳の時間を「特別の教科 道徳」として新たに位置付け，その目標，内容，教材や評価，指導体制の在り方等を見直した。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 道徳科の目標を「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」として，学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同一であることを分かりやすく示した。
- ② 道徳科の学習活動を具体化し，「道徳的諸価値についての理解を基に，自己を見つめ，物事を広い視野から多面的・多角的に考え，人間としての生き方についての考えを深める学習」と改めた。
- ③ よりよく生きていくための資質・能力を培うという趣旨を明確化するため，従前の「道徳的実践力を育成する」ことを，具体的に，「道徳的な判断力，心情，実践意欲と態度を育てる」と改めた。

(2) 指導内容の改善

- ① 小学校から中学校までの内容の体系性を高めた。
- ② それぞれの内容項目に手掛かりとなる「自主，自律，自由と責任」などの言葉を付記した。
- ③ 内容項目のまとまりを示していた「1 主として自分自身に関すること」「2 主として他の人とのかかわりに関すること」「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」の順で示していた視点を，生徒にとっての対象の広がり即して整理し，「3」と「4」を入れ替えるとともに，符号を「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること」に改めた。

(3) 学習指導上の留意事項

① 年間指導計画の作成

- ・全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は「第1章 総則」に移行し，道徳科の年間指導計画に関わる事項を記載した。なお，指導計画の創意工夫を生かせるようにするために，一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を加えた。

② 内容の指導に当たっての配慮事項

- ・各教科等との密接な関連及び補充，深化，統合に関する事項を，指導の配慮事項に移行し，分かりやすい記述に改めた。
- ・生徒が自ら道徳性を養うことへの配慮事項を，自らを振り返ること，道徳性を養うことの意義

について、自らが考え、理解することなどを加えて具体的に示した。

- ・生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むための言語活動の充実を具体的に示した。
- ・道徳科の特質を生かした指導方法の工夫例を、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等として示した。
- ・情報モラルに加えて社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いを例示し、取り上げる際の配慮事項を明記した。

③ 教材の留意事項

- ・多様な教材の開発や活用について具体的に例示するとともに、教材の具備すべき要件を示した。

④ 評価

- ・道徳科の評価について、数値などによる評価は行わない点に変わりはないが、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることを示した。

3 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 平成30年度の第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第3章の規定によることができる。○ 平成31年度及び第32年度の第1学年から第3学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。 |
|---|

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 【別紙参照】</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>1 「特別の教科 道徳」の目標</p> <p>第1 目標</p> <p>第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p>	<p>■「道徳的価値についての理解を基に」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳的価値について理解するとは、発達の段階に応じて多様に考えられるが、一般的には、道徳的価値の意味を捉えること、またその意味を明確にしておくことである。～中略～このようなことを通して、道徳的諸価値が人間としてのよさを表すものであることに気付き、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に根ざした自己理解や他者理解、人間理解、自然理解へとつながっていくようにすることが求められる。 ■「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」について 道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格の特性であり、道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養うことを求めている。これらの道徳性の諸様相は、それぞれが独立した特性ではなく、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。したがって、これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導することが大切である。
	<p>■道徳科の目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳科の目標については、よりよく生きていくための資質・能力を培うという趣旨を明確化するため、これまでの「道徳的実践力を育成する」ことを具体的に、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。 これまで「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度」の順で示されていたのが、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」の順に改められた。「道徳的な判断力」が「道徳的な心情」より前に出されたのは、登場人物の心情理解のみに偏った指導からの脱却が意図されているが、道徳性の諸様相に、特に序列や段階があるということではない。これらの諸様相は、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。 これまでの「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深める」ことを、学習活動を具体化して「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習」とした。 目標の中の「自己を見つめ」「物事を広い視野から多面的・多角的に考え」「人間としての生き方についての考えを深める」は学習のプロセスを表している。ここが「評価の対象」ということになる。
<p>第2 内容</p> <p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。</p>	<p>■1「内容構成の考え方」(3)「生徒の発達的特質に応じた内容構成の重点化」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校の段階は、小学校の段階よりも心身両面にわたる発達が著しく、他者との連帯を求めると同時に自我の確立を求め、自己の生き方についての関心が高まる時期であり、やがて人生観や世界観ないし価値観を模索し確立する基礎を培う高等学校生活等につながっていく。中学校の道徳の内容項目は、このような中学生の発達的特質を考慮し、自ら考え行動する主体の育成を目指した効果的な指導を行う観点から、重点的に示したものである。

■ 2 「内容の取扱い方」(1) ア 「関連性をもたせる」について

・指導内容を構成する際のよりどころは、基本的には 22 の項目であるが、必ずしも各項目を一つずつ主題として設定しなければならないということではない。内容項目を熟知した上で、各学校の実態、特に生徒の実態に即して、生徒の人間的な成長をどのように図り、どのように道徳性を育成するかという観点から、幾つかの内容を関連付けて指導することが考えられる。

・上記の記述は、現行の学習指導要領解説にも書かれていることであるが、小学校との違いを表したものである。言い換えれば、「内容項目が一つであることの方がむしろ不自然である」ということを言っている。

A 主として自分自身に関すること

1 [自主, 自律, 自由と責任]

(小; [善悪の判断, 自律, 自由と責任, 正直, 誠実])

自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

■ 「自主, 自立, 自由と責任」について

・主体的に判断する態度を一層重視し、従前の 1-(3) の「自主的に考え、誠実に実行して」を「自主的に考え、判断し、誠実に実行して」と改めた。

2 [節度, 節制]

(小; [節度, 節制])

望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。

■ 「節度, 節制」について

・自分の安全に気を付け、調和のある生活をするを一層重視し、従前の 1-(1) 「調和のある生活」を「安全で調和のある生活」に改めた。

3 ~ 略 ~

4 [希望と勇気, 克己と強い意志]

(小; [希望と勇気, 努力を強い意志])

より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。

■ 「希望と勇気, 克己と強い意志」について

・目標に向かって不屈の精神をもって努力することができるようにするため、従前の 1-(2) の「より高い目標を目指し」を「より高い目標を設定し」へ、「着実にやり抜く強い意志をもつ」を「困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること」に改めた。

5 [真理の探究, 創造]

(小; [真理の探究])

真実を大切に、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

■ 「真理の探究, 創造」について

・探究心を養うことを重視して、従前の 1-(4) の「理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく」を「探究して新しいものを生み出そうと努めること」に改めた。

B 主として人との関わりに関すること

6 [思いやり, 感謝]

(小; [親切, 思いやり, 感謝])

思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。

■ 「思いやり, 感謝」について

統合

・より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の 2-(2) (思いやりに関する内容項目) 及び 2-(6) (感謝に関する内容項目) を統合した。小学校の内容項目である [親切, 思いやり] と [感謝] が発展した内容項目となる。

7 ~ 略 ~

8 [友情, 信頼]

(小; [友情, 信頼])

友達の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

■ 「友情, 信頼」について

統合

・「異性理解」については、特に第 1 学年において、男女間の意識の差が余りにも離れているため、より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の 2-(3) (友情に関する内容項目) 及び 2-(4) (異性についての理解に関する内容項目) を統合した。小学校の内容項目である [友情, 信頼] が発展した内容項目となる。

9 [相互理解, 寛容]

(小; [相互理解, 寛容])

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

■「相互理解, 寛容」について

- ・自分の考えをもって他の立場や考えを受け入れることを重視して、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに」を加えた。この文言を入れることにより、「相互」の意味をより適切に表現した。また、他に学び、自己を高めていけるよう、「自らを高めていくこと」を加えた。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

10 [遵法精神, 公德心]

(小; [規則の尊重])

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

■「遵法精神, 公德心」について

- ・主体性をもって法やきまりを守ることを一層重視し、「遵守するとともに」を「進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え」に、「社会の秩序と規律を高めるように努める」を「規律ある安定した社会の実現に努める」に改めた。

11 ~ 略 ~

12 [社会参画, 公共の精神]

(小; [勤労, 公共の精神])

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

■「社会参画, 公共の精神」について

- ・日本人の気質としては、「社会参画」への意識はあまり積極的ではなく、課題となるところである。「社会参画」について生徒が考え、その意識の自覚が高められるよう、教師や学校の手だて及び機会の確保が必要である。

13 [勤労]

(小; [勤労, 公共の精神])

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

■「勤労」について

- ・勤労の尊さや意義の理解を一層重視し、「奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める」を「将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること」に改めた。

14 ~ 略 ~

15 [よりよい学校生活, 集団生活の充実]

(小; [よりよい学校生活, 集団生活の充実])

教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

■「よりよい学校生活, 集団生活の充実」について

- ・より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の4-(4) (集団の意義, 役割と責任の自覚に関する内容項目) 及び 4-(7) (敬愛の念, よりよい校風に関する内容項目) を統合するとともに、集団における役割遂行を重視し、「集団の中での自分」を追加した。小学校の内容項目[よりよい学校生活, 集団生活の充実]が発展した内容項目である。

16 [郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度]

(小; [伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度])

郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の展に努めること。

■「郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度」について

- ・郷土への帰属意識を再考して、「郷土の伝統と文化を大切に」及び「進んで」を加えた。

17 [我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度]

(小; [伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度])

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛

■「我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度」について

- ・日本人としての帰属意識を再考するとともに、新しい文化の創造と社会の発展に貢献しうる能力を一層重視して、「国家及び社会の形成者として」を加えた。

し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。

18 [国際理解, 国際貢献]

(小; [国際理解, 国際親善])

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

■「国際理解, 国際貢献」について

- ・多様な文化を尊重し、国際親善に努めることを重視して、「他国を尊重し」及び「発展に寄与」を加えた。

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

19 [生命の尊さ]

(小; [生命の尊さ])

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

■「生命の尊さ」について

- ・「四つの視点 (=A~D)」のそれぞれの第一項目は、それぞれの視点における「喫緊の課題」が位置付けられている。よって、「生命の尊さ」は、Dの視点における「喫緊の課題」を表している。
- ・生命のかけがえのなさについて理解を深められるようにするため、従前の3-(1)に「その連続性や有限性なども含めて」を加えた。

20 [自然愛護]

(小; [自然愛護])

自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

■「自然愛護」「感動, 畏敬の念」について **分割**

- ・「自然愛護」及び「感動, 畏敬の念」について、より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の3-(2)(自然愛護, 畏敬の念に関する内容項目)を分割するとともに「自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解」を加えた。

21 [感動, 畏敬の念]

(小; [感動, 畏敬の念])

美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

■「よりよく生きる喜び」について

- ・人間の気高く生きようとする心をしっかりと把握した上で喜びを見いだすことができるよう、従前の「強さや気高さがあることを信じて」を「強さや気高く生きようとする心があることを理解し」に改めた。

22 [よりよく生きる喜び]

(小; [よりよく生きる喜び])

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。

■年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

○主題の設定と配列を工夫する

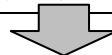
- ・教材は、ねらいとの関連において生徒の心に響くものを多様に選択する。さらに、主題の配列に当たっては、主題の性格、他の教育活動との関連、地域社会の行事、季節的变化などを十分に考慮することが望まれる。

○各教科等, 体験活動等との関連的指導を工夫する

- ・生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう、学校や家庭・地域社会における職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの道徳性を養うための体験活動や情操を育む活動を積極的に活用したり、校長や教頭をはじめ他の教師等も積極的に参加する(→次頁へ続く)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。



チーム・ティーチング、さらに、地域の人々や保護者から積極的に授業の参加協力を得たりするなど、指導者が道徳教育推進教師と連携を密にしながら、多様な指導方法や学習形態の工夫を図ることも重要である。さらに、特別活動の特質を十分に踏まえた上で、各学校において、特別活動と道徳科のそれぞれの役割を明確にしつつ、連携を一層密にした計画的な指導を行うことが求められる。

■「第2節 道徳科の指導（解説）」において、主に留意すること

○「信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く」について

・教師と生徒との信頼関係や生徒相互の温かい人間関係は、生徒一人一人が自分の感じ方や考え方を伸び伸びと表現することができる雰囲気や日常の学級経営の中で創り出すことによって豊かに育まれていく。また、道徳科における教師と生徒及び生徒同士の心の交流は、学級の人間関係をより一層確かなものにしていく。
→中学校の教師は、とかく生徒に「対面的」に接しがちである。教師が生徒側に「向き変って」接し、温かい人間関係を基盤に置こうとすることが大事である。

○「問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする」について

・実際の生活においては、複数の道徳的諸価値が対立し、葛藤が生じる場面が数多く存在する。その際、一つの答えのみが存在するのではなく、生徒は時と場合、場所などに応じて、複数の道徳的諸価値の中からどの価値を優先するかを判断を迫られることになる。こうした問題や課題について、多面的・多角的に考察し、主体的に判断し、よりよく生きていくための資質・能力を養うことが大切である。このためには、問題解決的な学習が重要である。

○「動作化、役割演技等の表現活動の工夫」について

・授業に動作化や役割演技、コミュニケーションを深める活動等を取り入れることは、生徒の感性を磨いたり、臨場感を高めたりすることとともに、表現活動を通して自分自身の問題として深く関わり、ねらいの根底にある道徳的価値についての共感的な理解を深め、主体的に道徳性を身に付けることに資するものである。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

■(1)「協力的な指導などについての工夫」について

・複数の教職員による学年全体での授業等も考えられる。

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

■(2)「計画的・発展的に指導する」について

・学年が進むに従い学習や多様な体験を重ね、複雑な思考が可能になっていく生徒の発達の段階や特性を考慮し、教師の創意工夫を加えて、人格の形成にどれも不可欠である「第2 内容」の全てについて確実に指導することができる見通しのある年間指導計画を作成し、継続して指導する必要がある。

(3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さ

■(3)「生徒が主体的に道徳性を養うための指導」について

・特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するように指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にある。むしろ、多様な価値観の、時には対立がある場合を含めて、人間としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそ道徳教育が求めるものである。

を認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするためのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。

- (4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。

■「討論」について

- ・「討論」という言葉からディスカッションやディベートというものが連想されるが、「優劣や勝敗を付けること」が大事なのではなく、「自分の立場を明らかにすることができる」ことにその活動の価値があるということを改めて確認したい。

- (5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、①問題解決的な学習、②道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

<※留意点>

- ・問題解決的な学習を取り入れた場合には、その課題を自分との関わりで見つめたときに、自分にはどのようなよさがあるのか、どのような改善すべきことがあるのかなど、考え、話し合うことを通して、生徒一人一人が課題に対する答えを導き出すことが大切である。
- 話し合う場面を設定すること、ペアや少人数グループなどでの学習を導入することが目的化してしまうことがないよう、指導の意図に即して、取り入れられる手法が適切か否かを吟味する。

- ・生徒が自ら道徳性を養うことへの配慮事項を、自らを振り返ること、道徳性を養うことの意義について、自らが考え、理解することなどを加えて具体的に示した。

■「自らを振り返って成長を実感する」について

- ・授業開始時と終了時における考え方の変化が分かるような活動のことを言う。年度当初に、自分の有様やこれからの自らの課題や目標を捉えるための学習を行い、年度途中や年度末に自分自身を適宜振り返って新たな課題や目標をもつ学習など。

■「主体的に学習に取り組む」について

- ・主体的に考えることができるよう問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど、教材に応じて効果的な学習を設定すること。

■(4)「多様な考え方を生かすための言語活動」について

- ・生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むための言語活動の充実を具体的に示した。

※道徳科に生かす言語活動の例

- ・ねらい、生徒の実態、教材や学習指導過程などに即して、発問、話し合い、討論、書く活動、表現活動などを工夫する。
- ・話し合いなどにより異なる考えに接し、多面的・多角的に考え、協同的に議論するなどの工夫をする。
- ・道徳的諸価値に関わる様々な課題について議論を行い自分との関わりで考察できるような工夫をする。

■(5)「多様な方法を取り入れた指導」について

- ・道徳科の特質を生かした指導を行う際の指導方法の工夫例を、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等として示した。

①道徳科における問題解決的な学習

- ・ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見つけ、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の考え方や感じ方を確かめたりと物事を広い視野から多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合う学習である。最終的には、生徒一人一人が道徳的諸価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるようにする。

②道徳的行為に関する体験的な学習

- ・実際に挨拶や丁寧な言葉遣いなど、具体的な道徳的行為をして、礼儀のよさや作法の難しさなどを考えたり、相手に思いやりのある言葉を掛けたり、手助けをして親切についての考えを深めたりするような学習のことを指す。

(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方でできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

■(6)「情報モラルと現代的な課題に関する指導」について

- ・情報モラルに加えて社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いを例示し、取り上げる際の配慮事項を明記した。
- ～現代的な課題～
- ・食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる現代的な教育課題。
- ・科学技術の発展に伴う生命倫理の問題や社会の持続可能な発展を巡る生命や人権、自己決定、自然環境保全、公正・公平、社会主義などの問題。

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

■(7)「道徳科の授業公開をする」について

- ・保護者が授業参観時に一緒に授業に参加し発言をしながら生徒と意見交換をしたり、生き方について考えたりすることは、より一層道徳教育の理解につながる。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

■(1)「教材の開発や活用」について

- ・多様な教材の開発や活用について具体的に例示するとともに、教材の具備する要件を示した。
- ・教材については、道徳の時間における指導の配慮事項の(3)に記載していたものを「3」として、教材についての留意事項をまとめた。

■(1)「道徳科に生かす多様な教材の開発」について

- ・社会参画を扱う教材には、「個」から「公」に視点を広げていく背景として「他者」への思いやりの心に触れたものなどが想定される。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

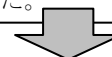
イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方でできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

■「道徳科の評価」について

- ・学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることを示した。



○道徳科における評価

(1)道徳科に関する評価の基本的な考え方

- ・道徳性の諸様相である道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度のそれぞれについて分節し、学習状況を分析的に捉える観点別評価を通じて見取ろうとすることは、生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価として妥当ではない。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。
- ・評価に当たっては、特に、学習活動において生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。
- ・道徳科の評価は調査書には記入せず、入学者選抜の合否判定に活用することはない。

(2)個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方

- ・生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうかという点については、例えば、道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしていることや、自分と違う立場や考え方、感じ方を理解しようとしていること、複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を広い視野から多面的・多角的に考えようとしていることを発言や感想文、質問紙の記述等から見取るという方法が考えられる。
- ・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうかという点についても、例えば、読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていることに着目したり、現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直していることがうかがえる部分に着目したりするという視点も考えられる。
- ・道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を更に深めているかや、道徳的価値の実現することの難しさを自分のこととして捉え、考えようとしているかという視点も考えられる。
- ・発言が多くない生徒や考えたことを文章に記述することが苦手な生徒が、教師や他の生徒の発言に聞き入ったり、考えを深めようとしたりしている姿に着目するなど、発言や記述ではない形で表出する生徒の姿に着目することも重要である。
- ・年間や学期を通じて、当初は感想文や質問紙に、感想をそのまま書いていただけであった生徒が、学習を重ねていく中で、読み物教材の登場人物に共感したり、自分なりに考えを深めた内容を書くようになったりすることや、既習の内容と関連付けて考えている場面に着目するなど、1単位時間の授業だけでなく、生徒が一定の期間を経て、多面的・多角的な見方へと発展していたり、道徳的価値の理解が深まったりしていることを見取るという視点もある。

(5)「発達障害等のある生徒等に対する配慮」について

- ・学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。これは、評価においても同様である。配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、生徒が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかを丁寧に見取る必要がある。
- ・道徳科の評価は他の生徒との比較による評価や目標への到達度を測る評価ではなく、一人一人の生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うことから、このような道徳科の評価本来の在り方を追究していくことが、一人一人の学習上の困難さに応じた評価につながるものと考えられる。

■「道徳科の評価」についての補足

- ・道徳科の評価は、「個人内評価」であるので、例えばAさんの評価とBさんの評価とが全く同じ（＝全く同じような文章の記述）であるということはあり得ない。
- ・教師は「生徒の背中を押してあげるような評価」をしていかなければならない。

■ 総合的な学習の時間 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 総合的な学習の時間と各教科等の相互の関わりを意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにすることが求められている。
- 探究のプロセスの中でも「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないという課題があり、探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力の向上をより一層意識することが求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【総合的な学習の時間における見方・考え方】

「探究的な見方・考え方」…各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること。

② 目標の構成の改善

総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成することから、次の2点について改善が図られた。

- ・総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。
- ・教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校の教育目標を踏まえて設定することを示した。

(2) 指導内容の改善

① 各学校において定める内容の構成の改善

各学校が定める内容は、次の二つから構成される。

- ・目標を実現するにふさわしい「探究課題」
- ・探究課題を解決することを通して育成する「具体的な資質・能力」

その際、留意する点として、

- ・他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- ・各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。

② 各学校において定める内容の改善・充実

- ・各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。
- ・探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるよう改善した。
- ・自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視することを示した。

(3) 学習指導の改善

- ・教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、協

働いて課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（比較する、分類する、関連付けるなどの、「考えるための技法」を活用する）、コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動（情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択、活用できるようにすることを含む）が行われるように示した。

3 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(2) 移行期間中における学習評価の取扱い

- ・平成29年7月7日付け 29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」における移行期間中における学習評価の取扱いでは、「移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと」とあり、これに従って評価する。

(3) 指導要録の記載

- ・平成22年5月11日付け 22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に従って、記載をする。
- ・総合的な学習の時間では、「この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。」とあり、現行の評価の観点で記載をする。

3 具体的な改善事項

(別紙)

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点</p> <p>※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」の「2 総合的な学習の時間改訂の趣旨及び要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>第1 目標</p> <p>探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。</p> <p>(2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。</p> <p>(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。</p> <p>第2 各学校において定める目標及び内容</p> <p>1 各学校において定める目標</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。</p> <p>2 内容</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p>	<p>■探究的な見方・考え方を働かせる</p> <p>・探究のプロセスとは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課題の設定 ②情報の収集 ③整理・分析 ④まとめ・表現 <p>である。このプロセスを発展的に繰り返すことが総合的な学習の本質である。</p> <p>・探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのこと。</p> <p>・各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること。</p> <div data-bbox="1085 369 1412 616" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">総合的な学習の時間における児童の学習の姿</p> </div> <p>■（1）「知識及び技能」</p> <p>・知識とは、探究の過程を通して、自分自身で取捨・選択し、整理し、既にもっている知識や体験と結び付けながら、構造化され、身に付けていくもの。</p> <p>・技能とは、自らの力でできるようになり身体化されたものである。</p> <p>■（2）「思考力、判断力、表現力等」</p> <p>・探究的な学習の過程において発揮される力を示している。</p> <p>・身に付けた「知識及び技能」の中から、当面する課題の解決に必要なものを選択し、状況に応じて適用したり、複数の「知識及び技能」を組み合わせたりして、適切に活用できるようにすること。</p> <p>■（3）「学びに向かう力、人間性等」</p> <p>・よりよい生活や社会の創造に向けて、自他を尊重すること、自ら取り組んだり異なる他者と力を合わせたりすること、社会に寄与し貢献することなどの適正かつ好ましい態度として「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」を活用・発揮しようとする。</p> <p>■各学校において定める目標</p> <p>・目標に示された二つの基本的な考え方（学習過程の在り方、三つの資質・能力）を踏襲すること。</p> <p>・目標を設定する際に、各目標の要素のいずれかを具体化したり、焦点化したり、別の要素を付け加えたりして目標を設定することが考えられる。</p>

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。

- (4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

- (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

- (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。

ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

■教育目標を踏まえて設定

- ・総合的な学習の時間が、教育課程の編成において、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントという視点から、極めて重要な役割を担うことになる。
(総則 第2 教育課程の編成1を参照)

■日常生活や社会との関わりを重視することの意味

- ・実社会や実生活において生きて働く資質・能力の育成が期待されていること。
- ・主体的に取り組む学習が求められていること。
- ・学ぶ意義や目的を明確にすることが重視されていること。

■目標を実現するにふさわしい探究課題

- ・目標の実現に向けて、学校として設定した生徒が探究的な学習に取り組む課題であり、従来の「学習対象」に相当し、どのような対象と関わらずのかを示したものである。
- ・探究課題とは、探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したものであり、生徒が「何について学ぶか」を表したものが探究課題である。

四つの課題	探究課題の例
横断的・総合的な課題(現代的な諸課題)	地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観(国際理解)
	情報化の進展とそれに伴う日常生活や社会の変化(情報)
	地域の自然環境とそこに起きている環境問題(環境)
	身の回りの高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々(福祉)
	毎日の健康な生活とストレスのある社会(健康)
	自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題(資源エネルギー)
	安心・安全な町づくりへの地域の取組と支援する人々(安全)
	食をめぐる問題とそれに関わる地域の農業や生産者(食)
地域や学校の特色に応じた課題	科学技術の進歩と自分たちの暮らしの変化(科学技術) など
	町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織(町づくり)
	地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々(伝統文化) 商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会(地域経済) 防災のための安全な町づくりとその取組(防災) など
生徒の興味・関心に基づく課題	ものづくりの面白さや工夫と生活の発展(ものづくり)
	生命現象の神秘や不思議さと、そのすばらしさ(生命) など
職業や自己の将来に関する課題	職業の選択と社会への貢献(職業)
	働くことの意味や働く人の夢や願い(勤労) など

■具体的な資質・能力

- ・各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものである。
- ・各探究課題との関わりを通して、具体的に「どのようなことができるようになるか」を明らかにしたものが具体的な資質・能力である。

■ア 知識及び技能

- ・各教科等の枠を超えて、知識や技能の統合がなされ、概念的な知識については、教科や分野などを越えて、より一般化された概念的なものを学ぶことができる。例えば、多様性、相互性、有限性等。

イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関するものの両方の視点を踏まえること。

(7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成（一部略）

(1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

(3) 他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。

■イ 思考力、判断力、表現力等

- ・これまで各学校で設定する「育てようとする資質や能力及び態度」の視点として「学習方法に関すること」としていたことに対応している。
- ・生徒の発達の段階や探究的な学習への習熟の状況、その他生徒や学校の実態に応じた設定をしていくことが重要である。

■ウ 学びに向かう力、人間性等

- ・以下のような視点と方向性で高まりながら、ゆっくと着実に育てていくことが期待される。
- ・より複雑な状況や多様で異なる他者との間においても発揮されるようになること。
- ・より自律的で、しかも安定的かつ継続的に発揮されるようになること。
- ・「自分自身に関すること」「他者や社会との関わりに関すること」は互いにつながりのあるものとなり、両者が一体となった資質・能力として発揮され、育成されるようになること。

■教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力

- ・言語活動を通じて育成される言語能力（読解力や語彙力等を含む。）、言語活動やICTを活用した学習活動等を通じて育成される情報活用能力、問題解決的な学習を通じて育成される問題発見・解決能力などが考えられる。

■主体的・対話的で深い学びの実現

- ・「主体的な学び」とは、課題設定と振り返りが重要となる。
- ・「対話的な学び」には、多様な他者と力を合わせて課題解決に向かうことが欠かせない。
- ・「深い学び」とは、探究的な見方・考え方を働かせながら探究的な学習の過程を一層重視し、学習過程の質的向上を目指すことである。

■言語能力・情報活用能力など全ての学習の基盤

- ・言語能力とは、「創造的思考とそれを支える論理的思考」「感性・情緒」「他者とのコミュニケーション」の三つの側面の力を働かせて、情報を理解したり文章や発話により表現したりする資質・能力のこと。
- ・情報活用能力とは、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のこと。

(4) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

(6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

2 第2の内容の取扱い（一部略）

(2) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

(3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。

(5) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。

■適切な学習活動を行うこと

・特別活動の学校行事を総合的な学習の時間として安易に流用して実施することは許容していない。

■学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導

・探究するための資質・能力を育成するためには、一人一人の学習の特性や困難さに配慮した学習活動が重要である。（具体例を参照）

■他者と協働して学習活動を行う意義

・他者へ説明することにより生きて働く知識及び技能の習得が図られること。
 ・他者から多様な情報が収集できること。
 ・よりよい考えが作られること。

■言語により分析し、まとめたり表現したりする

・言語能力は全ての学習の基盤となる力であり、探究的な学習では、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりすることは、自らの学びを意味付けたり価値付けたりして自己変容を自覚し、次の学びへと向かうために特に大切にすべきことである。

■考えるための技法を活用する意義

・探究の過程のうち特に「情報の整理・分析」の過程における思考力、判断力、表現力等を育てる。
 ・協働的な学習を充実させる。
 ・総合的な学習の時間が、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成すると同時に、各教科等で学んだ資質・能力を実際の問題解決に活用したりするという特質を生かす。

（活用の仕方を参照）

■情報手段を主体的に選択し活用できるように配慮

・生徒の探究的な学習の過程において、コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを適切かつ効果的に活用することによって、より深い学びにつなげるという視点が重要である。

■体験活動は、探究的な学習の過程に位置付ける

・必ず総合的な学習の時間の目標及び内容を踏まえたものであること。
 ・総合的な学習の時間と特別活動との目標や内容の違いを踏まえ、それぞれの時間に相応しい体験活動を行わなければならない。

■ 特別活動 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 各学校において特色ある取組が進められているが、各活動・学校行事において身に付けるべき資質・能力は何なのか、どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につながるのかということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきたという実態も見られる。
- 社会参画の意識の低さが課題となる中で、自治的能力を育むことがこれまで以上に求められていること、キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待が大きいことがある。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【特別活動における見方・考え方】

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」…自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けること。

② 目標の構成の改善

- ・「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱（(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」）にそって目標を整理した。
- ・特別活動は学級活動、生徒会活動、学校行事で構成されているが、すべて第1の目標に示した「資質・能力」を身に付けることを目指して行うものであるとし、各活動・学校行事それぞれについての目標いずれも、第1の目標に示す資質・能力を育てるものであることを示した。

(2) 指導内容の改善

① 内容の構成の改善

〔学級活動〕

- ・「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」の指導の充実を図るため、(2)、(3)の内容を、各項目の関連に配慮して整理した。

② 学習内容の改善・充実

〔学級活動〕

- ・学習の過程として、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。
- ・総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につながったり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

〔生徒会活動〕

- ・内容の(1)を「生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営」とし、生徒が主体的に組織をつくることを明示した。

〔学校行事〕

- ・職場体験等の体験活動を引き続き重視することとした。

- ・健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

② 学習指導の改善・充実

- ・特別活動の深い学びとして、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
- ・学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ることとした。
- ・いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ・異年齢集団による交流を重視するとともに、障がいのある生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの特別活動の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 5 章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第 5 章の規定によるものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては、新中学校学習指導要領第5章 特別活動の規定にそって行うものとする。

(2) 学習指導上の留意事項

- ・第5章の第2〔学級活動〕の3の(2)に示されている、2の(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」の指導の際に活用する「生徒が活動を記録し蓄積する教材等」については、文部科学省等が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域、各学校における実態に応じ、学校間で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが期待される。
- ・指導に当たっては、書いたり蓄積したりする活動に偏重した内容の取扱いにならないようにしたり、プライバシーや個人情報保護に関して適切な配慮を行ったりすることも求められる。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点</p> <p>※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説 特別活動編」の「2 特別活動改定の趣旨及び要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>第1 目標</p> <p>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</p> <p>(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</p> <p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容</p> <p>〔学級活動〕</p> <p>1 目標</p> <p>学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容 (前文 略)</p>	<p>【目標の前文】</p> <p>・「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、～（中略）～集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」は、これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたものを、より具体的な学習の過程として示した。</p> <p>【目標の(1)～(3)】</p> <p>・「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱（(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」）に沿って目標を整理。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>学級活動、生徒会活動及び学校行事で育成する資質・能力も、それぞれ別個のものではなく、すべてこの第1の目標の実現に向けていくものであるとしている。</p> <p>よってこのあとの各活動及び学校行事の「目標」の末尾すべてに「…を通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す」としている。</p> <p>【〔学級活動〕目標】</p> <p>・前半の「解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり」が、学級活動の内容の(1)における一連の活動、後半の「学級での話し合いを生かして～（中略）～意思決定して実践したりする」が、(2)(3)における一連の活動をそれぞれ示している。</p> <p>【〔学級活動〕内容の構成】</p> <p>・(1)が「集団としての合意形成」について、(2)(3)が「一人一人の意思決定」について、指導する内容として整理してある。</p> <p>・(2)(3)の項目数が、それぞれ現行から2項目から4項目減っている。これは、内容の精選とともに、<u>学級活動の内容として(1)を重視する姿勢をより強く打ち出したものである。</u></p> <p>・ア、イ、ウ…の項目のみを示していたものを、全ての項目について具体的な学習過程を示すようにした。</p>

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。
- イ 学級内の組織づくりや役割の自覚
学級生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上
生徒会など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、学級としての提案や取組を話し合って決めること。

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

- ア 自他の個性の理解と尊重, よりよい人間関係の形成
自他の個性を理解して尊重し, 互いのよさや可能性を發揮しながらよりよい集団生活をつくること。
- イ 男女相互の理解と協力
男女相互について理解するとともに, 共に協力し尊重し合い, 充実した生活づくりに参画すること。
- ウ 思春期の不安や悩みの解決, 性的な発達への対応心や体に関する正しい理解を基に, 適切な行動をとり, 悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。
- エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや, 事件や事故, 災害等から身を守り安全に行動すること。
- オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成
給食の時間を中心としながら, 成長や健康管理を意識するなど, 望ましい食習慣の形成を図るとともに, 食事を通して人間関係をよりよくすること。

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

- ア 社会生活, 職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用
現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり, 自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら, 学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て, 振り返ること。
- イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
社会の一員としての自覚や責任を持ち, 社会生活を営む上で必要なマナーやルール, 働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。
- ウ 主体的な進路の選択と将来設計
目標をもって, 生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し, 自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

■(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
・「特別活動の自発的, 自治的な活動の中心となる内容」と解説に明記。
- イ 学級内の組織づくりや役割の自覚
・現行「分担処理」という表記が「役割の自覚」に変更。

■(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

- ・現行ではア～ケの9項目だったのが, 内容が精選・整理され, ア～オの5項目になった。
- ア 自他の個性の理解と尊重, よりよい人間関係の形成
・現行(2)のイとオの内容が統合された形。
- イ 男女相互の理解と協力
・現行(2)のエ。
- ウ 思春期の不安や悩みの解決, 性的な発達への対応
・現行(2)のアとクの内容が統合された形。
- エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
・現行(2)のキ。
- オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成
・現行(2)のケ。

■(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

- ・現行の(3)は「学業と進路」という項目だったが, 総則第4の(3)に, 「特別活動を要としつつ, ～(中略)～キャリア教育の充実を図る」と示されたことを受け, 内容が改められた。
- ・現行ではア～オの5項目だったのが, 内容が精選・整理され, ア～ウの3項目になった。
- ア 社会生活, 職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用
・現行(3)のアとイの内容が統合・整理されている。
- イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
・現行(3)のエに, 「社会参画意識」という視点が加えられた。
- ウ 主体的な進路の選択と将来設計
・現行(3)のオと同じ文言だが, 内容としては現行のウも含んで整理している。

3 内容の取扱い

(1) (略)

(2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につながったり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

〔生徒会活動〕

1 目標

(略)

2 内容

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。
- (2) 学校行事への協力
学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。
- (3) (略)

〔学校行事〕

1 目標

全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) (2) (略)
- (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

- (4) (略)

■ 3 内容の取扱い (2)

「その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」については、中教審答申等では「キャリア・パスポート(仮称)」として述べられていた。今後文部科学省では、まず高等学校での実践を進め、参考事例として小学校及び中学校にも示していく運びを検討している。

【〔生徒会活動〕内容】

■ 内容の前文

「それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し」



「活動の意義」を生徒に理解させることを重視。この後の各項目でも強調されている。

■ (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

「組織づくり」ということが新たに加えられた。これは、自発的、自治的な活動という面をさらに強く打ち出すためである。

■ (2) 学校行事への協力

〔学級活動〕(1)のウ「学校における多様な集団の生活の向上」の解説編において「生徒会活動や学校行事の単なる準備や練習、片付けの時間にならないように十分留意する必要がある」とあることに留意。

【〔学校行事〕 目標】

・「公共の精神を養い」は、教育基本法第二条(教育の目標)第三号の「公共の精神に基づき」を受けて、学習指導要領第1章総則第1の2の(2)において「公共の精神を尊び」と表されたことと併せて、学校行事の目標に位置付けられた。

■ 内容の前文

「全ての学年において」と新たに表記された。これは、これ以下の(1)～(5)の内容について、全学年扱わなければならないということの意味している。(第〇学年では(1)と(2)と・・・という扱い方はしない。)

■ (3) 健康安全・体育的行事】

「事件や事故、災害等から身を守る」は、昨今の状況を踏まえて新たに表記。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

3 内容の取扱い (略)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

(2) (3) (略)

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(5) (略)

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) (2) (略)

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。

(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

(以下略)

■(5) 勤労生産・奉仕的行事

・解説編では、「職場体験活動については、～(中略)～一定期間(例えば1週間(5日間)程度)にわたって行われることが望まれる」としている。

【新設】■指導計画の作成(1)

・『特別活動の各活動及び学校行事を見通して』とは、各活動・学校行事の全体を通して『主体的・対話的な学び』の実現を図るということであると解説編に示されている。

【新設】■指導計画の作成(4)

・障がいのある生徒などの指導に当たって、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを示している。

■内容の取扱い(3)

・今回初めて「カウンセリング」という言葉が用いられ、ガイダンスと併せて効果的に活用するよう示された。
 ・「主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。」(総則第4の1の(1))
 ・「特に入学当初においては、…」以下の部分は、いわゆる「中1ギャップ」の解消を意図した内容である。

・解説編にて「特別活動におけるカウンセリングとは専門家に委ねることや面接や面談を特別活動の時間の中で行うことではなく、教師が日頃行う意図的な対話や言葉掛けのことである」としている。
 ・進路指導、生徒指導と間違った意味で結び付けた威圧的な指導は絶対に行わないよう、くれぐれも留意すること。

中学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

※ 「道徳」は平成31年度から、「特別の教科である道徳」となる。